

め、TICAD7に向けて連携合意文書を締結することに合意した。また、世界銀行が主催した世界開発報告出版セミナー、アフリカの教育レポート出版セミナーにて、機構のアフリカでの基礎教育協力の取組を発信した。

- ・ **教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education : GPE）**：GPEからの要請に応え、機構職員を半年間 GPE に派遣し、GPE との連携促進やワシントン DC からのセミナー・ブログ記事を通じた機構の優良事業の発信に貢献した。そのうち、ニジェールでの機構と GPE の連携による成功事例の記事は GPE のトップページに 6 週間掲載された。
- ・ 算数・数学教科書等の開発に係る技術協力プロジェクトを実施中の中米 4 か国を対象とした広域セミナーをエルサルバドルで開催し、プロジェクト C/P 及びエルサルバドル国内の教育行政官・教員約 230 名が参加し、機構本部より機構の基礎教育協力の取組を発信するとともに、各国より技術協力プロジェクト実施を通じて得られた学びが共有された。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に貢献するため、2016 年度に策定した「SDGs ポジションペーパー（教育）」に基づき、SDGs ターゲット 4.1 に資する質の高い初等教育修了に向けた基盤整備を 21 件、4.c に資する質の高い教員輩出に向けた協力を 4 件実施した。また、SDGs ターゲット 4.5 に資するジェンダー格差・脆弱層へ支援及び 4.6 に資する基本的な読み書き能力向上に向けた案件を 3 件実施、1 件準備した。
- ・ SDGs ゴール 4 における日本国内への裨益として、ホンジュラスで機構の「算数指導力向上プロジェクトフェーズ 2」により開発され、同国で独自に改訂が進められている小学算数教科書・教員指導書を、日本国内の西語ルーツを持つ児童生徒への学習指導に活用すべく、兵庫県教育委員会子ども多文化共生センターに供与した。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 機構事業を通じて開発支援を行った教材やモデルの全国普及に向け、先方政府予算だけでは困難な場合も散見される。継続して先方政府による予算措置を求めていくことに加え、外部資金動員に向けたカウンターパートや他ドナーと協議を強化していく方針である。

No.2-7 スポーツ

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
ボランティアを通じた活動の裨益者数	7.3 万人 ⁵¹	11.5 万人	22.9 万人
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	2020 年に 162 人 ⁵²	265 人	215 人

(1) スポーツと開発

① ボランティア（隊員）派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業の実施

⁵¹ 2014-2015 実績平均

⁵² SFT 目標値（2012 年度実績（81 人）を 2020 年までに倍増）

- ・ **体育・スポーツ職種の隊員の派遣**：日本式体育が持つ多様な価値（社会性向上，礼節促進等）の普及のため，体育分野のほか，柔道等各種スポーツ分野の隊員を派遣した。
- **技術協力「ボスニア・ヘルツェゴビナ スポーツを通じた信頼醸成プロジェクト」**：ボスニア・ヘルツェゴビナでは，各民族が異なる教育カリキュラムを採用しており，国民の一体性及び民族間の相互理解を阻害する大きな要因となっている。こうした中，機構が 2016 年度より作成・導入支援していた 3 民族共通の保健体育科目の共通コアカリキュラム（CCC：Common Core Curriculum）が正式に発効し，2018 年 3 月に同国官報に掲載され，CCC 導入のための支援を継続している。CCC は，特定の民族やスポーツが得意な生徒に偏らない，包摂性・多様性・公正性に配慮した内容となっており，この視点が同国における保健体育教育の政策全体に反映されることが期待される。
- ・ **課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」**：障害者のエンパワーメントや障害者スポーツを幅広く学び，自国で適用可能な障害者スポーツの各種ルールや指導法，広報の在り方に関する知識・技術の習得を目的とした研修員を 9 か国から 9 名受け入れ，各国の障害者スポーツの現状・課題が整理され，障害者の社会参加促進に係るアクションプランが策定された。
- ② **競技団体・大学等の関係機関とのネットワークの構築**
 - ・ **「スポーツと開発」協力構想会議**：スポーツ分野の事業の方向性や対外発信の検討を目的に開催した「スポーツと開発」協力構想会議（9 月，2 月）で，スポーツ庁，東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（オリ・パラ組織委員会）から外部委員の参加を得て，具体的な連携に係る協議を行った。また，4 月に公開した「JICA『スポーツと開発』事業取り組み方針」への助言を得た。
 - ・ **外部団体との連携**：スポーツ庁「スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会」に委員として参画し，国際協力の観点から東京オリンピック・パラリンピック後も含む SDGs 達成におけるスポーツの果たしうる役割について提言する等，「スポーツ国際戦略」の策定に貢献した。また，スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム（SFTC：Sports for Tomorrow Consortium）事務局運営委員会への参加・協力，オリ・パラ組織委員会が 2019 年度以降に実施する「パラリンピック関連人材育成を通じた国際貢献プログラム『Road to Tokyo』」の準備作業に参画し，障害者スポーツ分野の機構の事業の取組についての情報共有を行った。
- ③ **機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催，相手国政府への発信**
 - ・ ブラインドサッカー競技団体及び同競技の日本代表選手をセネガルに派遣し，先方政府や地域住民との意見交換，現地小学校 3 校（対象生徒数約 200 名）でのスポーツイベントを実施した。イベントにはセネガル政府の次官クラスや障害者スポーツ団体代表，日本大使館関係者等が参画し，現地での障害者スポーツ推進やインクルージョン教育の普及を行った。
 - ・ インドネシア及びペルーの視覚障害者柔道選手団（コーチや競技団体関係者を含む）を東京国際視覚障害者柔道選手権大会及び合同合宿練習に招へい（同大会・合宿には日本を含む 15 か国，63 名の選手が出場）。大会や合宿を通じ，両国の選手及び競技団体関係者に対し，視覚障害者柔道の技術を普及するとともに各国団体との連携を強化した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 「JICA『スポーツと開発』事業取り組み方針」で，「スポーツと開発」事業を実施する意義の一つとして SDGs への貢献を定義し，同方針を策定・公表した。また，インドネシア及びペルーの視覚障害者柔道選手団を本邦で行われた国際試合及び合宿に招へいし，両国選手及び関係団体の技術向

上及び連携強化に貢献した。

- ・ 既述のとおり、ボスニア・ヘルツェゴビナでの協力を通じて SDGs ゴール 16 が掲げる平和で包摂的な社会の促進に寄与するとともに、課題別研修を通じて障害者の社会参加を促進することでSDGs ゴール 3 が掲げる全ての人々の健康的な生活の確保と福祉の促進に寄与した。

(3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 2019 年 8 月の TICAD 7, ラグビーワールドカップ, 東京 2020 への参加促進に向け, 引き続き関係機関との連携や内外への情報発信等を強化していく。

No.2-8 社会保障・障害と開発

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
社会保障に係る研修実績	128 人 ⁵³	135 人	82 人
障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	213 人 ⁵⁴	467 人	2,666 人

(1) 社会保障制度の構築に向けた具体的な施策の実施

- ・ **インドネシア「社会保険実施能力強化プロジェクト」**: 社会保険士資格の創設に向け, インドネシアで省令作成を目指して有識者派遣や本邦招へいを通じたハイレベル間の協議を促進し, 政府関係機関 5 者間の調整を支援した。全国社会保険労務士会連合会・国際労働機関 (ILO: International Labour Organization) 共催「国際社労士シンポジウム」(12 月) にはインドネシア政府関係機関から 21 名が参加し, 社会保険労務士の資格及び実際の業務内容について理解を深めた。これらを通じ, インドネシアの関係機関の間で資格創設に向けての作業工程を合意した。
- ・ **タイ「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」**: 急性期から慢性期に至るリハビリテーション等の切れ目ないサービスの提供に向け, プロジェクトのパイロットサイト等を第 1 回合同調整委員会 (JCC: Joint Coordination Committee) で決定し, 協力を進める拠点を定めた。また, 2 回の国別研修を通じて札幌市, 名古屋市, 佐久市等における地域包括ケアの取組に係る講義・視察等を経て, タイ側の施策等の検討に向け理解を深めた。
- ・ **モンゴル「社会保険実施能力強化プロジェクト」**: モンゴルの公務員が科学的かつ長期的な視野で年金制度を立案できるように本邦及び現地にて年金数理の研修を実施したほか, 窓口サービス向上等の技術移転を実施し, 市民の立場に立った行政サービスに向けて改善を図った。
- ・ **日本式介護技術の輸出への貢献**: 日本政府が 2020 年までのベトナム介護人材 1 万人の受入を目標化。長野県小諸市のぞみグループが機構の案件化調査で日本式介護技術の輸出調査に着手した (介護人材育成学校と介護施設併設のモデルをハノイで整備する計画。ベトナムの介護教育分野における日本式介護士教育プログラムの普及と認定介護職員初任者研修修了者による要介護者への適切な介護サービス提供等により, 介護士技術が向上し, 雇用が確保され, 要介護者への適切なサービスが提供されることを目指す)。
- ・ **アジアにおける UHC 達成のための高齢化対応**: 2018 年 11 月に開催されたリトリートにおいて, 2017 年 5 月に機構, ADB の間で締結された健康危機対応及び高齢化を含む UHC 達成に関する覚

⁵³ 前中期目標期間 (2012-2015) 実績平均

⁵⁴ 2014-2015 実績平均

書（MOU）の進捗と今後の連携について ADB 関係者と意見交換を実施。また、2019 年 2 月には国際会議“アジア・太平洋地域における UHC 達成にむけて”を ADB と東京にて共催し、高齢化社会への対応を含むアジアにおける UHC 達成への課題や各国の取組や経験を共有した。

(2) 社会的弱者への配慮に向けた具体的な施策の実施

- ・ **情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参画促進プロジェクト**：印刷物を読むことに障害のある人が理解しやすい形式で図書・文書を提供するための、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用した DAISY（Digital Accessible Information System）に関し、民間連携事業を通じて、世界初のアラビア語版のソフトウェア開発を進めるとともに、同ソフトウェアの活用を通じた DAISY 図書作成の普及支援を目的とした「情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参画促進プロジェクト」の討議議事録（R/D：Record of Discussions）に署名し、本邦及び現地で啓発セミナーを実施した。特に、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）とユネスコの共催によりエジプトで開催されたアラブ地域の Digital Inclusion Week での発信は現地メディアにも取り上げられ注目を集めた。本プロジェクトによりエジプトに加えて将来的には全アラビア語圏で印刷物を読むことに障害をもつ人々に対する印刷物のバリアフリー化が期待される。
- ・ **南アフリカ「障害者のエンパワーメントと障害主流化促進プロジェクト」**：南アフリカ政府の社会開発省の副大臣とともに周辺国（レソト、モザンビーク）を訪問し、本プロジェクトの紹介及び障害と開発分野への啓発を実施した。また、5 月にザンビアで開催された第 6 回アフリカ CBR（Community Based Rehabilitation）会議（アフリカ諸国から 400 名以上が参加）にプロジェクト関係者が出席してプロジェクトの概要・成果を発信し、関係者から高い関心が寄せられた。
- ・ **モンゴル「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」**：今年度は障害平等研修（DET：Disability Equality Training）ファシリテーターが新たに 16 名養成され、計 32 名のファシリテーターが精力的に活動している。ファシリテーターによって、行政機関や民間企業を対象とした DET が計 200 回近く 5,000 人以上を対象に実施された。育成されたファシリテーターは積極的に社会参加する障害者のロールモデルとしての役割を果たしている。
- ・ **事業への障害の視点の組込を推進する取組**：機構の事業に携わるコンサルタント、NGO 関係者を対象に能力強化研修「障害と開発」を実施し、17 名が参加した。また、機構内の関係者を対象に「障害主流化セミナー」を実施し、31 名が参加した。さらに、円借款案件 26 件について障害配慮コメントを作成した。加えて、改定中のエクアドル国別援助方針に障害の視点を組み込むコメントを作成した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ターゲット 1.3 記載の適切な社会保護制度及び対策の実施と脆弱層の十分な保護、8.5 記載の障害者を含むすべての人間の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、10.4 記載の平等の拡大を漸進的な達成等、多岐にわたる項目に資する事業を既述のとおり実施した。
- パラグアイで南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修を実施し、48 名の物理アクセシビリティ監査員が登録され、国立法令に基づき物理的アクセシビリティ認証制度を国家事業として実施することが可能となった。また、同国政府や聴覚障害当事者組織が中心となって、南米初の「地方の方言を含むパラグアイ手話デジタル辞書」が作成され、聴覚障害者の包摂が推進された。

これらの活動が契機となり、同国の国家障害者人権庁に「情報・コミュニケーション・手話」小委員会が新設された。

- ・ 児童労働撲滅に向け、機構内での啓発として児童労働反対世界デー（6月12日）に合わせて勉強会を実施した。また部署横断的なメンバーからなる児童労働タスクを立ち上げ、民間企業、NGO、国際機関等と意見交換し、機構が貢献可能な対応策を検討した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 国内リソースが極めて限定的なことによる安定的な事業運営への制約が大きいため、国内リソースを開拓し、専門家や本邦研修先の調達方法の多角化を図る。

3-3. 指摘事項への対応

＜指摘事項＞

国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョンや UHC フォーラム東京宣言、平和と成長のための学びの戦略、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ等を踏まえ、SDGs 達成や TICAD 7 に向けて、新たな分野の取組・パートナーとの連携の検討及び着実な実施に期待したい。栄養・スポーツ分野において、内外の関係各所と連携しつつ具体的な取組がなされることを期待する。（2017 年度主務大臣評価報告書、No.2「開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進」）

＜対応＞

SDGs 達成や TICAD 7 に向けて、新たな分野の取組・パートナーとの連携を検討・実施した。具体例として、保健分野では、厚労省等との協働に基づく患者安全やサービスの質向上の優良事例集の作成・配布、民間セクター参画促進を含む UHC2030 貢献策の具体化のリード、世銀グループが提唱する Human Capital Index への技術的助言、IHR 遵守促進や公衆衛生の備えの強化に向けたアフリカ CDC との連携促進、人獣共通感染症への対応に向けた OIE との連携に向けた調整、WHO との連携に基づく母子手帳を含む家庭用母子健康記録の国際標準設定を目的とするガイドラインの策定等を実施した。水分野では、機構実施分では初となる事業・運営権対応型無償資金協力の準備調査、自治体のノウハウを活用した無償資金協力の工事、日本の開発経験を伝える水道分野初の留学生事業、アフリカ域内での初の学び合い、栄養改善における水・衛生分野の重要性の課題別研修を通じた啓発等を実施した。教育分野では、J-PAL 及びプラサムとの MOC 締結及びシンポジウムの共催、GPE との連携に基づく優良事例の発信等を実施した。社会保障分野では、本邦企業との連携も踏まえつつ、障害者のアクセシビリティ改善に向けた技術協力の R/D に署名した。

また、栄養・スポーツ分野では、内外の関係各所と連携しつつ取組を推進した。具体例として、栄養分野では、IFNA を通じて国際機関をはじめとする開発パートナーとの緊密な連携し、ICSA 策定ワークショップを初めて開催したほか、モザンビークで水・農業・保健分野の技術協力、無償資金協力を分野横断的に展開する栄養改善の協力形成準備等を実施した。また、栄養改善事業推進プラットフォームを通じて、国内の関係各省庁や民間企業等との連携し、同プラットフォームメンバーの不二製油グループ本社株式会社の提案が機構民間連携スキームに採択されたほか、インドネシア、ベトナムにて同プラットフォームの支援事業を形成した。スポーツ分野では、「JICA『スポーツと開発』事業取組方針」を策定・公表するとともに、「スポーツと開発」協力構想会議（9月、2月）で、スポーツ庁、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より外部委員の参加を得、同分野の連携可能性等について協議した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：一部の指標において目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、独立行政法人の評価に関する指針（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、包摂性に留意しつつ、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発に貢献した。特に、① 機構の人的資本の取組への評価（Human Capital Champions に任命、母子保健手帳の活用推進に係るガイドラインの策定、IFNA 国別アクションプラン承認）、② SDGs 達成に資する定量指標の改善（母子保健及び教育関連指標）、③相手国ニーズに対する日本の技術・制度の導入支援（エジプト日本式教育の導入・展開、教科書全国配布）④自治体の知見を活用した事業の実施（北九州市企業共同企業体による浄水場支援）、特筆すべき成果をあげた。

- ◎ **人的資本への取組の評価【④】**：機構のこれまでの人的資本に対する取組が評価され、世銀総裁からの要望を受けて、機構理事長が唯一の日本人として人的資本の重要性を世界に訴える Human Capital Champions に任命。

1. UHCを目指した保健システムの強化

- UHC 実現に資する政策策定支援を 6 か国で展開、保健政策に係る研修を 145 名に実施。
- UHC2020 運営委員会、アフリカ健康ビジネスシンポジウム、プライマリーヘルスケア国際会議等の国際会議にて、機構の取組・成果を発信。
- ◎ **5S カイゼン手法の発信【③】**：患者安全サミット閣僚級会合へ登壇し、患者安全の推進による UHC 達成や日本発「カイゼン」と「人間のお産」の成果発現例を発信。本サミットは、43 か国の閣僚や従来直接的な接点が少なかった国内外の患者安全の専門家等約 500 人が一堂に会する貴重な場であり、日本の取組としての 5S カイゼン手法を用いた患者安全や保健医療サービスの質向上が広く認知・評価された。
- ◎ **保健計画管理能力の向上【②】**：ミャンマーにて、各病院から保健スポーツ省への電子データによる病院管理情報の報告件数が約 4 倍に増加し、中規模以上の公立病院全 85 か所をカバーし、保健スポーツ省による病院整備、人員配置、サービス改善等の政策判断に病院情報が活用可能となった。5S カイゼンの取組が支援対象地域以外にも普及し、計 5 か所の州・地域に拡大し、医療従事者及び患者の満足度が向上。
- ◎ **地域保健活動の推進【②】**：スーダンにてコミュニティ管理の地域保健活動を推進し、支援対象 10 コミュニティのうち、7 コミュニティで自発的に診療拠点が整備された。5S の取組も進み、カルテ探しが 1 時間から 1 分に短縮された事例もあった。
- ◎ **協力終了後の自律的展開【②】**：ケニア支援対象県での麻疹の予防接種率が 61%→94%、75%→82% に向上。外来病棟及び救急病棟の改修により、外来患者数が約 1.8 倍、手術件数が 3 倍に向上し、医療サービスの安定的提供（例：患者を他病院に搬送する必要なく診療）に貢献。日本の協力が可視化された優良事例として外務省広報資料に掲載。
- ◎ **伝統的出産助産者との連携の促進【③、④】**：ナイジェリアのラゴス州では、伝統的出産助産者が有する情報の集約が困難であったが、伝統的出産助産者が有する妊産婦に係る情報を収集する制度と電子化システムを構築。当該電子システムはナイジェリアで普及している郡保健情報システムへの組込が可能。

2. 感染症対策の強化

- 公衆衛生の強化に向け検査室の能力・サーベイランスを強化（西アフリカ諸国、ベトナム、エチオピア）

ア、ミャンマー)。世界保健安全保障アジェンダとの連携強化（インドネシア閣僚級会合への参画、アクションプラン達成に向けた事業の形成）。

- ◎ **エボラ出血熱アウトブレイク対応【②、④】**：コンゴ民主共和国中部で流行したエボラ出血熱に対し、調査チーム及び国際緊急援助隊感染症対策チームを派遣し、キンシャサにてサーベイランス及び検査診断での支援を通じて、エボラ出血熱流行の終息に貢献。保健省より検疫手法が高く評価され、北部のエボラ出血熱流行への対応でも同手法が活用された。

3. 母子保健の向上

- 乳幼児死亡率や妊産婦死亡率改善に向けた事業を実施（タイ、コートジボワール等）。各国での母子保健手帳普及を支援（アフガニスタン、ガーナ、アンゴラ）。
- ◎ **村落助産師の有用性認識【②】**：スーダン政府がコミュニティと保健システムのつなぎ役として機能し得る現状唯一のヘルスワーカーである村落助産師の重要性を認識し増員を進め、スーダン全土の村落助産師人数が 2012 年～ 2017 年の間に約 44%増加（2017 年時点で計約 23,000 人）。
- ◎ **乳児死亡率の大幅改善【②】**：ボリビア全体の乳児死亡率が 2008 年時点で 1,000 件あたり 63 件である中、ラパス県対象地域の乳児死亡率が 1,000 件あたり 1 件（2015 ～ 2017 年）に大幅改善（SDGs ターゲット「5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすこと」と比して大きな貢献）。施設分娩率も支援対象市にて 46.7%（2010 年）→ 81.9%（2017 年）に大幅改善。
- ◎ **母子保健手帳の国際的認知【②】**：母子保健手帳の各国での導入を目指し、機構がこれまで協力した国々の知見及び成果をインプットした母子保健手帳を含む家庭用母子保健記録の国際標準設定に係るガイドラインを WHO と連携して策定。今後、母子の健康に関する記録を統合する動きが進むことが期待される。

4. 栄養の改善

- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」を推進（メンバーが 7 団体増加（累計 63 団体）、メンバーである不二製油グループによる栄養改善及び女性の収入向上を目的とした事業が機構民間連携事業に採択）。
- ◎ **IFNA 国別アクションプラン【②】**：各国政府が国別の栄養改善のためのアクションプランを承認（マダガスカル、セネガル、ブルキナファソ）。ICSA 策定プロセスを通じて、政策立案者から現場での活動従事者まで栄養改善に関わる関係者が、省庁・セクターの垣根を越えて栄養改善に係る理解を深め、IFNA の政策レベルの主流化に貢献。

5. 安全な水と衛生の向上

- 安全な水へのアクセス改善に係る自治体と連携した事業を形成・実施（ベトナム、カンボジア、ラオス、パキスタン等）。
- 日本の水道事業の知見を国際社会へ積極的に発信（第 11 回国際水協会世界会議・展示会等）
- ◎ **避難民への支援【③】**：バングラデシュ政府、国際移住機関（IOM）、NGO 等と効果的に連携し、深井戸等の給水施設（約 4 万人に裨益しキャンプ内最大規模）の建設に取り組み、井戸の掘削作業を完了した。給水施設整備はキャンプ内の避難民のニーズを熟知する IOM が行い、水質管理はバングラデシュ政府公衆衛生工学局が行う等、互いの強みをいかした協働実現に向けた調整に加え、機構は実施中の技術協力の活動内容を柔軟に調整し、井戸掘削に迅速に対応した。
- ◎ **自治体との連携強化【②】**：日本の水道事業の知見・経験をいかすべく、水道分野で技術協力プロジェクト初となる自治体との協定書（埼玉県、さいたま市、川崎市、名古屋市、神戸市）を締結し、各自治体の強みをいかして 4 自治体より、専門家派遣や本邦研修実施の安定的な支援を得て事業を実施する体制を構築。

6. 万人のための質の高い教育

- インクルーシブ教育に係る事業を実施（アフガニスタン、レバノン、スリランカ）。
- 世銀や GPE との連携を推進し、機構のアフリカでの基礎教育の取組を発信
- ◎ **世界銀行等との連携による基礎学力の向上【②】**：ニジェールにて、コミュニティと学校の協働による学習の質改善モデルを開発。世銀及び GPE と同モデルを 3,200 校の児童 20 万人を対象に同モデルを導入し、算数試験の正答率が 30%以上向上。
- ◎ **学力格差緩和のためのモデル開発【②, ④】**：モロッコにて、基礎計算力の向上等、子どもの学力格差緩和のためのモデルを開発。パイロット校で導入した結果、4 年生の基礎計算テストの正答率が50%向上。教育省は同モデルを全国の州教育局のアクションプランに導入・実施するよう通達を発出。
- ◎ **協力成果の国家承認【②, ④】**：先方政府による機構が開発した教科書に対する高い評価の結果、同教科書を全国一斉配布（ホンジュラス（12.6 万人）、ミャンマー（130 万人）、ラオス（19 万人）、パレスチナ（43 万人）、学校運営改善ガイドラインの配布（ネパール）、カリキュラムマネジメントサイクルガイドラインの策定・大臣承認（モンゴル）、識字教育モニタリングマニュアルの配布（アフガニスタン）。
- ◎ **日本式教育の導入・展開【②, ④】**：エジプト・日本学校 35 校が開校し、大統領が開校セレモニーに出席。エジプト政府により学ぶ意欲や公平性・協調性の醸成に資する日本式教育が評価され、日本の学校教育の特色である学級会・日直を新カリキュラムに導入・展開し全国の小学校で毎週実践。

7. スポーツ

- 「『スポーツと開発』事業取組方針」を策定・公開。スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会、SFTC 事務局運営委員会等に参加し、スポーツ国際戦略の策定に貢献。
- ◎ **スポーツを通じたボスニア・ヘルツェゴビナ信頼醸成【②, ③】**：ボスニア・ヘルツェゴビナでは、各民族が異なる教育カリキュラムを採用しており、国民の一体性及び民族間の相互理解を阻害する大きな要因となっている。こうしたなか、民族間の相互理解を促進するべく機構が作成・導入を支援した 3 民族共通の保健体育科目の共通コアカリキュラムが正式発効。同カリキュラムは、特定の民族やスポーツが得意な生徒に偏らない、包摂性・多様性・公正性に配慮した内容となっており、右の視点が同国における保健体育教育の政策全体に反映されることが期待される。

8. 社会保障・障害と開発

- 社会保障制度の構築、社会的弱者への配慮に向けた事業を形成・実施（インドネシア、タイ、エジプト、南アフリカ）。
- ◎ **社会的弱者への配慮の促進【②】**：パラグアイにて南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修制度の実施を通じて、障害当事者を中心に監査員（48 名）の登録を行った結果、これまで機能していなかった物理的アクセシビリティ認証制度が実施可能となり、障害者が利用しやすい施設・設備への改善に貢献。南米初の「地方の方言を含むパラグアイ手話デジタル辞書」を作成。

<課題と対応>

2019 年度に開催予定の G20、TICAD 7、2020 年度に開催予定の UHC フォーラム 2020、栄養サミット等の主要国際会議に向けて、事業の着実な形成・実施に加え、積極的に対外発信することで、国際的な援助潮流の形成に貢献し、他ドナー等との連携を強化する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進に向けた取組について、機構の活

動として、以下の実績が認められる。

1. UHC を目指した保健システムの強化

UHC 実現に資する政策策定支援を 6 か国で展開した他、保健政策に係る研修を 145 人に実施、10 の医療施設で非感染性疾患の治療・検査態勢強化に取り組んだ。

国際機関や第三国と連携した取組として、タイ及びタンザニアと協力して国際研修を実施したほか、機構が実施した優良事例等について国際会議等で発信した。特に患者安全サミット閣僚級会合に登壇し、43 か国の閣僚や従来直接的な接点が少なかった国内外の患者安全の専門家約 500 人に対して、患者安全の推進による UHC 達成や日本の取組の成果例を発信したことは、日本発の 5S カイゼン手法を用いた患者安全や保健医療サービスの質向上が、広く認知・評価された。

具体的な取組としては、ミャンマーにおいて保健計画管理能力の向上に取り組んだ結果、電子データを用いた病院管理情報の報告件数が約 4 倍に向上したほか、5S 改善の取組がプロジェクトの対象地域外の他州・地域計 5 カ所に拡大し、医療従事者及び患者の満足度が向上する等の定量的な成果が確認された。加えて、スーダンにおけるコミュニティ助産師の養成や、ケニアにおける麻疹の予防接種率向上・医療サービスの安定的供給等において定量的な成果が確認された。また、スリランカ、バングラデシュ、ソロモンにおいて、非感染症対策の強化に向けた協力を実施した。

2. 感染症対策の強化

感染症対策に係る研修を 6,785 人に対して実施したほか、公衆衛生上の備えの強化に向けて、西アフリカ諸国、ベトナム、エチオピア、ミャンマーにおいて取組を実施又はその効果が確認された。世界健康安全保障アジェンダとの連携強化の一環として、インドネシア閣僚級会合に機構が参画し、国際保健規則（IHR）のコアキャパシティ強化等について発信したほか、ナイジェリア等でアクションプラン達成に向けた事業の形成に取り組んだ。

特筆すべき取組としては、5 月にコンゴ民主共和国中部で流行したエボラ出血熱に対し、調査チーム及び国際緊急援助隊感染症対策チームを派遣し、エボラ出血熱流行の収束に貢献したこと、特に同チームが支援した検疫所における検疫手法が保健省から高く評価され、8 月に同国北部で発生した流行への対応に同手法が活用されたことは、活動等の難易度の高い地域における取組の成果として評価される。

3. 母子保健の向上

乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた取組を、ヨルダン、スーダン、ボリビア、タイ、コートジボワール等で実施した。特に、ボリビアにおいては、機構が母子保健サービスの質の向上、地域住民による母子保健サービスの主体的な利用の促進、母子保健に関する活動についてのマネジメントの仕組みを強化する支援を行った結果、協力対象地域の乳児死亡率が 1,000 件あたり 1 件（ボリビア全土の 2008 年時点の数値は 1,000 件あたり 63 件）となったことや、施設分娩率が 81.9%に増加した（2010 年時点は 46.7%）ことは、協力の結果大きな成果が発現したことが確認された事例として評価される。

また、母子保健手帳を含む家庭用母子健康記録の国際標準の設定を目的とするガイドラインをWHOと連携して策定したことにより、今後、母子の健康に関する記録を統合する動きが進むことが期待される。策定に際しては、機構及び機構がこれまで協力した国々の知見及び成果をインプットすることで貢献し、母子保健国際会議や、国際小児科学会において同ガイドラインの紹介にも取り組んだ。

4. 栄養の改善

「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長としてプラットフォーム及び本邦企業の参加促進を図るためのセミナーを開催し、メンバー団体の増加や、メンバー企業の民間連携スキーム採用、関連する技術協力の実施等に取り組んだ。

「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」の推進に係る取組として、同イニシアティブの国別アクションプランを策定するためのワークショップをセネガルで開催した他、機構が IFNA 運営委員会の協力のもと策定を支援してきたマダガスカル、セネガル、ブルキナファソの国別の栄養改善のためのアクションプランが、それぞれの政府内で承認された。同アクションプランの策定プロセスを通じて、政策立案者から現場での活動従事者までの栄養改善に関わる様々な関係者が、省庁・セクター

の垣根を越えて栄養改善に係る理解を深め、IFNA の政策レベルの主流化に大きく貢献していることが評価される。

5. 安全な水と衛生の向上

カンボジアにおいて、機構実施分の事業・運営権対応型無償資金協力として初の案件の準備調査に着手した他、TICAD 7 に向けてルワンダ、スーダン、ベナン、ガンビア等における無償資金協力の案件を積極的に形成する等、安全な水へのアクセス改善に向けた取組を実施したことに加え、25,516 人に対して水の供給・利用・管理や衛生に係る研修を実施した。日本の開発経験を伝える水道分野の研修事業として、東京大学工学系研究科都市工学専攻にカンボジア、ミャンマー、ラオスから 4 名の研修員を受け入れるプログラムを開始した。

特筆すべき取組としては、ミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援として、バングラデシュのキャンプ内最大規模となる深井戸等の給水施設を建設する際、給水施設整備は避難民のニーズを熟知する IOM が、水質管理はバングラデシュ政府公衆衛生工学局が行い、機構は実施中の技術協力の活動内容を柔軟に調整することで、関係者間で互いの強みをいかした協働を実現したことが、機構が取り組んだ創意工夫として評価される。

また、日本の水道事業の知見・経験を活かすべく、水道分野における技術協力プロジェクト初となる日本の地方自治体との協定書（埼玉県、さいたま市、川崎市、名古屋市、神戸市）を締結し、専門家派遣や本邦研修実施の安定的な支援が得られる体制を構築したことが日本の知見の活用を通じ、開発効果のスケールアップを図る取り組みとして評価される。

6. 万人のための質の高い教育

子どもの学びの改善に向けた取組を、ニジェール、ネパール、モロッコ、エジプト、ホンジュラス、ミャンマー、ラオス、パプアニューギニア、パレスチナ、モンゴル、カンボジア等で実施した。特に、ニジェール及びモロッコにおいて、機構が開発した子どもの学力格差緩和のためのモデルを世界銀行などとも協力して導入した結果、具体的な学力向上の成果が発現したことや、エジプトにおいて、円借款を通じて開校を支援する日本式学校等 212 校のうち 35 校の開校に際して開催されたセレモニーに大統領が出席し、同国政府から日本式教育が高く評価され、日本の学校教育の特色である学級会・日直・学級指導が全国の小学校用カリキュラムに明記されるなど、日本の知見や経験を活用した教育の質の改善に大きく貢献していることが評価される。

7. スポーツ

スポーツ分野における新規ボランティアを 215 人派遣したほか、課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて民族共通の保健体育科目の共通コアカリキュラムの導入支援を行った。

また、「JICA『スポーツと開発』事業取り組み方針」で、「スポーツと開発」事業を実施する意義の一つとして SDGs への貢献を定義し、同方針を策定・公表した。

8. 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築に向けた施策として、インドネシアの社会保険実施能力強化や、タイの高齢者のための地域包括ケアサービスの改善に向けた事業に取り組んだほか、2018 年 11 月に開催されたリトリートにおいて、ADB と機構が締結した健康危機対応及び高齢化を含む UHC 達成に関する覚書の進捗と今後の連携について ADB 関係者と意見交換を実施したことに加え、国際会議を ADB と共催し、高齢化社会への対応を含むアジアにおける UHC 達成への課題や各国の取組や経験を共有した。

以上の定性的な実績に加え、本項目全体に係る特筆すべき成果として、機構のこれまでの人的資本への投資に係る取組が評価され、世銀総裁からの要望を受けて、唯一の日本人として機構理事長が人的資本の重要性を世界に訴える Human Capital Champions に任命され、世銀総会等の場で人的資本への投資の重要性や、保健・教育・栄養分野の機構の取組を積極的に発信したことは、外部機関から機構の取組が高い評価を得た成果であり、その機会を戦略的に活用して機構の取組を国際場裏に積極的に発表したことが評価される。加えて、定量指標については、学びの改善のための支援により裨益

した子どもの人数が目標値（350 万人）を 42%上回る 498 万人となった。機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口が 44.7 万人となり目標値（44 万人）と同程度の達成であったことも踏まえ、本項目について所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られているとまでは言えないことから、JICA 自己評価は S なるも「A」評価とする。

＜指摘事項，業務運営上の課題及び改善方策＞ （実績に対する課題及び改善方策など）

SDGs 等の国際的な潮流や日本政府方針に留意しつつ，人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進し，絶対的貧困の削減に取り組むことを期待する。その際，業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているような，感染症対策における関連ドナー間での重複回避の調整や，家庭用母子健康記録に係る国際ガイドラインの更なる周知，東京 2020 に向けたスポーツ分野の支援等に取り組むことを期待する。

＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等）

- ・ボリビア・ラパス県での乳児死亡率の大幅改善は，それ自体で大きな成果であることは理解するが，一地方の取組が，乳児死亡改善事業全体，少なくともボリビア一国の改善と係りあいが，明確に理解しづらい。点と背景にある面の関係の説明が加えられれば S 評価の説得力が増すのではないかな。
- ・全体的に様々な事業で大きな成果が見られる。例えば，ボリビアの乳児死亡率の低下等は，特筆すべき成果である。
- ・No. 1～No. 7 の事業関係の項目については，いずれもその成果は高く評価できるものとする。具体的には，No. 2 におけるボリビアにおける乳児死亡率の改善や家庭用母子保健記録の国際標準設定に係るガイドラインの策定は，2018 年度の成果であるとともに，今までの機構の取り組みが成果として発現された結果とも言える。2018 年度 S 評定となった項目も A 評定となった項目の各事業についても，引き続き顕著な成果を達成すべく取り組んでいただきたい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 30 年度開発協力重点方針，国家安全保障戦略，女性・平和・安全保障に関する行動計画，法制度整備支援に関する基本方針，自由で開かれたインド太平洋構想
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度，難易度	【重要度：高】【難易度：高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり，目標達成に法人の創意工夫を要し，かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度外務省政策評価事前分析表 30-VI-1 経済協力 平成 30 年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力，0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット 情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	15,000 人 (2016-2018) ⁵⁵	5,000 人	6,115 人	5,279 人			
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			5,446	4,914 ⁵⁶			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (2)，中期計画：1. (3) 年度計画 1. (3) 普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現 ア 公正で包摂的な社会の実現 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ，民事法や経済法を中心とした法制度の整備及び確立，立法府，司法府，中央・地方の行政，公共放送の機能強化等に向けた事業を実施する。 - 特に，法整備に関しては，東南アジア地域を中心とした重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を行うとともに，TICAD 7 への貢献も念頭に，アフリカ地域に対する刑事司法分野の支援方針を取りまとめる。加えて，法整備への支援意義の理解を促進するための書籍を出版する。 - 東南アジア地域での中央政府幹部・公務員人材の育成やバングラデシュでの中央政府の説明責任能力の向上及び公共投資管理システムの整備等を支援する。また，アフリカ及び中米カリブ地域で地方行政の人材育成，計画策定及び事業実施能力の強化を支援する。 イ 平和と安定，安全の確保 - 社会・人的資本の復旧・復興，基礎的社会サービスの改善と，これに資する政府機関（特に地方行

⁵⁵ 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に，機構貢献分を 75%として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

⁵⁶ 暫定値

政機関)の能力強化に向けた事業を実施する。特に、ウガンダにおける難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等を支援する。さらに、2018年に難民に関するグローバルコンパクトの締結が予定されていることを踏まえ、国際機関とも連携しつつ機構の取組を人道と開発をつなぐ重要な事例として発信する。

- 治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。特に、アジア地域で地域警察制度の普及に向けた事業を実施するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る課題別研修を実施する。加えて、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力事業を引き続き実施する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- 法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16（16.3, 16.5, 16.6, 16.7, 16.10）、Goal 17（17.18, 17.19）関連）
- 紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）
- 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）

3-2. 業務実績

No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,087 人 ⁵⁷	1,068 人	926 人
包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	1,350 人 ⁵⁸	1,728 人	2,933 人

(1) 法制度の整備及び確立に向けた具体的な施策の実施状況

ベトナム、ラオス、ミャンマー等の重点国に対する民商事法分野を中心とした支援を法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力の下で実施した。具体的には以下のとおり。

- ベトナム：法規範文書発行法の運用状況、法規範文書の事後検査・施行監視活動の実態調査、整合性・実効性ある法令施行のための本邦研修、民事法分野に関する各種調査研究等を実施し、検討すべき法的論点を整理した。また、全国 23 弁護士会・約 500 人の弁護士を対象とする倫理研修への協力及び弁護士職務倫理規定・定款の改訂に係る支援を行った。その一環で実施した本邦研修では、ベトナム弁護士連合会の会長が自ら参加し、弁護士会の活性化や組織運営の改善案等を日本弁護士連合会から幅広く学んだ。さらに、機構が支援し 2015 年に成立した改正刑事訴訟法（2018 年 1 月 1 日施行）規定の争訟原則の定着を図るため、最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム弁護士連合会が、法曹三者それぞれの権限・役割等を共同で整理するワーキンググループの設置等に協力したほか、最高人民裁判所に対し、和解・調停等による紛争解決に係る本邦研修を実施し、和解・調停制度の導入に向けたベトナム国内での検討を促進した。
- ▶ ラオス：機構の長年にわたる協力を経て、630 の条文からなる民法典が 2018 年 12 月に国会で成立した。ラオスにとって初の民法典であり、これまで所有権法、家族法、契約内外債務法等複数の

⁵⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁵⁸ 2015 年度実績

個別法に定められていた内容を統合し、不足部分を補って一貫性のある法典として制定したもの。社会主義国のラオスが市場主義経済への移行する上で欠かせないものとされる。1998 年に開始した機構によるラオスへの支援は、ラオス側の人材育成の状況にあわせて、徐々に基礎的な法的知識の移転から法律の起草作業を通じた人材育成にその焦点を移行させてきたが、常にラオス側の主体性を尊重した粘り強い人材育成及びラオスに合った法体系の追求を重んじてきた点に特徴を有する。今次の民法典も、ラオス側の案に対する日本の国内支援委員や専門家からの助言を積み重ねて成立に至ったものである。

- ・ **ミャンマー**：新しい知財 4 法（商標法、著作権法、特許法、意匠法）の制定を見据えた裁判官向けの知財裁判に関する執務参考資料の作成を引き続き支援したほか、2019 年 3 月までに新知財関連 3 法が成立し、残っている新著作権法も成立が見込まれることから、商標法及び著作権法に関する裁判所規則の起草並びにこれらに関する教科書の作成に向けたセミナーを実施するなどの支援を行った。また、裁判官向けの経済関係紛争に関する執務参考資料作成、調停制度の導入に向けた調停人マニュアル作成、調停人研修等の支援を引き続き実施した結果、調停支援は 2019 年 3 月に調停手続を試行するためのパイロット・コートが国内 4 箇所に設置された。また、民間企業と国との間の契約審査を行う法務長官府向けに、ジョイント・ベンチャー（JV）契約とリースの契約の雛形やガイドラインをまとめた執務参考資料を作成するとともに、地方の関係者等に対する研修等を通じた普及活動等を実施した。こうした法・司法インフラの強化は、政府・司法機関による判断や手続の一貫性・迅速性・予測可能性を高め、本邦企業を含めた企業全般の事業リスクを低減し、事業運営の迅速化にも資することが期待される。
- ・ **中国**：「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法整備支援プロジェクト」では、2020 年の成立が目指されている民法典の完成に向け、物権、契約、不法行為、相続等の各編に関する起草作業を重点的に支援した（民法総則は 2017 年 10 月から施行）。民法典は、それまでの個別法規の重複を整理し、社会の変化に対応した新たな規定を取り入れた中華人民共和国成立以降初めての統一的な民事法規範として、民事法体系の整合性の向上に貢献し、市民の生活のみならず、同国にて事業を展開する日系企業の取引等の安定に寄与することが期待されている。また、知的財産権法は、特に 4 回目の改正を控えた特許法を中心に、日本企業の意見も聴取しつつ、法執行の改善や特許権の濫用防止等の課題解決に向けた支援を継続した。
- ・ **ネパール**：ネパールの国づくり支援の一環として、機構が 2009 年から国別研修や専門家派遣を通じて起草を支援した南アジア初の統一的民法典が、2018 年 8 月に施行された（成立は 2017 年 10 月）。ネパールでは約 150 年前に制定されたムルキアン法典（民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等が混然一体となった道徳規範を多く含む法典）は国民の権利が保障される制度になっていなかったが、新民法は、社会の習慣や文化等を尊重しつつも現代社会にも適応し、国際標準も満たす法典となった。これを踏まえ、成立した民法の内容に関するネパール弁護士会を対象としたセミナーの開催を通じて周知・普及し、適切な運用を目指した支援を継続した。
- ・ **TICAD 7** への貢献も念頭にアフリカ地域に対する刑事司法分野の協力方針を検討した結果を受けて、仏語圏アフリカ 7 か国を対象とした本邦研修の案件を形成した。
- ・ 法整備支援の意義に対する日本国民の理解を促進するため、書籍「世界を変える日本式『法づくり』」を発刊した（6 月）。同書籍は、機構による法整備支援の 20 年間の集大成として作成されたものであり、明治時代に海外の法制度の継受で試行錯誤を繰り返した日本ならではの経験をいかしながら、相手国の歴史や文化を尊重し、その国に適した「法づくり」を支援してきた実績がまとめられてい

る。

(2) 立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化

① 立法府における議会議務局の能力強化

- ・ **ベトナム**：「国会事務局能力向上プロジェクト」フェーズIIで、日本の国会事務局の経験・ノウハウを踏まえた協力が展開された。一例として、日本の衆議院法制局の協力を得て、ベトナムの国会事務局法律局の職員に対し、議員立法を想定した OJT 研修を実施した。ベトナムでは議員立法の活性化の機運が高まっており、時宜を得た協力となった。

② 選挙管理

- ・ **カンボジア**：有権者の二重登録等が問題となっていたカンボジアでは、初の有権者の電子登録システムの導入・運用に対する技術支援や選挙実施細則の策定支援、有権者教育等の活動を引き続き支援した。

③ 中央行政の政策立案・実施の能力・質の強化

- ・ **公務員制度・人材育成の推進**：ベトナムでは、2017 年 10 月の第 12 期党中央執行委員会第 6 回総会で、国家機関の整理・効率化や公務員削減を含む公務員制度改革、公営事業体の改革等の推進を打ち出した。これらの国家的な改革を効果的かつ実効性のあるものとするために、国家機関の幹部・幹部候補生が、日本で得た知見をいかして行政改革及び新しい社会経済モデルを推進できるよう、人材育成を目的とした「戦略的幹部研修プロジェクト」を開始した。また、カンボジアに対する公務員人材育成に係る国別研修も実施した。
- **統計能力の向上**：ネパールでは予算不足や実施体制の問題で国の経済構造を正確に把握するための経済センサスが実施できず、経済成長を促す有効な政策を策定するための基本的な情報が十分ではなかった。同国に対し、日本の統計手法をもとにした経済センサス実施に係る技術協力プロジェクトを実施した。特にネパールの「2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」では、アクセスが容易でない山間部でのインターネットやタブレット端末を用いた調査を新たに導入し、同国史上初となる経済センサスが 2018 年 4 月に実施された。現在分析作業中の調査結果が今後統計資料として作成されることで、これまで明らかでなかった地域別・産業別の詳細な状況把握が可能となり、今後ネパール政府が産業や経済に係る政策を立案する上での基礎資料として有効に活用されることが期待される。
- ・ **公共投資管理の改善**：バングラデシュでは、2018 年 6 月まで実施した「公共投資管理能力強化プロジェクト」により、公共投資事業の形成・審査・承認プロセスの効率化や、中長期開発計画・財政枠組みとの連携強化に資する公共投資管理改革ツール（PIM: Public Investment Management Reform Tool）を開発した。PIM 改革ツールは、2018 年 6 月に計画委員会から承認され、パイロットセクターである地方行政・農村開発省や電力・エネルギー省への導入が正式に決定した。また、財政安定化問題に直面し、公共投資事業の効率的な計画・実施が課題になっているラオス、モンゴルに対し、公共投資管理の改善に向けた人材育成や能力向上に係る新規事業を開始した。さらに、公共投資管理分野の機構職員向け参考資料として、公共投資管理に係る開発途上国の能力診断及び同診断結果を踏まえた効果的な案件形成・実施に向けた「公共投資管理能力強化ハンドブック」を作成した。同英語版は世銀・IMF 等にも共有され、PFM の国際的な診断ツールである“Public Expenditure and Financial Accountability (PEFA)”のウェブサイトでも紹介された。

④ 地方行政の人材育成・計画策定・事業実施能力の強化

- ・ **地方行政能力向上支援**：ニカラグアでは、「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ 2」で治安悪化による専門家の国外退避があったものの、これまでの協力で開発された研修プログラム・教材等をもとに、全国の地方自治体における開発計画の策定・実施に向けた制度・体制の構築を遠隔支援で進展させた。タンザニアの「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ 2」では、政府の方針変更により、地方開発交付金制度改革が中断されたが、住民の自助活動をいかした行政サービスの提供を可能とするための地方行政官等に対する人材育成等を引き続き支援した。ブータンの「住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト」では、コミュニティ開発に係る住民の関与と行政の支援体制強化に向けたガイドラインの策定、パイロット地区の活動主体となる住民組織レベルのコミュニティ・エンゲージメント・プラットフォームの設置を支援した。同国の地方分権化政策案には同プラットフォームが明記されており、本事業は当該施策の具現化に大きく貢献するものと考えられる。
- ⑤ **国営放送局の公共放送化**
- ・ **ウクライナ**：「公共放送組織体制強化プロジェクト」では、番組制作能力の強化に係る支援としてウクライナで初めてとされる障害者に焦点をあてた番組が NHK の番組からヒントを得る形で制作・放映された。また、緊急報道体制に関し、選挙報道の知見が PBC（Public Broadcasting Company of Ukraine）に伝えられ、2019 年 3 月の大統領選挙等でいかされることが期待される。
 - ・ **ミャンマー**：「MRTV（Myanmar Radio and Television）能力強化プロジェクト」では、国営放送からより独立性の高い公共放送への移行を促進するために、公共放送のマネジメントに係る本邦研修を実施したほか、番組制作や報道の能力強化のための OJT 等を実施した。取材方法の改善等、能力強化の結果は、教育番組、農業番組、ニュース番組等でいかされている。
 - **コソボ**：「コソボ国営放送局能力向上プロジェクト」では、多数派アルバニア系の放送である RTK（Radio Television of Kosovo）1 と、セルビア系を中心とする少数派向けの放送である RTK2 の共同番組制作を引き続き推進したほか、機構は、偏向報道による民族対立の助長を防ぐため、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた、外部有識者等から成る番組審議会の設置を支援し、RTK 初の番組審議会の発足が実現した（6 月）。同審議会は、外部有識者が放送内容をモニタリングすることによって、コンテンツの質や公正性を担保するための取組であり、民族主義強硬派や各種政治勢力から圧力を受けることのある RTK が公共放送として、正確・中立・公正な情報を提供する役割を担う上で、重要な役割を果たすことが期待される。同番組審議会は、委員が日常的にニュース等をチェックする中で偏向したコンテンツを見つけた場合に、アプリを用いた放送局への連絡やコメントの提出ができる等、機動的で実効性の高い仕組みを採り入れている。
 - ・ **南スーダン**：「南スーダン放送局組織能力強化プロジェクト」で、治安上の理由によりコンサルタントが現地で活動できない中、遠隔での支援及び第三国における研修を通じた技術支援により、SSBC（South Sudan Broadcasting Corporation）が国民に信頼される公共放送局となるための中長期ロードマップが完成し、経営委員会で承認された。今後、組織・予算改革、機材の更新、人材育成等が同ロードマップに基づいて実施されることで、SSBC が、国際的にも注目されている将来の大統領選挙の報道でも重要な役割を果たすことが期待される。
 - ・ 正確・中立・公正なメディアとしての在り方を伝えることを目的に、メディア分野における課題別研修「民主国家におけるメディアの役割－情報へのアクセスと権力監視」を今年度より新たに実施した。公共放送局のジャーナリスト等 11 名が研修員として参加し、NHK による講義や施設訪問等を通じて日本の公共放送の事例を学ぶとともに、BPO（放送倫理・番組向上機構）による、表現

の自由を守るための日本の取組を学んだ。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」や SDGs ターゲット 17.18, 17.19 で謳われているデータ収集・統計能力強化に資する案件を既述のとおり実施するとともに、同目標に対する機構のポジションペーパーを策定した。
- ・ SDG ゴール 16 の達成に向けた新規の課題別研修「司法アクセス強化」を実施した。この研修では、日本弁護士連合会の協力の下、計 6 か国 9 名の研修員が、日本における司法アクセス向上の取組の歴史と経験を概観した上で、日本の法テラスや弁護士会、地方自治体、民間法律事務所等の様々な取組を、母国での応用を念頭に学んだ。その際、機構は、特に社会的に弱い立場にある女性や外国人に焦点を当てた法的サービス、さらには、遠隔地や災害時における特別な取組等も紹介し、SDGs の理念に通じる日本の取組の包摂性が研修員に伝わるよう工夫した。

(4) 事業上の課題、及び対応方針

- ・ 課題別研修「司法アクセス」のように、SDGs の理念である包摂性を特に意識した支援を拡充することが課題であり、その参考とするために、今後、同取組の国際的潮流に係る情報収集等を進める予定である。

No.3-2 平和と安定、安全の確保

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	1,033 人 ⁵⁹ (うち、本邦研修 78 人)	4,950 人 (うち、本邦研修 165 人)	3,656 人 (うち、本邦研修 245 人)

(1) 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、国際機関との連携を踏まえた政府機関（特に地方行政機関）の能力強化事業の形成・実施

- ・ **ウガンダ**：紛争の影響を受け、周辺国からの難民受入地域となってきた西ナイル地域と、国内避難民が帰還・再定住しているアチョリ地域を対象に、地方政府の基礎的行政機能の強化を通じた地方政府・コミュニティ並びに住民間の信頼関係再構築を目的とした協力を実施した。住民参加型開発計画策定手法の普及・定着を図るとともに、資源の共同利用・管理を目的としたパイロット事業の実施を通じて住民間の関係構築・協働の促進に資する生計向上活動のモデル構築を進めている。また、「西ナイル難民受入地域国道改修計画」準備調査を開始した。本事業による道路改修を通じて、難民キャンプへの物資や人の移動の円滑化が期待される。さらに、「コメ振興プロジェクト」では、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）との連携により、難民・ホストコミュニティ住民への稲作研修を 2014 年から実施し、これまで難民 992 名、ホストコミュニティ 519 名に対して稲作栽培研修を実施し、難民や周辺コミュニティの生計向上に貢献している。

⁵⁹ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

- ・ **シエラレオネ**：「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」を通じ機構が支援した地域開発の実施手順等をまとめたガイドラインを、同国の政権交代後に、各県議会職員や多くの関係者を集め、ガイドラインの内容、普及計画の説明のためのフォーラムを開催した。こうした働きかけ等が功を奏し、合同調整委員会（JCC）（6月）では、地方自治・地域開発省大臣から、省内で地方自治法にガイドラインを盛り込む手続きを進めること、同省の年間計画へガイドライン普及に係る予算を確保すること、全国及びドナーへの普及を進めること等のコミットメントを引き出した。
- ・ **地方政府行政能力強化**：スーダン（ダルフル）、コートジボワールで実施したほか、課題別研修にて南スーダンやソマリア等の関係者を本邦にて研修し、行政官の育成に貢献した。
- ・ **バングラデシュ**：ミャンマー・ラカイン州からの避難民の滞在長期化に伴い、ホストコミュニティへの負荷が増大する中、バングラデシュ政府との間で構築した人的ネットワークとこれまでの事業経験をいかし、既往案件（資金協力・技術協力）を活用した給水分野、保健分野、自治体への研修・小型インフラ整備支援を現場のニーズに応じ柔軟に継続した。特に、給水分野では、水の枯渇や大腸菌等による水質汚染が危惧されるため、バングラデシュ政府及び国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）と協議・連携して深井戸を水源とする給水施設の整備に取り組み、2018年5月には過去に日本が無償資金協力で供与した掘削機を用いた高深度への井戸掘削作業が完了した。IOMが担当する給水管網整備が完成すれば、避難民・周辺コミュニティ約4万人に裨益する最大級の給水システムとなる。保健分野でも、地域住民、避難民の両方が利用するコミュニティクリニックを改修し、患者のプライバシーに配慮した診察が可能な環境を整備した。また、ホストコミュニティ支援として、地方自治体職員・地域住民対象の研修及び、小規模インフラ（学校改修、道路整備等）の整備を開始した。
- ・ **シリア難民**：シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成するための「平和の架け橋・人材育成プログラム」（シリア人留学生受入）では、国際機関を含む関係機関と共働して実施体制を構築、また初年度の知見をいかし募集・選考手続き等で質の向上に向けた改善を図り、2017年から5年間で最大150名（うち機構実施分100名）を受け入れる目標に対し、2017年度の19名（及び家族19名）に続き、2018年度は20名（及び家族11名）を受け入れた。また、「シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査」の一環で、トルコ南東部のシリア難民受入自治体の家族・労働・社会サービス省社会サービスセンター職員62人（2017年度は26人）に対して、シリア難民への社会サービス提供に係る研修をパイロット的に実施した。トルコ国別研修「地域開発に係る地方行政官の能力開発プロジェクト」では、トルコ南東部のシリア難民受入県の行政官を対象に含め、地域開発や地場産業振興に係るアクションプランの作成を支援した。さらに、ザアタリ難民キャンプでは、難民が居住するシェルター内の電気配線等に係る作業を十分な経験を有しない難民が実施することで、事故や電力設備の故障等の原因になっているため、UNHCR等と連携し、難民を対象とした電力分野の人材育成支援を実施した。
- ・ **パレスチナ**：「難民キャンプ改善プロジェクト」を通じ、住民主体のキャンプ改善計画の策定と生活環境改善事業の実施を支援した。また、日本の住民参加型のまちづくりの手法や経験を長期化する難民キャンプの生活環境改善にいかすために本邦研修を実施した。研修の様子はTBS、NHK、東京新聞、時事通信等でも取上げられ、パレスチナ難民問題に対する国民の理解促進にも貢献した。
- **フィリピン**：2017年5月から10月まで続いたミンダナオ島マラウイ市での戦闘により、同市は破壊的な被害を受けた。フィリピン政府が復旧・復興計画の策定を進める上で、資金面での国際社

会による支援が不可欠であった。機構は、戦闘被害者の生活を早期に再建するべく、戦闘終結後半年程で、マラウイ市内の道路修復に対し財政支援を行う「マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画」の G/A を締結し（5 月）工事を開始した。

- また、40 年以上にわたる紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、フィリピン国内で貧困率が最も高いミンダナオ島の紛争影響地域にて、バンサモロ暫定自治政府の設立を見据え（2019 年 2 月設立）、交通・物流の円滑化及び地域内外との連結性強化により平和の配当を実現するべく、都市間幹線道路への接続道路等の新設・改修事業である「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業」の E/N に署名（2 月）したほか、バンサモロ基本法を受けて設立されるバンサモロ暫定移行政府の人々が迅速に平和の配当を実感すべく、無償資金協力「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画」の案件形成を行い、閣議決定（2 月）された。さらに、ミンダナオ地域の新自治政府設立に向けた能力向上支援を継続するとともに、バンサモロ新自治政府設立に向けたフィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF : Moro Islamic Liberation Front）の取組を共有するため、日本大使館及び UN 主催、機構フィリピン事務所共催のバンサモロ・フォーラムを開催した（12 月）。2018 年 1 月、2 月の住民投票を踏まえ、バンサモロ自治政府設立に向けた準備が進展。これを受け、バンサモロ暫定自治政府（BTA : Bangsamoro Transition Authority）を支援するプロジェクトの立ち上げ準備を実施した（3 月）。
- ・ **コロンビア**：紛争後の和平合意履行プロセスにおける最重要課題である農村での地域開発に関し、「一村一品コロンビア推進プロジェクト」を通じて、一村一品運動の原則に基づく包摂的な地域開発モデルを構築した。機構は、国家職業訓練庁とともにこのモデルを基にした研修コースを新たに創設し、今後、同国内で一村一品運動の実施を希望する全ての人が本コースを受講できる予定である。
- **人道と開発の連携**：TICAD 7 を見据えて 10 月に東京で開催した機構・UNHCR 共催シンポジウムにて、難民と受入国・地域への支援における官学民の連携促進、受入国・地域の主体性を尊重した支援強化の重要性を発信した。難民保護を促進していくための国際的な取極である「難民に関するグローバルコンパクト」の策定段階で機構は多くの知見をインプットした。同コンパクトは 12 月に国連総会で採択され、①難民受入国の負担軽減、②難民の自立促進、③第三国定住の拡大、④難民の帰還に向けた環境整備に国際社会が一丸となって取り組むことが取り極められた。具体的には、これまでの支援経験で得られた知見をベースに、データとエビデンスの収集や地方自治体の能力構築の重要性についてインプットし、内容に反映されている。さらに、「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」で策定した難民とホストコミュニティのニーズをプロットした地図を、他ドナーが参照できるよう「包括的難民支援枠組み（CRRF : Comprehensive Refugee Response Framework）」のホームページに掲載した。同調査の結果を受けて、UNOPS による国際機関連携無償案件（小規模橋梁改修）や草の根技術協力案件等が形成された。また、4 月に外務省、国際機関、NGO、大学、マスコミの参加を得てセミナー『人道と開発の NEXUS（連携）』強化に向けて「ウガンダ難民受入コミュニティのニーズ調査を踏まえて」を開催し、ウガンダでの取組を通じて得られた NEXUS の実態や課題を外務省、在京国際機関等にも共有した。ザンビアでは、「元難民の現地統合」を推進するため、UNDP とともに現地調整会議の開催を推進した。
- ・ **ザンビア**：「元難民の現地統合」を推進するため、国連開発計画（UNDP）とともに現地調整会議の開催を推進するとともに、UNDP の持続可能な再定住化支援事業の案件形成に向け機構専門家（元

難民現地統合支援アドバイザー）や事務所から助言を行い、同機関の予算確保に貢献した。

- ・ **ルワンダ平和構築セミナー**：ルワンダの大量虐殺発生から 25 年という節目において、機構とルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC：Rwanda Demobilisation And Reintegration Commission）の共催で平和構築セミナーを開催した。機構で 2005 年から 10 年近く実施してきた障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰に向けた技能訓練と就労支援に取り組んできており、更に事業終了後も本年度まで継続的なモニタリングを続け、支援参加者のその後の変化を追ってきた。パネルディスカッションを通じて、機構の支援経験やモニタリングの結果を共有するとともに、アフリカの紛争影響国で紛争を再発させずに着実に国家建設を進めるために、紛争当事者と、紛争によって分断されたコミュニティの双方における和解が必須であることを確認し、各国の国民和解に向けた具体的方策が共有され、紛争を発生・再発させない強靱な国づくりに向け、アフリカのオーナーシップと国際的なパートナーシップ、政府と住民、住民間の信頼醸成等の提言を、TICAD 7 に向けたアフリカからのメッセージとして取りまとめた。セミナーの様子は現地紙・テレビでも報道され、日本でも報道がなされた。
- ・ **スポーツと開発**：ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」では、2016 年度より作成・導入支援していた 3 民族共通の保健体育科目の共通コアカリキュラム（CCC：Common Core Curriculum）が 2018 年 3 月に官報に掲載されて正式に発効したことを受け、2018 年 9 月の新学期よりヘルツェゴビナ・ネレトバ・カントン内のパイロット校にて CCC 導入のための支援を実施した。また、モスタル市スポーツ協会の事業実施能力の強化のため、小学校で日本式運動会を開催し、低学年からスポーツに触れる機会を創出した（生徒 320 名、教員 26 名が参加）。さらに、モスタル市スポーツ協会にとって初めての取組となる柔道セミナーを開催し、柔道を通じた民族間の交流が実現した。
- ・ **国際機関等との連携**：UNDP との連携でナイジェリアの地方行政官が研修員として来日し、復興における地方行政官の役割を学んだほか、UNHCR、政府間開発機構（IGAD：Inter Governmental Authority on Development）、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、IOM、UNOPS、UNICEF との協議、紛争と脆弱国際ネットワーク（INCAF：International Network on Conflict And Fragility）への参加等を通じて情報共有を行った。また、国際危機グループ（ICG：International Crisis Group）、スイス小型武器問題研究所、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI：Stockholm International Peace Research Institute）との紛争・平和構築に係る意見交換も実施した。
- ・ **研究・開発学会等**：国際開発学会第 29 回全国大会「紛争影響国における復興支援事業の長期モニタリング（第 5 年次）」セッションでルワンダ、シエラレオネでのモニタリング結果を発表し、有識者等と紛争影響国における国家建設や和解に係る課題・有効な取組等について意見交換を行った。日本国際平和構築協会、上智大学、桜美林大学、法政大学、HPC でも同モニタリング結果を発表し、機構の平和構築支援に係る参加者の理解を促進した。また、紛争影響国における有効なベースライン / エンドライン調査の実施方法や枠組、コミュニティと政府の関係改善に寄与する各種ガイドライン・マニュアル・教材等、機構事業を通じて策定したツールを整理し、コミュニティの政府に対する信頼向上につながる効果的な協力分野・活動を分析するための研究を実施している。

(2) 治安機関、海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化、及び安全なサイバー空間の実現等に向けた事業の形成・実施

① 海上保安機関の法執行機関の能力強化

- ・ 機構，政策研究大学院大学，海上保安庁及び日本財団の協力の下で 2015 年に開始された「海上保安政策プログラム」で，修士課程プログラムを修了したフィリピン，マレーシア，スリランカからの第三期（2017 年 10 月～ 2018 年 9 月）5 名に学位記が授与された。修了者が海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を身に付け，また各国の連携が強化されたことにより，海洋をめぐる国際秩序の維持発展に寄与することが期待される。
 - ・ フィリピン：「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト」では，フィリピン沿岸警備隊の人材育成，能力向上を支援し，逮捕・制圧術の向上等により治安・テロ対策を含む同国沿岸の海上の安全性向上に貢献した。
 - ・ ジブチ：「沿岸警備隊能力拡充プロジェクトフェーズ 2」ではジブチ沿岸警備隊の逮捕・制圧術等の法執行能力の向上を支援することで，ジブチ領海域及び日本関係商船を含む多数の船舶が航行するバブ・エル・マンデブ海峡での安全と治安の確保に寄与した。
- ② 地域警察制度の普及
- ・ インドネシア：警察庁・都道府県警との連携により実施中の「市民警察活動全国展開プロジェクトフェーズ 2」では，自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が 14 州に増えるとともに，160 名の国家鑑識検定合格者が新たに輩出された。また，同国内及び本邦での研修等を通じて，東ティモール国家警察及び関係者 37 名に対しても，地域警察制度の知見を普及した。
 - ・ ミャンマー：警察幹部に対する本邦研修を 2017 年度に引き続き実施し，駐在所制度を含む日本の地域警察活動の知見を普及した。これを通じ，同国で市民への信頼を基盤とした防犯に重点を置いた警察活動が展開されることが期待される。
- ③ テロ，薬物犯罪，サイバー犯罪等の国際的な課題への対応
- ・ 課題別研修「航空保安セミナー」（6 か国 8 名），「海上犯罪取締り」（13 か国 15 名），「国際テロ対策」（18 か国 20 名），「薬物犯罪取締」（25 か国 25 名），「サイバー犯罪対処能力向上」（10 か国 12 名）を実施した。また，2017 年度に続きベトナム国別研修「サイバーセキュリティ及びサイバー犯罪対処能力強化」を実施し，警察庁やグローバル IT 企業の協力の下，サイバー犯罪の捜査等に必要データ・フォレンジック等の技術の向上に貢献した。
 - ・ バングラデシュ：「国際空港保安能力強化プロジェクト」を実施し，旅客及び貨物検査の体制強化を図り，空港及び航空機運航の安全性向上に貢献した。
- ④ サイバーセキュリティ対策能力の向上
- ・ 課題別研修「ASEAN 地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上」（7 か国，15 名），「サイバー攻撃防御演習」（11 か国 21 名）を実施し，各国の政策の立案及び実施，組織体制の構築・強化に貢献した。
 - ・ インドネシア，ベトナム，ミャンマー，カンボジア，バングラデシュを対象にサイバーセキュリティの強化に係る技術協力プロジェクトや各種調査を行い，各国の人材育成や体制構築に貢献した。
- ⑤ 地雷・不発弾処理能力向上に資する南南協力
- ・ カンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Center）を通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力（第三国研修）をイラク，コロンビアにて継続した。特にコロンビアでは，地雷除去政策の企画立案に携わる関係省庁の担当者や地雷埋設地域の県知事等に対し，地雷除去のみならず，内戦からの復興に係る知見も共有した。
 - ・ ラオスでは，透明なプロセスに基づく不発弾除去計画策定手法の普及や，職員の IT リテラシー向上のための現地国内研修等を通じて，不発弾対策機関（UXO Lao：Lao National Unexploded Ordnance

Programme) の能力向上を図る「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト」を開始した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ SDGs ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」に資する事業を既述のとおり実施するとともに、同目標に対する機構のポジションペーパーを策定した。
- ・ SDGs ターゲット 16.a で謳われている暴力の防止とテロリズム・犯罪撲滅に関して、「イラク向け警察分野人材能力向上フェーズ 2」の犯罪対策、犯罪捜査、テロ対策等に係る研修をヨルダンで 127 名に対して実施したほか、アフガニスタン女性警察官 168 名に対して、暴力の被害者（特に女性）への支援の在り方等に係る研修をトルコの警察訓練学校で行った。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 住民の政府に対する信頼を醸成するのにより効果が高いアプローチが何かを把握することが課題。過去の事例を参照し、どのようなツールやアプローチが有効であるかを把握する調査を開始しており、今後調査結果を取りまとめていく予定である。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現に向けて、引き続き、柔軟性の確保や他機関との連携強化に工夫しつつ、着実な事業実施が期待される。（2017 年度主務大臣評価報告書、No.3「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」）

<対応>

公正で包摂的な社会の実現に向けて、法務省、最高裁判所、人事院、総務省統計局等の高い知見を有する官庁や日本弁護士連合会等の専門機関、地方創生を推進する地方自治体等と連携し、民商事法分野を中心とした支援と、立法府、司法府、中央・地方の行政及び公共放送の機能強化支援を実施した。

また、平和と安定、安全の確保に向けて、UNHCR、UNDP、IGAD、UNRWA、IOM 等と連携し、難民や受入国・地域のニーズや課題に柔軟に対応しつつ事業を実施した。一例として「西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査」で策定した、難民とホストコミュニティのニーズをプロットした地図を他ドナーが参照できるよう「包括的難民支援枠組み（CRRF）」のホームページに掲載し、同調査の結果を UNOPS による国際機関連携無償案件（小規模橋梁改修）や草の根技術協力案件等の形成につなげた。さらに、海上保安庁、警察庁、都道府県警等との連携に基づき、治安能力強化のための事業を実施した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、独立行政法人の評価に関する指針（平成27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、公正で包摂的な社会の実現及び平和で安定な社会の実現に貢献した。特に、①法制度整備支援（ラオス民法典成立）、②中央政府の政策立案能力向上へ寄与する統計能力の向上（ネパール）、③和平プロセスを踏まえた迅速な支援（ミンダナオ和平への貢献等）、④人道支援と開発協力の連携の推進（機構の難民・ホストコミュニティに対するニーズ調査を活用し、UNOPS が事業形成）等、特筆すべき成果をあげた。

1. 公正で包摂的な社会の実現

- 重点国にて民商事法分野を対象とする協力を実施（ベトナム、ラオス、ネパール、中国等）。
- 書籍「世界を変える日本式『法づくり』」を発刊し、法整備支援の意義に関する日本国民の理解を促進。
- 公務員制度・人材育成の推進、統計能力の向上、公共投資管理の改善を通じ、中央政府・公務員人材を育成（ベトナム、ネパール、バングラデシュ等）。
- 地方行政人材を育成、事業計画策定及び事業実施の能力を強化（ニカラグア、タンザニア、ブータン）。
- ◎ **ラオス初の民法典の成立【②、③】**：機構の 20 年にわたる協力を経て、630 の条文からなる民法典が国会で成立。同民法典は、ラオス側の主体性を尊重した粘り強い人材育成及びラオスに合った法体系の追求を通じて起草され、社会主義国のラオスが市場主義経済への移行する上で欠かせないものとされる。
- ◎ **ネパール初の経済センサスの実施【③】**：ネパールでは予算不足や実施体制の問題で国の経済構造を正確に把握するための経済センサスが実施できず、経済成長を促す有効な政策を策定できない状況であった。機構はアクセス困難な山間部も含め同国初の経済センサスを実施。産業・経済政策立案に必要な地域・産業別の詳細情報の把握が可能となった。
- ◎ **正確・中立・公正な放送内容の提供【②、③】**：コソボラジオ・テレビ局は、民族主義強硬派や各種政治勢力から常に圧力を受けてきた。機構は、偏向報道による民族対立の助長を防ぐため、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた、外部有識者等から成る番組審議会の設置を支援し、同放送局初の審議会が発足し、2019 年 2 月末時点で 3 回開催。

2. 平和と安定、安全の確保

- ウガンダの難民受入地域及び国内避難民の帰還・再定住地域にて、地方政府の基礎的行政機能の強化を通じ、地方政府・コミュニティ・住民間の信頼関係を再構築。
- 海上保安機関の能力強化（「海上保安政策プログラム」による人材育成、沿岸警備隊の能力強化（フィリピン、ジブチ））。
- 地域警察制度の普及（国家鑑識検定合格者 160 名輩出（インドネシア）、本邦研修の実施（東ティモール、ミャンマー））。
- テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的課題に係る課題別研修を実施。
- カンボジア地雷対策センターを通じた地雷・不発弾処理能力に係る南南協力をイラク、コロンビアにて継続実施。
- 難民保護を促進していくための国際的な取極である「難民に関するグローバルコンパクト」の策定にあたり、機構の支援による知見をベースに、データとエビデンスの収集や地方自治体の能力構築の重要性についてインプットした結果、同内容が反映された形で同グローバルコンパクトが採択。
- ◎ **戦闘終結直後の復興支援【③】**：フィリピン・ミンダナオ島マラウイ市では 2017 年 10 月まで継続した戦闘により、市は破壊的な被害を受けた。フィリピン政府が復旧・復興計画の策定を進める上で、資金面での国際社会による支援が不可欠であった。機構は、戦闘被害者の生活を早期に再建するべく、戦闘終結後半年程で道路改修事業を形成し（2018 年 5 月 G/A 締結）、工事に着工した。
- ◎ **和平プロセスを踏まえた平和の配当【③】**：長年の紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、フィ

リピン国内で貧困率が最も高いミンダナオ島の紛争影響地域にて、バンサモロ暫定自治政府の設立を見据え（2019 年 2 月設立）、交通・物流の円滑化及び地域内外との連結性強化により平和の配当を実現するべく、都市間幹線道路への接続道路等の新設・改修事業を形成し、E/N 署名（2019 年 2 月）につなげた。

- ◎ **人道と開発の連携【②】**：ウガンダにて難民とホストコミュニティのニーズをプロットした地図を他ドナーが参照できるよう「包括的難民支援枠組み」のホームページに掲載したところ、UNOPS による国際機関連携無償案件（小規模橋梁改修）の形成につながった。

<課題と対応>

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、公正で包摂的な社会の実現及び平和と安定・安全の確保に貢献するべく、公平性、透明性、包摂性に配慮しつつ、法の支配の促進、社会・人的資本の復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する政府機関の能力強化に向けた事業を着実に実施する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 公正で包摂的な社会の実現

ベトナム、ラオス、ミャンマー等の重点国に対して、民商事法分野を中心とした法制度の整備及び確立に向けた支援を着実に実施したほか、926 人に対して民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修を実施したことに加え、機構による法整備支援の 20 年間の集大成として書籍「世界を変える日本式『法づくり』」を刊行し、法整備支援の意義に対する日本国民の理解促進に取り組んだ。

特筆すべき事項として、ラオスに対する機構の 20 年に亘る協力の成果として、ラオス側の主体性を尊重した粘り強い人材育成及びラオスに合った法体系の追求を通じて起草された民法典が 2018 年 12 月に国会で成立したことが挙げられる。これは、社会主義国のラオスが市場主義経済へ移行する上で欠かせないものであり、機構の継続的な取組が結実した成果として高く評価される。

また、中央行政の政策立案・実施の能力・質の強化に係る取組として、予算不足や実施体制の問題で国の経済構造を正確に把握するための経済センサスを実施できていなかったネパールにおいて、日本の統計手法をもとにした経済センサス実施に係る技術協力プロジェクトを実施した結果、アクセスが容易でない山間部も調査対象に含めた同国史上初となる経済センサスの実施を実現したことは、今後ネパール政府が産業や経済に係る政策を立案する上での基礎資料として有効に活用することが期待される大きな成果として評価される。

2. 平和と安定、安全の確保

平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修を、基準値となる前期中期目標期間実績平均（1,033 人）を上回る 3,656 人に対して実施した。

治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化としてフィリピンやジブチ等を対象とした研修や技術協力プロジェクトを着実に実施したほか、地域警察制度の普及やサイバーセキュリティ対策能力の向上に取り組んだ。

特筆すべき取組としては、2017 年 5 月から 10 月まで続いたミンダナオ島マラウイ市での戦闘により破壊的な被害を受けた同市の復旧・復興に向けて、機構は戦闘被害者の生活を早期に再建するべく、戦闘終結後約半年で、マラウイ市内の道路修復に対して財政支援を行う「マラウイ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画」の G/A を締結し工事を開始したことが、治安や紛争影響下での特殊な要因下での事業運営に成功した事例として、高く評価される。

また、40 年以上にわたる紛争により、フィリピン国内で貧困率が最も高くなったミンダナオ島の紛争影響地域において、バンサモロ暫定自治政府の設立を見据えて、都市間幹線道路への接続道路等の

新設・改修事業や、職業訓練施設等の社会経済インフラを整備する事業の実施を迅速に行ったことは、上記同様治安や紛争影響下での特殊な要因下での事業運営に戦略的に取り組んだ成果として、高く評価される。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数が目標値（5,000人）を達成する5,279人となったこと、また本項目が中期目標上、「治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右される」ことから重要かつ難易度【高】となっているなかで、特にフィリピン・ミンダナオ支援において、機構の創意工夫により迅速な案件形成を実現したことを評価し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現に向けて、SDGsや「自由で開かれたインド太平洋」等の日本政府の方針を踏まえ、法の支配の促進、社会・人的資本の復興、基礎的社会サービスの改善等に取り組むことを期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・世界各地で、民主主義の後退、市民社会スペースの狭隘化の問題が指摘されている。SDG16にある、法の支配、司法へのアクセス、人権の保護、透明性の高い政府機関の確立等は、「持続可能な開発」に向けたすべてのゴールに対して横断的に関わっており、最も重要な目標として位置付けられている。日本政府としても、人権外交の推進と共に、JICAとしては、今後、法整備支援や、独裁・長期政権が生まれにくい、健全で民主的な政治システムの導入など、この分野での取り組みをさらに強めることが望ましい。

・No.1～No.7の事業関係の項目については、いずれもその成果は高く評価できるものとする。具体的には、No.3における法制度支援としてラオスにおける民法典の成立は、2018年度の成果であるとともに、今までの機構の取り組みが成果として発現された結果とも言える。

2018年度S評価となった項目もA評価となった項目の各事業についても、引き続き顕著な成果を達成すべく取り組んでいただきたい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 30 年度開発協力重点方針，パリ協定，仙台防災協力イニシアティブ，美しい星への行動 2.0（ACE2.0），環境インフラ海外展開基本戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度，難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度外務省政策評価事前分析表 30-VI-1 経済協力 平成 30 年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力，0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
防災分野に係る育成人材数	8,000人/ 年 ⁶⁰	8,000 人	22,700 人	21,893 人			
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			18,901	19,047 ⁶¹			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3.（4），中期計画：1.（4）
年度計画 1.（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 ア 気候変動 - パリ協定をはじめとする気候変動に係る国際枠組みにも貢献するため，開発途上地域の低炭素かつ気候変動に対して強靱な社会づくりに資する事業を実施する。また，事業の計画段階での気候変動対策に係る助言等を通じ，事業計画に必要な応じて気候変動対策を組み込み，気候変動対策の主流化を促進する。 - 特に，各国の「自国の貢献（NDC：Nationally Determined Contributions）」の作成，改善，実施に係る能力開発を支援する。また，2017 年に機構が認証機関となった「緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）」の活用に向け，制度設計及び事業形成を推進する。 - ポーランド・カトヴィツェで開催される国連気候変動枠組条約の第 24 回締約国会議（COP24）でサイドイベントを開催し，機構の気候変動分野の支援実績や協力方針を発信する。 イ 防災の主流化・災害復興支援 - 自然災害に対して強靱な社会づくりの推進に向けた事業を実施するとともに，開発途上国や国際社会での防災の主流化を推進する。また，災害発生時にはともに，切れ目のない支援を行うべく，迅速に災害や支援ニーズに係る情報を収集し，関係者間で共有する。その際，より良い復興（BBB：Build Back Better）の概念を被災国と共有する。 - 特に，「仙台防災協力イニシアティブ」の目標達成のため，防災行政官と実務者を育成する。また，

⁶⁰ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に，機構貢献分を 80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015 年から 2018 年に 4 万人

⁶¹ 暫定値

防災機関のネットワーキング等を活用し、防災計画の策定とそれに基づく防災への事前投資等の仙台防災枠組で優先度の高い事項を支援し、その成果を発信する。また、ネパールでは、BBB の概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた震災からの復興を支援する。

ウ 自然環境保全

- ・ 自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施する。特に、REDD+ をはじめとする民間企業との連携を推進するため、官民プラットフォームの活用、新たな官民連携事業の形成及び事業のスケールアップ等のための外部資金（中央アフリカ森林イニシアティブ等）の活用を促進する。
- ・ TICAD 7 に向け、機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」の枠組みを通じ、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携したサイドイベント等の実施、研修、知識共有のための SNS を使った発信等を行う。これにより、同イニシアティブ参加国の砂漠化対処に係る人材の育成、知見の共有及びネットワーク強化、開発資金へのアクセスの促進支援等に取り組む。
- ・ 持続的森林保全及び森林ガバナンス向上のため、関係機関との連携等を進め、衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの活用を促進する。
- ・ 保護区とその周辺地域の連続した生態系において、生物多様性の保全と持続可能な利用を確保し、生物多様性の主流化に貢献するために、グリーン経済の推進、環境社会配慮の強化、沿岸域における自然環境保全の強化を支援する。

エ 環境管理

- ・ 都市部の住環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び能力強化に向けて、日本の政府・自治体や本邦企業の知見・技術をいかした事業を実施する。
- ・ 特に、3R (Reduce, Reuse, Recycle) 推進に向けて、「第 8 回太平洋・島サミット (PALM8)」を見据えた事業及び「3R プラス Return」に係る支援に取り組む。また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の年次会合等で加盟 28 か国、ドナー及び企業の間で廃棄物管理の知見の共有と連携を促進。さらに、廃棄物分野の SDGs モニタリングを加盟国で試行し、アフリカに適したモニタリング手法の確立に貢献する。これらを踏まえ、TICAD 7 での発信に向けた支援策を検討する。
- ・ 水質汚濁防止のためには、水環境行政強化、集合処理と分散処理を効果的に組み合わせた汚水処理に係る事業に重点的に取り組む。また、汚水処理率に係る SDG 指標に関し、事業を通じて得られた知見を国際会議等で発信し、国連での SDGs モニタリング手法改善の検討に貢献する。
- ・ 化学物質管理及び大気汚染防止のために、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。

オ 食料安全保障

- ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development)」への貢献を含む持続可能な農業の推進や、水産資源の持続的利用の推進に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、東京で開催する第 7 回 CARD 総会でアフリカ稲作開発への日本の貢献と CARD の成果を国内外に広く発信するとともに、CARD フェーズ 2 の実施を合意する。
- ・ アフリカの角地域の 6 か国程度を干ばつ対策支援の重点とし、干ばつに対するレジリエンスを向上するための協力プログラムを形成する。
- ・ 東カリブ島しょ国地域や大洋州地域で水産資源管理に係る事業に取り組むとともに、アフリカ地域での内水面養殖に係る農民間普及アプローチを複数国で実践する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2.①参照）

- ・ 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況 (SDGs Goal 13 及び 1 (1.5) , 2 (2.4) , 7 (7.2, 7.3) , 11 (11.3, 11.5) , 15 (15.2, 15.3) 関連)
- ・ 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況 (SDGs Goal 9, 11 (11.5, 11.b) , 13 (13.1) 関連)

- ・ 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況（SDGs Goal 6（6.6），13，14（14.2，14.a），15（15.1，15.2，15.3，15.9）関連）
- ・ 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築，能力強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.9），6（6.2，6.3），11（11.6，11.b），12（12.1，12.4，12.5），13（13.2）関連）
- ・ 食料安全保障に資する，CARDへの貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.1，2.3，2.4），14（14.4，14.7）関連）

3－2．業務実績

No.4-1 気候変動

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
気候変動対策分野に係る研修実績数	3,187 人 ⁶²	4,625 人	3,320 人

(1) 気候変動に係る国際枠組への貢献

- ・ 官邸に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を機構の理事長が務め、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略（長期低排出発展戦略）に関する基本的な考え方について提言を取りまとめており、日本政府が策定予定の長期戦略に向けた指針になることが期待される。
- ・ 国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）」との間で、GCF資金を活用した気候変動対策事業の形成・実施に向けた包括的認証取極（AMA：Accreditation Master Agreement）を5月に締結した（機構は2017年7月に、日本の機関として初めてGCFの認証機関として認定されている）。当包括的認証取極の締結により、気候変動対策事業の提案書のGCFへの申請が可能になった。9月にはモルディブ「気候変動に強靱で安全な島づくり事業」のコンセプトノートをGCF事務局へ提出するなど、防災、森林保全、農業等の各分野の案件形成を進めている。また、機構内の業務手続きの整備に向けて、環境社会配慮に係るGCFと機構の制度を比較分析した。
- ・ 気候変動対策で自治体・企業等の非国家主体の役割が重視されるなか、気候変動対策に積極的に取り組む世界の大都市を中心としたネットワークであり、加盟都市間で連携して気候変動対策の取組を推進している世界大都市気候先導グループ（C40：C40 Cities Climate Leadership Group）との間で、東南アジアの大都市における気候変動対策支援のための連携協力協定を6月に締結した。機構は、タイ・バンコク都やベトナム・ホーチミン市の協力を得ながら気候変動対策の技術協力を実施中であり、C40との連携により事業の成果や教訓が他の加盟都市に広く共有・発信されることが期待される。
- ・ 12月にポーランド・カトヴィツェで開催されたUNFCCC第24回締約国会議（COP24）において、機構の事業の成果・教訓の共有・発信を目的に、「自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」、温室効果ガスインベントリ、適応策、森林保全、地域協力等をテーマとしたサイドイベントを7件主催・共催したほか、他機関が開催する各種イベント・会議11件にも登壇・参加し、積極的に発信を行った（計18件）。

⁶² 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

(2) 気候変動対策の主流化

- ・ 技術協力22件、円借款66件、無償資金協力24件、海外投融資8件（計120件）の事業の計画段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測や脆弱性の評価方法等をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して、関連活動の組み込み等の検討を行うなど、気候変動対策の主流化に取り組んだ。
- ・ 気候変動人材の養成を目的とした外部向け研修として、能力強化研修「気候変動対策と開発」を新規開講し、22名の参加を得た。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

気候変動対策に係る以下の4つの重点課題に沿った取組を進めることで、SDGs ゴール13をはじめとする複数のゴール達成に貢献した。以下では各重点課題における代表的事例を記載する。

① 低炭素かつ気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ投資推進

- ・ 東南アジアや南アジア等の大都市で鉄道事業を展開することで、モーダルシフトを促進し、交通渋滞の緩和とともに運輸分野の低炭素化を推進した。インドでは、デリー、コルカタ、チェンナイにおける都市内鉄道事業、ムンバイ・アーメダバード間の都市間高速鉄道事業をそれぞれ承諾した（承諾額：合計 3,946 億 4,400 万円）。これらインドの鉄道事業を通じて、合計約 2,950 万トンの温室効果ガスの削減効果が期待できる。鉄道事業を通じた気候変動緩和策に資する同様の取組は、インドネシア、フィリピン、バングラデシュでも展開している。

② 気候リスクの評価と対策の強化

- ・ 6月に贈与契約（G/A）を締結したトンガの無償資金協力「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」（贈与限度額：28 億 3,700 万円）を通じ、サイクロンの脅威にさらされるトンガ全土で、日本の災害情報伝達システムを活用し、防災無線システム、音響警報システム、トンガ放送局の機材・施設の整備を行うことで、防災体制の強化を目指している。

③ 開発途上国の気候変動政策・制度改善

- ・ パリ協定第4条が求めるNDCの具体性・実効性強化のための支援として、ベトナムの技術協力「国としての適切な緩和行動（NAMA：Nationally Appropriate Mitigation Actions）策定及び実施支援プロジェクト」を通じ、NDC実施促進に貢献する温室効果ガス削減ロードマップ政令の起草を支援した。
- ・ ASEAN地域における広域協力として、ASEAN各国向けの広域研修を提供する技術協力「東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力向上プロジェクト」をタイで実施した。GCFのコンセプトノート作成技術を指導する「気候ファイナンス」コースや、国家適応計画の策定及び進捗評価の能力強化を図る「適応策」コース等の開発・実施に取り組んでおり、延べ400名余の参加を得た。
- ・ 大洋州地域における広域協力では、2017年2月に贈与契約（G/A）を締結したサモアの無償資金協力「太平洋気候変動センター建設計画」（贈与限度額：9 億 6,200 万円）で、大洋州地域の気候変動対策分野の人材育成に係る拠点づくりのため、同国に拠点を置く「太平洋地域環境計画事務局」（SPREP：Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme）の下に「大洋州気候変動センター」（PCCC：Pacific Climate Change Center）の整備を支援した。また、PCCC完工後は、気候変動適応・緩和、気候ファイナンスへのアクセス向上に係る研修機能の構築を図る技術協力「気候変動

に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」を形成し、12月に討議議事録（R/D）に署名した。

④ 森林・自然生態系の保全管理強化

- コンゴ民主共和国における「クウィル州 REDD+⁶³ 統合プログラム」実施について、12月に中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central African Forest Initiative）⁶⁴ の資金管理機関である国連開発計画（UNDP）と業務契約（約4百万ドル）を締結。本受託事業では、機構の技術協力「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+ パイロットプロジェクト」との連携により、クウィル州におけるアグロフォレストリーの規模を大幅に拡大する予定。機構の技術協力で実施する政策面での支援との相乗効果が発揮され、コンゴ民主共和国の貴重な森林と生物多様性の保全を通じた気候変動の緩和、及びアグロフォレストリーの実施を通じた地域住民の生計向上による貧困削減への貢献が期待される。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ GCF の更なる活用を進めるに当たり、資金提供者である GCF の各種基準・制度に則った事業形成及び実施、並びに GCF 内の事業承諾プロセスも加味したスケジュール管理等、従来機構が実施してきた事業と比べてより複雑な事業管理が求められる。その結果、事業形成及び実施のスピードが損なわれる恐れがある。これに対応すべく、引き続き GCF の各種基準・制度・事業承諾プロセス等に係る理解を深めつつ、具体的な事業の実績を積み重ねる過程で効果的に機構に経験・知見を蓄積していくことにより、迅速な事業形成及び実施に努めていく。

No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実績数	8,000 人 ⁶⁵	22,700 人	21,293 人

(1) 自然災害に対する強靱な社会づくり

仙台防災協力イニシアティブの目標達成に向けた防災人材育成及び開発途上国における仙台防災枠組の達成に向けた支援に取り組んだ。

- ① **災害リスクの理解**：対象各国の土砂災害・火山・地震・津波等の災害リスクの解明に資する地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）事業を9件実施した。フィリピン「極端気象の監視・警報システムの開発」では、活動の一環で観測用航空機を利用して9月に発生した台風24号を上空から観測するとともに、台風の目の中に侵入し観測機器を投下することに成功した。過去には日本気象庁や大学による数例の実施例しかなく、台風を直接観測して貴重なデータを収集できたことは、フィリピンの気象観測に

⁶³ Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries。森林減少・森林劣化に由来するに参加炭素の排出を削減する取組。

⁶⁴ コンゴ民主共和国を含むコンゴ盆地の各国が実施する REDD+ を先進国や国際機関等が協調して支援し、地球規模の気候変動対策と同時に各国の経済社会開発を促進するための国際的資金枠組み。

⁶⁵ 我が国政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015年から2018年に4万人。

として非常に意義深いものとなった。観測の様子は、国内外のテレビ（NHK やフジテレビのニュース番組）や新聞で広く報道された。

- ② **ガバナンス強化**：各国の中央防災機関の能力向上と人材育成を推進した。具体的には、中央防災機関の大臣や幹部等のハイレベル関係者に対して、仙台防災枠組の浸透を働きかけた。特に、ベトナムでは、防災中央機関である農業農村開発省とともに、政府が取り組むべき防災施策のロードマップを取りまとめ、アジア地域の防災担当閣僚及び防災関係者が一堂に会する国際会議のアジア防災閣僚級会合で同省副大臣とともに公表した。
- ③ **防災投資の促進**：タイ「チャオプラヤ川流域総合洪水管理計画における外郭環状道路放水路に関する情報収集・確認調査」、フィリピン「マニラ首都圏パラニャーケ放水路に係る情報収集・確認調査」を完了させ、洪水対策事業の事業化の可能性の検討等を通じて着実な防災投資の浸透を図った。
- ④ **事前準備とより良い復興（BBB : Build Back Better）**：7 月末のインドネシアのロンボク島地震において、専門家を通じて BBB の知見を共有した。また、能力強化研修「災害からの復興支援」でコンサルタント等の開発協力関係者へ BBB の考え方の浸透を図った。
- 9 月のインドネシア中部スラウェシ地震・津波の発生後、国際緊急援助隊・自衛隊部隊を派遣し、C130 輸送機による物資・人員輸送支援の実施及び緊急援助物資（テント、浄水器、発電機）を供与した（10 月）。また、日本の災害復興等に関する知見・経験及び機構の当該分野の支援実績等に対する高い評価により、インドネシア国家開発企画庁長官から機構理事長に復興計画策定に係る支援要請がなされ、機構関係部、現地派遣中の専門家、国土交通省及び東京大学の有識者による合同調査団を迅速に派遣した（10 月）。調査では、JAXA の協力を得て衛星画像等も活用しつつ、津波や陸地での液状化現象による被害状況やその発生原因を調査し、その結果を記者会見で報告したところ、インドネシア国家開発企画庁長官による「日本から学びたい」との発言引用を含め、国内主要各紙や NHK 等の複数メディアで大きく報道された。また、インドネシア関係機関と協議し、今後の計画策定から復旧・復興支援までのシームレスな協力の方向性を確認し、さらに機構が他ドナーへの支援要請に関する調整を主導する等の取組を行った。これらの協力を通じ、迅速な支援に向けてファスト・トラック制度を適用した「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」を 2019 年 1 月から開始した。
- フィジー気象局を拠点とし、南太平洋 9 か国の国家気象機関職員的能力強化を目的とした「大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト」の協力成果に基づき、対象国の 1 つであるナウルで初の地上気象観測を開始（12 月）、世界気象機関（WMO : World Meteorological Organization）への加盟も果たし、ナウル大統領から機構に対して謝意が表明された。同国での災害や気候変動への備えに加え、大洋州地域の気象観測の空白地帯の解消により予報や警報の改善等、安全な航行に向けた気象情報の提供が期待される。
- ブラジル政府が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、機構の地球環境部防災グループ職員がブラジル国家統合省から、防災、市民防衛分野における重要な活動や業績を果たした国内外の人物、機関、組織等を対象とした最高位の国家勲章である「国家市民防衛勲章」を受賞した。

(2) 防災の主流化推進

- 7 月にモンゴルで開催された「アジア防災閣僚級会合」で、メインセッション「防災への事前投資」を機構が主催者として企画段階から参画し、参加したアジア各国の防災担当閣僚及び防災関係者に対して仙台防災枠組の考えを発信した。また、各国が 2020 年までに作成すべき中央・地方防災計

画について、各国防災機関と機構の技術協力関係者が共同で作成した同計画策定のための実践的指針を登壇時に発信し、共有した。南北アメリカ地域の防災担当閣僚及び防災関係者が一堂に会する国際会議の第 6 回米州防災プラットフォーム会合では、コロンビア水文気象環境研究所と共催したパラレルセッション「洪水リスク管理」やブース展示を活用し、仙台防災枠組を踏まえた機構の協力の方向性や優良事例の共有を行った。セッション会場には各国政府や国際機関等から 200 名を超す聴衆が集まり、ブースには約 500 名の来訪があるなど、中南米における機構の防災協力の取組を多くの関係者に周知した。

- ・ 10 月に淡路島で開催された、アジア各国や関係機関との防災情報の共有、意見交換、協力体制強化を目的とする「第 20 回アジア防災会議」で、地方防災計画策定に関するサイドイベントを主催した。協力対象国のハイレベル参加者と共に、地方防災計画策定の優良事例や課題等を共有し、地方防災計画策定の緊急性と重要性を発信した。
- 課題別研修「防災主流化の促進」に 7 か国から 9 名が参加し、仙台防災枠組の喫緊のターゲットである地方防災計画の策定促進に向け、各国参加者が自国内で任意に選んだ都市の情報を持ちより、演習を通じて地方防災計画（案）を作成した。参加者は帰国後に所属組織内でフィードバックセミナーを開催し、関係機関と地方防災計画策定推進のためのタスクフォースを設置している。機構は上記演習の準備のため、西日本豪雨災害の被災地を視察の上で地方防災計画の実践的策定ガイドを策定し、国連防災機関（UNDRR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）の技術フォーラム及びアジア地域会合で普及に努めた。

（3） 災害復興支援（より良い復興，BBB）の推進

- ・ 緊急支援が検討される規模の災害発生時に関係部署間で迅速な情報共有を行い、応急対応フェーズから、シームレスな支援につなげるための復旧・復興ニーズの確認に努めた。その結果、スリランカでは、豪雨災害発生後の 2017 年 6 月に派遣された国際緊急援助隊専門家チームの提言を踏まえて、スリランカ政府から要請されていた土砂災害対策に関する技術協力「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」を開始した。
- ・ ネパール地震への復興支援を継続し、BBB 実現のため、無償資金協力による震源地のアクセス改善のための橋梁を完成させ、被災病院や被災導水管の再建を進めた。4 月にはカトマンズで、ネパール国家復興庁と機構の共催でネパール地震後 3 周年セミナーを開催し、被災者の生業再建に向けた支援活動や公共施設の再建等に係るこれまでの機構の協力成果を発信し、円借款事業による耐震性能を有する復興住宅再建に係る進捗状況等を共有した。

（4） SDGs 達成に向けた貢献

- ・ 防災に関連する SDGs ゴール 9, 11, 13（インフラ・産業，都市，気候変動）について、各国でのゴール達成に貢献する案件の形成と協力を実施した。具体的には、2018 年 11 月に借款契約（L/A）を調印したフィリピン円借款「パッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズ IV）」（承諾額：379 億 500 万円）は、日本の優れた防災技術を活用してパッシング・マリキナ川の河川改修及び可動堰等の建設並びに洪水に対する非構造物対策を実施し、マニラ首都圏中心部の洪水被害の軽減を図り、同地域の脆弱性の克服及び生活・生産基盤の安定に貢献するもの。
- ・ 2018 年 9 月に贈与契約（G/A）を締結したパキスタン無償「ムルタン市気象レーダー整備計画」（贈与限度額：20 億 4,200 万円）では、パンジャブ州ムルタン市に気象レーダーシステムを整備し、

災害を引き起こす気象現象の監視能力の強化と気象・洪水情報や予警報の精度向上を目指すことで、同国の自然災害による被害が軽減することが期待されている。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- 「仙台防災枠組 2015-2030」の 4 つの優先行動のうち、喫緊の課題である地方防災計画の策定やそれに基づく防災投資の促進は、国による理解・浸透の度合いに大きな違いがあるのが現状である。引き続き国際会議や実施中の個別案件を通じて理解促進を図りつつ、その際に、先行して成果の発現がみられる開発途上国の事例を他国と共有するなどの工夫も検討する。

No.4-3 自然環境保全

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
機構が支援する REDD+/ 生物多様性分野関連の協力対象国数	23 か国 ⁶⁶	29 か国	21 か国
JJ-FAST (JICA-JAXA 熱帯雨林早期警戒システム) を活用した国数	8 か国 ⁶⁷	8 か国	11 か国

(1) 自然環境保全に向けた具体的な施策の実施状況

- 10 月 22 日～ 29 日にドバイで開催されたラムサール条約第 13 回締約国会議 (COP13) に参加し、環境省と「Enrichment of Urban Life through Wetland Conservation」と題したサイドイベントを共催。イラン、エルサルバドル、パプアニューギニアにおける政府組織の具体的データ分析及びステークホルダー間の連携強化に係る体制整備やモニタリング技術の移転等の機構の湿地保全支援の取組や、谷津干潟における地域住民との環境教育活動等を発信した。
- 12 月 2 日から約 2 週間、ポーランドのカトヴィツェで開催された UNFCCC-COP24 に参加し、JAXA 主催のイベントで JAXA と機構の連携で開発された熱帯林モニタリングシステム (JJ-FAST : JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics) や技術協力による機構の熱帯林管理能力強化への貢献を紹介した。また、インドネシア主催の熱帯泥炭地と農業に関するイベントで、機構の貢献を発信した。
- 気候変動緩和策としての REDD+ に関する取組に関し、カメルーン、コンゴ民主共和国、モザンビークで新規事業の討議議事録 (R/D) を先方政府と署名した。コンゴ民主共和国は、「No.4-1 気候変動」で記載のとおり外部資金 (中部アフリカ森林イニシアティブ : CAFI) を獲得し、資金管理機関である国連開発計画 (UNDP) と業務契約 (約 4 百万ドル) を締結し、第一段階として約 3 百万ドルを受領するに至った。

(2) 民間企業との連携推進 (官民連携プラットフォームの活用、外部資金の活用)

- 「森から世界を変える REDD+ プラットフォーム」の事務局として、年間を通じてプラットフォームを運営した (2018 年度末時点の加盟数 90 団体)。また、GCF の制度概要の情報等、REDD+ に関する最新情報を発信し、関連するセミナーは合計約 300 名の参加を得た。
- ベトナム「持続的自然資源管理プロジェクト」における住友林業及びアスクル社との連携協定延長

⁶⁶ 2016 年度末の協力対象国 : 15 か国 (基礎調査, 広域案件除く), 8 か国 (生物多様性分野関連)

⁶⁷ 2016 年度末の協力対象国

を協議した。機構の事業による生計向上活動と日本企業の CSR による植林事業が一体的に実施され、地域住民への裨益効果が拡大する優良事例となっている。

- ・ ミャンマー「持続可能な自然資源管理能力向上支援プロジェクト」に関し、日本たばこ産業株式会社（JT）が新たに立ち上げる JT 財団において、同財団が関心を寄せる生態系を活用した防災減災（Eco-DRR : Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）の取組に対する連携を検討。具体的には、2019 年度を目途に同取組に対する寄附金を機構が受領し、地域住民の主体的参加による防災・減災と生計向上に関する事業を実施する予定。

(3) サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリ>ンス強化イニシアティブ（AI-CD）

- ・ 国連が定める「砂漠化および干ばつと闘う国際デー」（6 月 17 日）に合わせ、ケニア国家環境管理公社（NEMA : National Environment Management Authority）が中心となり、乾燥地に分類されるカジアド郡で同国際デーの関連イベントを開催。「ケニア国持続的森林管理のための能力開発プロジェクト」のカウンターパート機関であるケニア森林研究所（KEFRI : Kenya Forestry Research institute）と共に、プロジェクトの取組や AI-CD の活動を発信した。
- ・ 8 月にセネガルで第 2 回サヘル地域フォーラムを開催。3 日間のフォーラムを通じ、①各国と国際機関等のパートナー機関における砂漠化対処に資するアクションプランの進捗確認、②参加国間での伝統的農法を活用した優良事例の共有、③地球環境ファシリティ（GEF : Global Environment Facility）を念頭に置いた外部資金アクセスに係る情報提供と意見交換、④ AI-CD の最終目標とする成果の明確化の検討（サヘル地域 AI-CD ガバナンスメカニズム、ガイドラインの作成）を行い、参加したアフリカ各国とパートナー機関に対し、AI-CD に対するコミットメント強化を働きかけた。
- ・ AI-CD の研修を JICA 筑波で実施し、9 か国 9 名が参加。鳥取における日本の経験などを学び、自国で実施するアクションプランを作成した。また、AI-CD の SNS（Facebook は 8,000 近い「いいね」を獲得）で、砂漠化対処に係る優良事例を NGO 等から募集し、AI-CD のウェブサイトですべて「Voice from the Field」として発信した。

(4) 日本の衛星技術の活用

- ・ JJ-FAST に関連する課題別研修を実施し、JJ-FAST 等のシステムを活用した森林ガバナンスの向上に資する人材を 8 か国 10 人育成した他、COP24 の JAXA 主催イベントで、JJ-FAST と機構の貢献について発信した。また、NHK ワールドで JJ-FAST を特集した番組を制作・放映し、機構の取組の発信に努めた。Facebook での英文番組紹介記事は、1.4 万の「いいね」を記録した。

(5) 生物多様性の主流化

- ブラジル「フィールドミュージアム構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト」に関連する付帯施設として、伊藤忠商事株式会社からの寄附金を活用したクイエirasフィールドステーションが完工し、5 月に現地で開設式典を開催した。同施設が同国の生物多様性保全を推進する拠点として活用されている。

(6) SDGs 達成に向けた貢献

- SDGs ゴール 13（気候変動）に関し、フィリピン及びインドネシアで実施中の SATREPS「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略

プロジェクト」を通じ、沿岸域生態系に蓄積される有機炭素を適切に保全し、ローカルな沿岸生態系保全とレジリエンス改善強化を行い、同時に地球温暖化の緩和への貢献にもつながる効果的なブルーカーボン戦略の構築と社会実装を目指して同戦略の方針を策定した。ブルーカーボンに関する既往研究の多くは、ブルーカーボン生態系の個々の構成要素に関してカーボンストック量を評価する形のもものがほとんどである一方、現実の沿岸生態系では、マングローブ、海草藻場、サンゴ群集等からなる主要構成要素間の相互連成や陸域や外洋域とのつながりの中でカーボン動態が支配されている。本協力では、陸域－沿岸域－外洋域の広域システムにおけるブルーカーボン生態系の主要構成要素間の相互連成過程の動態について、解析・予測を可能とする統合モデルシステムを世界で初めて開発する非常に難易度の高い協力であり、2018年度はシステム構築に向けた広域マッピングを完了した。また、統合モデル体系の構築とその検証にあたり不可欠なモニタリングは、包括的かつ多重構造的な体系で難易度が高いことから、従来にない広域モニタリング・データ処理体制の構築を目指しており、ブルーカーボン戦略の地域版の社会実装としても想定されている。その他、REDD+に係る支援等をベトナム、ラオス、コンゴ民主共和国等で実施した。あわせて、適応策としての側面により焦点を当てた自然資源や生態系サービスの持続的管理・利用を通じた防災（Eco-DRR）、干ばつレジリエンス強化への支援をマケドニアやサブサハラ諸国を対象に実施した。

- ・ SDGs ゴール 14（海洋）に関し、保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進を念頭に、マングローブ等の沿岸域生態系やサンゴ礁生態系に着目した事業を、上述したフィリピン及びインドネシア「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略プロジェクト」やイラン「ゲシュム島のエコアイランド構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト」等により実施した。
- ・ SDGs ゴール 15（森林・生物多様性）に関し、持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全（保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進）の改善に資する事業を通じて貢献した。

(7) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 事業効果のさらなるスケールアップを図るべく、2018年度は民間企業との連携も視野に外部資金へのアクセスについて外部への情報発信に注力したが、今後は実際の案件形成につなげるべく、ビジネスモデルの構想例等、より具体的な発信に取り組む。

No.4-4 環境管理

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
環境管理分野（廃棄物・下水・大気・低炭素社会）に係る研修実績数	1,600 人 ⁶⁸	9,315 人	5,951 人

(1) 都市部の住環境改善及び持続可能な経済社会システムに向けた具体的な施策の実施状況

① 廃棄物管理の改善及び 3R の推進に向けた取組

- ・ **3R の推進**：第 8 回太平洋・島サミット（PALM8）（5 月）の首脳宣言で「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト」（J-PRISM：Promotion of Regional Initiative on Solid Waste Management in Pacific

⁶⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

Island Countries) が、廃棄物による海洋汚染防止に有効である旨、言及された。また、J-PRISM フェーズ 2 で機構が他ドナーと共に実施した 3R プラス Return⁶⁹ の調査結果を第二回大洋州廃棄物管理円卓会合 (Clean Pacific Round Table) で関係国に共有し、EU・フランス開発庁 (AFD) 等の他ドナー資金を活用した開発効果の最大化に向けた議論を主導した。また、3R プラス Return 推進に必要な経済的インセンティブを導入した廃棄物の回収制度としてデポジット制の導入を支援し、マーシャルで導入が開始された。

- ・ **アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP: African Clean Cities Platform)** : 環境省、横浜市、UNEP、国連人間移住計画 (UN-HABITAT : United Nations Human Settlements Programme)、モロッコ政府等と共催の下、第 1 回年次会合をモロッコ・ラバトにて開催した (6 月)。アフリカ 32 か国の廃棄物担当官、日・モロッコの政府高官等、約 250 名が参加し、本邦企業や協力隊員から製品・技術や活動を紹介したほか、最終日には ACCP の活動促進を確認するラバト宣言が採択された。更に、TICAD 閣僚級会合サイドイベントの共催 (10 月)、世界銀行が世界の廃棄物管理の状況や課題を取りまとめた報告書「What a Waste 2.0 : A Global Snapshot of Solid Waste Management to 2050」の発刊イベント (9 月)、世界循環経済フォーラム (10 月)、国連環境会合 (2019 年 3 月) 等の機会を通じたプラットフォームの意義や活動の発信に加え、エチオピアでの廃棄物処理スタディツアー (12 月、14 か国が参加)、廃棄物管理に係る本邦での課題別研修等の具体的な活動を展開した結果、加盟国は当初の 24 か国から 35 か国に拡大している。
- ・ **案件の成果を活用した知見の共有と関係強化** : 南スーダンの首都ジュバを対象に遠隔で廃棄物分野の情報収集・確認調査を実施し、今後の協力の方向性を検討した。その中で、既往事業のカウンターパートであるスーダン首都ハルツームの実施機関からの協力を得たスタディツアー等も行った。上述の ACCP 年次会合では、南北スーダンが共同で南南協力の成果を発表するなど、両国の友好関係強化にも寄与した。
- **Waste to Energy (WtE : 廃棄物からのエネルギー回収)** : 日本の特徴的な廃棄物処理技術は、経済発展や人口増加等が顕著なアジアの大都市で特にニーズが高まっているほか、日本政府の環境インフラ海外展開の観点からも取組の推進が求められている。一方、開発途上地域での同技術の導入は、必要な資金調達、前提となる廃棄物焼却時の熱量の課題、日常的なごみの収集・運搬、焼却灰・飛灰の安全処理、ダイオキシンのモニタリングなど課題が多岐に亘り、機構関係者が相手国の導入適格性を検討、診断する難易度が高かった。このような機構内外のニーズに即応した取組として執務参考資料「ごみ焼却発電施設導入ガイドライン」を策定し、コンサルタント等の国内関係者向けに勉強会を開催した。同資料は、分かりやすいプロファイリング (対象人口、廃棄物量、住民等の理解等) で対象事業の適格性を判断できるツールになり、専門的ながら簡便で実用性が高く、コンサルタントからも相手国との対話ツールとして活用可能と評価を得ている。また、具体的な廃棄物発電の支援としてフィリピンで技術協力「先行 / 先進技術を通じた廃棄物適正管理能力強化プロジェクト」を開始し、事業権付無償資金協力「ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画」等による施設整備に対し、技術協力による制度整備や事業リスク対応等を含む運営面等での側面支援での連携を通じて、日本政府の環境インフラ海外展開基本戦略に掲げられている廃棄物処理技術の導入に向けたパッケージによる支援を実現している。また、ダバオ市と北九州市が 2016 年に廃棄物管理を中心とした都市環境整備に係る「都市間連携覚書」を締結し、廃棄物発電施設の仕様を決

⁶⁹ 3R プラス Return : 3R (リデュース, リユース, リサイクル) に加え、有価物等の域外輸出 (リターン) を目指す取組。

定するために必要不可欠なごみ量ごみ質調査手法の移転等を含む草の根技術協力事業「ダバオ市における廃棄物管理向上支援プロジェクト」を実施している。同市の本事業への協力により、自治体間連携の促進にも貢献している。

② 水質汚濁や大気汚染の防止に向けた取組

- ・ **集合処理と分散処理の一体導入**：集合型污水处理（下水道）と分散型污水处理（浄化槽）の一体的な導入に係る検討のため、カンボジアのプノンペン都をパイロットサイトとした調査を実施し、下水道と浄化槽の導入に関する地域区分や基準を検討した。
- **自治体等との連携を通じた本邦技術の海外展開**：フィリピンでの無償資金協力「メトロセブ水道区汚泥処理施設建設計画」では、横浜市の参画を得て日本の自治体の経験を踏まえた計画を策定した。また、ベトナムでの無償資金協力「非開削下水道管路更生計画」では大阪市の参画を得て非開削下水道管路更生工法を活用する計画を策定している。加えて、ベトナムでは海外向けの低コスト・省エネ型かつ維持管理が容易な水処理システムとして開発された「前ろ過散水ろ床法 (PTF: Pre-treated Trickling Filtration)」が、海外での一定規模の下水処理場に初めて導入された事例である無償資金協力「ホイアン市日本橋地域水質改善計画」が完工した（10 月）。
- ・ **大気汚染対策能力の強化**：モンゴルでの技術協力「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ 3」を 11 月より開始した。本協力を通じて、改良燃料の導入と普及に関するパイロット事業を実施し、その後アジア開発銀行 (ADB) の資金による拡大、展開を通じた事業成果のスケールアップも企図している (SDGs 指標 3.9 (汚染による死亡及び疾病件数の減少) の達成にも貢献)。
- ・ **化学物質管理**：タイにおける PRTR 制度⁷⁰ (Pollutant Release and Transfer Register) の導入・定着を支援するべく、新たに専門家を派遣した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

開発課題に対応した案件の実施による SDGs 達成の促進に加え、以下の活動を通じ、指標達成状況のモニタリング手法・方法論の確立等に貢献した。

- ・ **指標 6.3.1 (污水处理率)**：WHO と連携して実施したベトナムにおけるパイロット調査の成果をもとに、第 11 回国際水協会 (IWA) 世界会議・展示会 (9 月) でのワークショップの主催や、環境省・国土交通省が主導しアジアの国々や国際機関が参画するアジア污水管理パートナーシップ設立会合 (7 月) 等の機会を通じ、開発途上国で実施可能なモニタリング手法確立の必要性を発信した。また、WHO に設置されている専門家グループへ調査結果を共有することで、グローバルに適用可能な指標の確立に向けた検討に貢献した。
- ・ **指標 11.6.1 (都市の一人当たりの環境上の悪影響軽減)**：ナイジェリア「連邦首都区統合的廃棄物管理プロジェクト」では国連専門家会合で検討中の指標 11.6.1 の方法論ドラフトに基づきパイロット調査を実施し、検証結果から得られた開発途上国でのモニタリング実施に際して留意すべき点等の示唆を国連専門家会合に報告した。
- ・ **指標 12.4 及び 12.5 (廃棄物発生の削減)**：廃棄物発生量原単位算出の標準的手法確立に向けた方法論をレビューするとともに、国連専門家会合への参加と検討段階の案に対するコメント提示等を通じて開発協力機関の観点からインプットした。

⁷⁰ 有害化学物質が事業所から環境中に排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が国に届け出し、国は届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

(3) 事業上の課題及び対応方針

- ・ 海洋プラスチックごみに対する注目が近年急速かつ世界的に高まっている。海洋に流出するプラスチックごみの大半は開発途上国における廃棄物管理の不備によるものと推計されていることから、G20 大阪サミットの成果、関連政策及び国際社会の動向等を踏まえて海洋プラスチックごみ対策推進に機構が貢献するための方向性を検討する。

No.4-5 食料安全保障

関連指標	基準値	2017 年度	2018 年度
サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	833 人（普及員） ⁷¹ 2 万人（農家）	1,785 人（普及員） 24,226 人（農家）	1,698 人（普及員） 42,511 人（農家）

(1) CARD を通じたアフリカ稲作開発、及び、気候変動に対する強靱性強化への貢献

- 2018 年 10 月に第 7 回アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）総会が東京で開催され、CARD の目標である「2018 年までの 10 年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増（1,400 万トンから 2,800 万トン）」が達成見込みであることが確認されるとともに、CARD 対象全 23 か国で国家稲作開発戦略が策定されたこと、173 案件の CARD 関連プロジェクトが実施されたこと等が主な成果として総括された。CARD は 2008 年の TICAD IV にて機構が主導して立ち上げた国際イニシアティブであり、機構は計 17 か国で計 48 件の CARD 関連プロジェクトを実施し、約 520 億円の協力を通じて技術開発、人材育成、インフラ整備等に貢献。また、事務局の設立当初より、事務局要員の派遣等による CARD の運営を継続して支援し、上記目標達成に貢献した。
- 同総会では、2017 年の CARD 運営委員会での機構からの提案に基づき、「2019 年から 2030 年までに、サブサハラ・アフリカのコメ生産量のさらなる倍増（2,800 万トン→5,600 万トン）」を目標とした CARD フェーズ 2 の 2019 年からの開始、及びこれまでの協力の成果をもとに有効な戦略をパッケージ化した“RICE アプローチ”（Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment）を取ることに合意した。
- ・ 2018 年 10 月の TICAD 閣僚級会合のサイドイベントとして「CARD ハイレベル会合」を開催し、アフリカ各国の外交団、在京大使館、CARD 対象国、関連ドナーや日本の民間企業等から約 180 名の参加を得た。同会合では、CARD 発足から 10 年間の成果や課題、今後の CARD の展開に向けた生産性向上、民間セクターとの協調、気候変動への対応、農業機械化の推進等、各方面から様々な視点での議論が展開された結果、国レベルでの取組に加え、様々な組織を巻き込んだ地域レベルでの取組の視点や、民間セクターの関与強化が重要という結論が得られた。
- ・ 干ばつに対するレジリエンス向上に関し、スーダン、ケニア、エチオピア、ジブチで高温・乾燥環境下で持続可能な農業を営むための適応策に取り組む案件を形成した。

(2) 水産資源の持続的な利用の推進

⁷¹ TICAD VI の目標値：普及員 2,500 人、農家 6 万人（2016-2018）

- 人的及び資金的リソースが十分でない島しょ国の水産資源管理では、漁民が行政の役割を代替・補完する「漁民と行政による共同管理（コマネジメント）」が有効と考えられており、カリブ地域 6 か国（セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ）でコマネジメントによる漁業管理の技術協力プロジェクトを実施し、沖合海域の浮魚礁漁業でコマネジメントが実施可能かつ有効であることを実証した。コマネジメントの取組は、現地で新規性が高く注目を集め、カリブ共同体（CARICOM）の水産部局との連携により広域的に同取組を発信・普及し、事業の効率性やインパクトを高める工夫を講じた結果、上記事業に基づくコマネジメント推進に係る提言が、5 月の CARICOM 漁業大臣会合で採択された。
- ・ 大洋州地域の違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported and Unregulated）漁業対策の向上のために、水産庁と海上保安庁の連携、水産物のトレーサビリティ確保、国内外の漁船の活動情報の蓄積、関連法規等の日本の事例を参考にしつつ、自国での対応策を検討する地域別研修（12 か国参加）を実施した。
- ・ アフリカ地域（ベナンとコートジボワール）における内水面養殖の自立的かつ持続的な普及を目的とし、行政に過度に依存せず、中核養殖農家による近隣養殖農家への種苗生産販売と技術指導を組み合わせた農民間普及（Farmer to Farmer）の技術協力プロジェクトを実施し、3 月末時点で計 406 名を対象に農民間研修を 20 回行った他、同アプローチを域内展開すべく、トーゴやカメルーンから養殖農家を招聘し、研修を行った。
- フィリピンにて実施した緊急開発調査「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」（2014 年 2 月～ 2017 年 2 月）の一環として実施したクイックインパクトプロジェクトにて導入され、その後中小企業海外展開支援事業「台風被災地における台風に強い浮沈式養殖技術の普及・実証 事業」（2019 年 1 月完了）により追加導入及び養殖指導を行った浮沈式生簀（日東製網株式会社の技術）について、台風ヨランダで被害を受けた養殖漁家の生計回復・改善に貢献した他、設置以来 3 度の台風被害（2014 年 12 月、2016 年 12 月、2017 年 12 月）を回避したことで台風への抵抗力が実証された。2018 年度は養殖漁家による生簀の維持管理技術習得、現地協力会社との特許出願、同生簀の普及のためのビジネスの開始等の成果が発現した。

(3) SDGs 達成に向けた貢献

- ・ ターゲット「14.4 水産資源の管理」と「14.7 及び 14.b 経済便益の増大及び零細漁業の振興」に貢献する取組として、前述のカリブ地域の技術協力に加え、大洋州（バヌアツ）で資源管理と生計向上を組み合わせた技術協力を実施した他、アフリカ（セネガル）で新規事業を形成した。
- ・ CARD の枠組みのもと、機構はウガンダ、ケニア、タンザニア、エチオピア、セネガル、ナイジェリア、シエラレオネ、マダガスカル等のサブサハラ・アフリカ各国において稲作協力を推進してきた。ウガンダで実施した「ネリカ米振興計画プロジェクト」では、適切な稲栽培技術が対象地域の農家等に普及され、稲作農家の収入増加や家庭内での女性の地位向上等に貢献した。また、タンザニアにおいては、主に灌漑稲作分野におけるハード・ソフト両面の支援により、稲作人材育成と灌漑整備を進めてきた。その結果、栽培面積や単収の増加による生産性向上に貢献するとともに、10 年間でタンザニアのコメ生産の倍増に貢献した（SDGs ゴール 2 への貢献）。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- ・ (1) に記載したとおり、アフリカにおいて干ばつに対するレジリエンス向上に資する個別事業の形成を行ったが、プログラム形成に必要となる同課題の情報が不足していたこともあり、相手国関係省庁との意見調整に時間を要し、協力プログラム形成には至らなかった。今後、まずは機動的かつ柔軟な対応が可能な個別事業で、対干ばつレジリエンス貢献策の形成を重点国事務所と協議しつつ情報を収集し、プログラム形成の是非を含めて検討していく。
- ・ 水産分野の課題は、アフリカにおける内水面養殖の面的展開にあり、そのためにはアフリカ各国の水産部局、ドナー、国際機関等と連携して、日本を含む各国・機関の知見を共有し、具体的な事業実施を連携して推進するプラットフォームの構築が有効とされるところ、2019 年度以降にその可能性に係る検討を行う。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国内外の関連機関と連携の上、SDGs の達成やパリ協定への対応を念頭に、地球規模課題に取り組むことを通じて、持続可能かつ強靱な社会の構築に取り組むことを期待する。また、積極的に機会を捉えて、日本の取組や成果を世界に発信することを期待する。(2017 年度主務大臣評価報告書, No.4「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」)

<対応>

パリ協定への対応として、緑の気候基金(GCF)との間で包括的認証取極を締結し、GCF 資金を活用した具体的な気候変動対策事業の提案申請を行うことができるようになったほか(パリ協定 9 条に関連)、「森から世界を変えるREDD+ プラットフォーム」の事務局運営等を通じた REDD+ の推進(同 5 条に関連)、ベトナムにおける「自国の貢献(NDC)」に対する支援(同 4 条に関連)等を行った。

SDGs 達成に向けて、各種事業を通じて SDGs ゴール 2(飢餓・栄養)、6(水・衛生)、9(インフラ・産業)、11(都市)、12(消費と生産)、13(気候変動)、14(海洋)、15(森林・自然環境)の達成に貢献したほか、汚水や廃棄物に関する指標のモニタリング手法確立に向けた検討にも貢献した。

また、各種取組を推進するに当たり、世界大都市気候先導グループ(C40)や本邦自治体、中部アフリカ森林イニシアティブ(CAFI)、JAXA 等国内外の関連機関との連携やアフリカのきれいな街プラットフォーム等の多国間枠組みの活用を通じて成果の拡大や知見の共有を図ったほか、取組やその成果は UNFCCC 第 24 回締約国会議やアジア防災閣僚級会合、CARD 総会等の場で多数発信した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、独立行政法人の評価に関する指針(平成 27 年 5 月 25 日改訂)及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(平成 27 年3 月外務省)に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果(目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与)を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、SDGs 達成及び ESG 投資など環境と経済の観点で一層注視される地球規模課題に着実に取組み、持続可能で強靱な国際社会の構築に貢献した。特に、①防災主流化の促進(仙台防災枠組達成課題の地方防災計画の指針策定・発信)、②災害へのシームレスな支援(インドネシア・スラウェシ地震後の復興計画策定)、③ナウル初の気象観測開始・世界気象機関への加盟達成、④ブラジルでの国家勲章受章、⑤外部資金活用による協力規模の拡大(CAFI 資金での業務契約)、⑥ CARD 目標達成(10 年間でコメ倍増)等、特筆すべき成果をあげた。

1. 気候変動

- NDC 実施促進支援（ベトナム），大洋州人材育成拠点の気候変動センター案件を形成。事業計画段階で気候変動対策支援ツールを活用した気候変動対策の主流化を促進（120 件）。
- GCF 資金を活用した気候変動対策事業形成・実施に向けた包括的認証取極を締結。東南アジア大都市の気候変動対策支援の更なる推進に向けて世界大都市機構先導グループ（C40）と連携協力協定を締結。

2. 防災の主流化・災害復興支援

- 仙台防災枠組達成に向けた災害リスクの理解，ガバナンス強化，防災投資を促進。インドネシア地震，スリランカ豪雨災害等で BBB を推進。
- ネパール地震後 3 周年セミナーを相手国政府と共催し，BBB 実現に向けた公共施設再建の成果や耐震性能を有する復興住宅再建の進捗状況等を共有。
- ◎ **防災主流化の促進【①】**：仙台防災協力イニシアティブ（2018 年度までに計 40 億ドル協力，4 万人育成）の前倒し達成と目標人数を上回る人材育成（約 7 万人）に貢献。仙台防災枠組（2015-2030）のターゲットの一つで取組が停滞している地方防災計画策定の推進に向けて日本の経験を活用した実践的指針を策定し，技協を通じた普及とともにアジア防災閣僚級会合，アジア防災会議等で発信。
- ◎ **スラウェシ地震・津波への迅速・シームレスな支援【②】**：災害直後の国際緊急援助隊派遣後に，過去の日本の防災協力への高い評価により，インドネシア政府から機構のみに復興計画策定支援の要請がなされ合同調査団を派遣。ファスト・トラック制度により通常要請から協力開始まで 1 年以上要するところを要請から僅か 4 か月で協力を開始，東日本大震災の復興知見・経験を共有した支援を実施中
- ◎ **ナウル初の気象観測開始【②，④】**：ナウルの観測開始により大洋州気象観測上の空白地帯の解消に貢献，WMO へのナウル加盟の支援及びその達成により，同国大統領から謝意表明。
- ◎ **国家市民防衛勲章受章【④】**：ブラジル政府が目指す防災体制近代化への貢献が評価され，防災・市民防衛分野における最高位の国家勲章を受章。

3. 自然環境保全

- REDD+ 加盟団体へ情報発信を強化（加盟数 90 団体，セミナー計 300 人参加）。AI-CD のフォーラム開催等で参加各国とパートナー機関のコミットメントを強化。
- JAXA と開発した衛星技術活用の熱帯林モニタリングシステム（JJ-FAST）を COP24 で紹介。JJ-FAST に係る課題別研修で森林ガバナンスの人材を育成。
- ◎ **外部資金での事業展開【②】**：CAFI 資金受託（4 百万ドル）の資金管理機関である UNDP と業務契約（約 4 百万ドル）を締結。技術協力プロジェクトの成果（森林モニタリングシステムの技術開発と人材育成）を活用して対象州のアグロフォレストリーを大幅に拡大予定。世界第 2 位の規模の熱帯雨林であるコンゴ盆地熱帯林の保全による地球規模の気候変動緩和，対象地域の森林減少抑制及び住民生計向上への貢献が期待される。
- ◎ **世界初のブルーカーボン動態の統合モデルシステム構築【③】**：地球温暖化対策の新たな炭素吸収源としてブルーカーボン生態系が注目される中，世界的にも生物多様性が極めて高いコーラル・トライアングル地域のフィリピン・インドネシアの沿岸生態系保全と地球温暖化対策に貢献するブルーカーボン戦略を策定。陸－沿岸－外洋の広域ブルーカーボン生態系（マングローブ，海藻藻場，サンゴ群衆等）内で相互練成される炭素を貯蓄・隔離する機能と変動過程を解析・予測する世界初の統合モデルシステムを構築。

4. 環境管理

- PALM8 等の国際会議で 3R プラス Return 推進の調査結果を発信。経済的インセンティブとなる廃棄物回収制度（デポジット制）導入をマーシャルで実現。
- 関係機関と共催しアフリカ 32 か国、約 250 名が参加する「アフリカきれいな街プラットフォーム」の年次会合を開催。活動促進に向けたラバト宣言を採択。
- ◎ **Waste to Energy の推進【②】**：開発途上国の都市化と経済成長に伴う廃棄物問題、公害問題等の影響回避のために需要が高まる日本の特徴的な廃棄物からの発電技術（Waste to Energy）の海外展開に向けて、対象国での同技術の導入適格性を分かり易いプロファイリングで診断するツールをパイロット事業にて開発。

5. 食料安全保障

- 干ばつに対するレジリエンス向上に向けて、アフリカ地域で高温・乾燥環境下で持続可能な農業を営むための適応策に取り組む案件を形成。
- 東カリブ島しょ国地域で漁業共同管理アプローチの優良事例をカリコム共同体加盟国と共有。
- ◎ **CARD 目標の達成【①, ②】**：TICAD Vの公約（10 年間でアフリカのコメ生産量倍増（1,400 万→2,800 万トン））の達成見込みを確認。CARD の成果（対象全 23 か国で国家稲作開発戦略の策定を支援、計 173 案件実施）のうち、機構は計 17 か国で計 48 件（技協 44 件、無償 2 件、有償 2 件）のCARD 関連プロジェクトの実施と灌漑・農業振興等の専門家派遣や研修を通じて公約達成に貢献。
- ◎ **カリブ広域水産資源の提言採択【②】**：行政の人的・資金的資源が十分ではない島しょ国での水産資源管理として漁民と行政の共同管理の有効性を技術協力プロジェクトで実証した結果、カリブ地域での新規性が注目され、同取組の推進に向けた提言が CARICOM 漁業大臣会合で採択。

<課題と対応>

引き続き SDGs やパリ協定、仙台防災枠組達成への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に向けて持続可能かつ強靱な国際社会の構築に貢献する事業を形成・実施する。その際、先進的・革新的技術の活用や GCF を含む国内外のパートナーシップ拡大を図る。また、国際的な議論を注視し、海洋プラスチックごみ対策等に対する時宜にかなう取組の検討を進める。

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 気候変動

計 120 件の事業の計画段階で「気候変動対策支援ツール」を活用した気候変動対策関連活動の組み込み等の検討を行い、気候変動対策の主流化に取り組んだほか、ベトナムにおいて技術協力を通じた NDC 実施促進に貢献する温室効果ガス削減ロードマップ政令の起草を支援した。また、COP24 で 7 件のサイドイベントを主催・共催する等、積極的に機構の取組について発信を行った。

2. 防災の主流化・災害復興支援

自然災害に対する強靱な社会づくりとして、仙台防災協力イニシアティブで定めた 2018 年までに 4 万人育成の達成目標については、激甚災害の発生や防災事業に対する相手国政府等の関心が高まったことにより 2017 年度に前倒しで達成しており、2018 年度も前年度と同程度の 21,293 人と目標値（8,000 人）を大きく上回って実施したことから、最終的におよそ 7 万人の人材育成を達成したことは、日本政府の公約・政策実現に大きく貢献した成果として評価される。また、各国が 2020 年まで

に作成すべき中央・地方防災計画策定の推進に向けて、各国防災機関と機構が協働で作成した実践的指針をアジア防災閣僚級会合で発信・共有したほか、技協を通じて普及に努めたことに加え、地方防災計画策定の緊急性と重要性をアジア防災会議等で発信する等、防災分野において日本が有する知見を活用した積極的な情報発信等を通じて、仙台防災枠組のターゲット達成に向けて取り組んだことが評価される。

特筆すべき取組としては、9月にインドネシアのスラウェシで発生した地震・津波への対応が挙げられる。機構は同地震・津波発生に対して、国際緊急援助隊・自衛隊部隊を派遣し、物資・人員輸送支援の実施及び緊急援助物資の供与を10月に実施した。また、日本の災害復興等に関する知見・経験及び機構の当該分野の支援実績等に対する高い評価に基づき、インドネシア国家開発企画庁長官から復興計画策定に係る支援要請がなされたことを受け、機構は10月に合同調査団（機構関係部、現地派遣中の専門家、国土交通省及び東京大学の有識者）を派遣し、JAXAの協力も得つつ被害状況やその発生原因を調査し、その結果を記者会見で報告したところ、国内主要各紙やNHK等の複数メディアで大きく報道された。また、先方政府との協議を通じて計画策定から復旧・復興支援までのシームレスな協力案件形成を行い、通常であれば要請から協力開始まで1年以上要するところを、災害発生から僅か4ヶ月後の2019年1月から技術協力を開始し、東日本大震災の復興知見・経験を共有した支援を実施した事は、活動等の難易度の高い取組に対して機構の創意工夫とイニシアティブの下、外部機関の関与も得て取り組んだ結果発現した顕著な成果であり、また、下記有識者コメントのとおり単なる単年度の評価としてだけでなく、「今までの機構の取組が成果として発現された結果」でもあるとして、高く評価される。

また、フィジー気象局を拠点とし、南太平洋9か国の国家気象機関職員の能力強化を目的として実施した技術協力の協力成果に基づき、対象国の一つであるナウルにおいて初の地上気象観測が12月に開始、世界気象機関への加盟も果たし、ナウル大統領から機構に対して謝意が表明された事は、同国での災害や気候変動への備えに加え、大洋州地域の気象観測の空白地帯の解消により予報や警報の改善等、安全な航行にも資する気象情報の提供にも貢献する取組として高く評価される。

加えて、ブラジル政府が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、機構の職員が、防災・市民防衛分野における最高位の国家勲章を受章したことが、支援相手国政府から高い評価を得た成果であると考えられる。

3. 自然環境保全

自然環境保全の取組・成果としては、事務局として運営を実施している REDD+プラットフォームにおいて、GCF の制度概要の情報や、REDD+に関する最新情報の発信に努め、関連するセミナーは合計約300名の参加を得るなど発信の強化を実施した。また、その他民間企業との連携推進として、ベトナムにおいて日本企業のCSR活動との連携に取り組むことで地域住民の裨益効果が拡大する優良事例となったことや、ミャンマーにおいて本邦の財団との新しい連携方法を検討したこと等外部資金を活用した自然環境保全にも取り組んだ。

JJ-FAST（JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム）の活用に係る取組として、課題別研修を継続して実施したほか、COP24においてJAXA主催のイベントや、NHK ワールドでJJ-FAST 関連の機構の取組について発信した。

機構が国連砂漠化対処条約事務局と協働事務局を担う「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」の枠組を通じて、ケニアやセネガルと協働でイベントを開催し、同イニシアティブの推進に取り組んだ。

4. 環境管理

環境管理に係る取組として、PALM8等の国際会議で機構が実施した3R プラス Return 推進に係る調査結果を発信したほか、経済的インセンティブとなる廃棄物回収制度（デポジット制）導入をマージナルで実現した。また、関係機関と共催し、アフリカ32か国、約250名が参加する「アフリカきれいな街プラットフォーム」の年次会合を開催し、活動促進に向けたラバト宣言を採択した。水質汚濁防止に向けた取組として、カンボジアのプノンペン都をパイロットサイトとした、集合型污水处理（下水道）と分散型污水处理（浄化槽）の一体的な導入に係る検討のための調査を実施し、導入に関する基準等の検討を行った。

特筆すべき取組としては、途上国の都市化と経済成長に伴う廃棄物問題、公害問題等の影響回避の

ために需要が高まる、日本の特徴的技術である廃棄物からの発電技術（Waste to Energy）の海外展開に向けて、対象国での同技術の導入適格性を分かり易いプロファイリングで診断するツールを開発した結果、専門的ながら簡便で実用性が高い相手国との対話ツールとして活用されていることが、機構のイニシアティブの下、外部の関与も得て発現した成果として評価される。

5. 食料安全保障

食料安全保障に係る取組として、干ばつに対するレジリエンス向上に向けて、アフリカ地域で高温・乾燥環境下で持続可能な農業を営むための適応策に取り組む案件を形成したほか、東カリブ島しょ国地域で漁業共同管理アプローチの優良事例をカリコム共同体加盟国と共有した。

特筆すべき成果として、TICAD V の公約（10 年間でアフリカのコメ生産量倍増（1,400 万トンから 2,800 万トン））に対して、機構がこれまで計 17 か国で計 48 件（技協 44 件、無償 2 件、有償 2 件）のアフリカ稲作振興のための共同体（CARD）関連プロジェクトの実施と灌漑・農業振興等の専門家派遣や研修を実施した結果として、2018 年 10 月に東京で開催された CARD 総会において達成見込みであることが確認されるとともに、CARD 対象 23 か国で国家稲作開発戦略が策定されたことは、機構の取組により日本政府の公約・政策実現に大きく貢献した成果として高く評価される。

以上の定性的な実績に加え、定量指標である防災分野に係る育成人材数が目標値（8,000 人）の 2.7 倍超となる 21,893 人となったことを踏まえ、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き SDGs やパリ協定、仙台防災枠組達成への貢献を念頭に置きつつ、国際社会全体として地球規模課題の解決に貢献する事業を形成・実施することを期待する。その際業務実績報告書の「事業上の課題及び対応方針」に記載されているような、仙台防災枠組の優先行動への取組の理解促進や、海洋プラスチックごみ対策推進等に取り組むことを期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・防災・災害復興支援は、我が国の経験、知見を生かせる分野であり、世界からの期待は高い。「仙台防災枠組み」等の実施に向けた更なる取り組みを期待したい。

・No. 1～No. 7 の事業関係の項目については、いずれもその成果は高く評価できるものとする。具体的には、No. 4 におけるスラウェシ地震・津波に関し、機構のみに復興計画策定支援の要請がなされ 4 か月で協力を開始した点などは、2018 年度の成果であるとともに、今までの機構の取り組みが成果として発現された結果とも言える。2018 年度 S 評価となった項目も A 評価となった項目の各事業についても、引き続き顕著な成果を達成すべく取り組んでいただきたい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 30 年度開発協力重点方針，自由で開かれたインド太平洋構想
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度，難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 30 年度外務省政策評価事前分析表 30-VI-1 経済協力 平成 30 年度行政事業レビューシート番号 0139 無償資金協力，0140 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人 / 年 ⁷²	12,000 人	21,933 人	19,477 人			
アフリカにおける育成人材数	600 万人 ⁷³ (2017-2018)	350 万人	422 万人	476 万人			
②主要なインプット情報（予算額（注 3） / 支出額（百万円））			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,264 ⁷⁴			
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,293 ⁷⁵			
東・中央アジア，コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,702 ⁷⁶			
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 8,030 ⁷⁷			
アフリカ			35,672/ 31,012	30,321/ 33,177 ⁷⁸			
中東・欧州			8,290/ 9,094	11,810/ 9,695 ⁷⁹			
全世界・その他			10,273/ 11,264	8,833/ 8,727 ⁸⁰			

⁷² 2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に，機構貢献分を約 90%として想定して設定する。日・ASEAN 首脳会議の目標値：2015 年から 2017 年に年間 1.3 万人強

⁷³ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に，機構貢献分を 90%として想定して設定する。TICAD VI で発表した日本としての取組（公約）：2016 年から 2018 年に 1,000 万人

⁷⁴ 暫定値

⁷⁵ 暫定値

⁷⁶ 暫定値

⁷⁷ 暫定値

⁷⁸ 暫定値

⁷⁹ 暫定値

⁸⁰ 暫定値

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標及び中期計画の対応箇所 中期目標：3. (5)、中期計画：1. (5)

年度計画

1. (5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、「自由で開かれたインド太平洋戦略」への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえ、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。特に、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援する。
- ・ 大洋州地域についても、「自由で開かれたインド太平洋戦略」が PALM8 での主要テーマになることを踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援する。また、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組む。

イ 南アジア地域

- ・ 貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を踏まえ、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく高速鉄道、メトロ、デリー・ムンバイ及びチェンナイ・ベンガルール間の大規模回廊開発、インド北東部のインフラ及び植林、コミュニティの能力向上等の社会環境の持続性を高める事業を着実に推進するほか、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「日スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業を実施する。
- ・ 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンスの強化に向けた法整備、治安維持能力の向上、選挙の実施を支援する。特に、バングラデシュ及びパキスタンでの治安維持能力向上支援や、アフガニスタンでの「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」等を通じた支援を推進する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成を重点領域として支援する。
- ・ 特に、モンゴル向け財政支援等を通じてガバナンス強化を支援するとともに、中央アジアでは高度産業人材の育成や農業分野の支援等、産業多角化に資する事業に取り組む。また、各国で将来指導者となることが期待される若手行政官を引き続き育成するとともに、道路、防災等の技術分野における幹部人材の育成対象にも取り組む。
- ・ 域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮しつつ、国際幹線道路やエネルギー効率の高い発電所等の事業を実施する。加えて、今後の支援の戦略性を高めるため、地域のインフラ整備ニーズの情報を収集する。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 投資環境整備に資するインフラ整備、防災、気候変動対策及び格差是正を重点領域として支援する。また、留学制度等を活用した人材育成を推進する。
- ・ 特に、米州開発銀行との再生可能エネルギー開発及び省エネルギー促進のための協調融資を推進す

る。また、中米統合機構（SICA）を通じた地域協力を推進するため、SICA と合意済みの重点 5 分野において地域協力事業に取り組む。加えて、農業、保健分野等でのこれまでの支援実績・経験から得られた有形無形の資産を活用した支援を行う。

- ・ 日系社会と日本の関係強化のために、本邦企業や地方自治体との連携を含む日系社会連携事業を引き続き行う。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD VI ナイロビ宣言に基づき、引き続き、経済構造改革、強靱な保健システムの構築、社会安定化の促進を重点領域として支援を行う。
- ・ 特に、東アフリカ北部回廊、西アフリカ「成長の環」広域開発、ナカラ回廊の 3 重点回廊においては、完成した回廊開発の戦略的 MP に基づき事業を形成・実施するとともに、情報共有の場の設定及び積極的なコンサルテーション等を通じて、本邦企業の事業への参画を促進する。
- ・ 2019 年の TICAD 7 に向け、日本政府、民間企業等のアクターとの意見交換を通じて実現性の高い機構の貢献策の案を取りまとめ、日本政府に提言する。

カ 中東・欧州地域

- ・ 国の発展を支える人材育成、格差是正や雇用創出、インフラ整備を地域の安定化に必要な重点領域として支援する。
- ・ 特に、伊勢志摩サミット、難民及び移民に関する国連サミットの公約の最終年度であることも踏まえ、シリア難民留学生受入事業の継続、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム（J-TRaC）」の派遣等を通じた支援及び欧州地域を含めた難民受入ホストコミュニティに裨益する支援を実施する。また、日本の技術も活用し、紛争で破壊された地域を含めたインフラ整備に取り組む。さらに、日本式教育の導入を見据え、留学制度、技術協力、資金協力等を活用した包括的な教育支援に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2.①参照）

我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

3-2. 業務実績

関連指標		基準値	2017 年度	2018 年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128 件 ⁸¹	135 件	135 件
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- ⁸²	9,891 億円	
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	-	4,643 人	3,641 人
	南アジア	-	1,710 人	1,338 人
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018 人	782 人
	中南米・カリブ	-	1,516 人	1,133 人
	アフリカ	-	3,488 人	2,565 人
	中東・欧州	-	1,255 人	865 人

⁸¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512 件

⁸² アジア向けインフラ支援として 2016-2020 に 4 兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100 億ドル）のうち、機構貢献分（335 億ドル）。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく。円借款事業のみを集計。）

	合計	24,000 人 ⁸³	13,630 人	10,324 人
--	----	------------------------	----------	----------

No.5-1 東南アジア・大洋州

(1) 東南アジア

東南アジア地域は高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題が存在し、インフラ開発に対する膨大なニーズがある。こうした状況及び「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める協力を主眼を置き事業を実施した。具体的には、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援した。

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- **健康イニシアティブ**：2014 年の日・ASEAN 首脳会議の公約（5 年間（2014 ～ 2018）で 8,000 人規模の保健分野の人材育成）に関し、機構は 2016 年度末時点で公約の早期達成に貢献したが、2018 年度末までに総計 35,987 人（うち 2018 年度は 8,721 人）の人材育成を行い、目標値を大幅に上回る成果の達成に貢献した。
- **テロ対策能力強化等**：2016 年の日・ASEAN 首脳会議における公約（総合的なテロ対策強化策に係る 3 年間（2016 ～ 2018）で 450 億円規模の支援及び 2,000 人の人材育成）に関し、日本は約 800 億円の支援及び 2,653 人の人材育成を実施。そのうち、機構は総計 756.11 億円（うち 2018 年度は 5.51 億円）の支援及び 1,299 人（うち 2018 年度は 208 人）の人材育成を実施し、目標値を大幅に上回る成果の達成に貢献した。
- **海上保安分野に係る人材育成**：2016 年の日・ASEAN 首脳会議の公約（3 年間（2016 ～ 2018）で 1,000 人規模の海上保安分野における人材育成）に関し、機構は 2018 年度末までに総計 1,070 人（うち2018 年度は 272 人）の人材育成を行い、目標値の達成に貢献した。
- ・ **産業人材育成協力イニシアティブ 2.0**：2018 年の日・ASEAN 首脳会議の公約（5 年間（2018 ～ 2022）で 8 万人規模の産業人材育成）に関し、機構は 2018 年度末で 19,477 人の産業人材育成を実施した。

② 重点領域への支援

- **陸の連結性強化**：ベトナムのダナン港から、ラオス、タイを通過し、ミャンマーのヤンゴンにつながる、インドシナ半島中部を貫く東西経済回廊整備に関し、ミャンマーの円借款「東西経済回廊整備事業」の入札が進められるとともに、アジア開発銀行（ADB）との協調融資を念頭に「東西経済回廊整備計画（フェーズ 2）準備調査」を実施中である。また、ベトナムのホーチミンからカンボジアのプノンペンを経由してタイのバンコクにつながる南部経済回廊整備に関し、プノンペンからタイ国境までの区間について、円借款「国道 5 号線改修事業」を実施中である。
- **海洋の連結性強化**：日本とベトナム両国の戦略的パートナーシップの下、両国首脳のリダーシッ

⁸³ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は 11,595 人。

プにより実施が決定され、両国初の官民連携によって整備が進められてきたラックフェン国際港が完工し、5月に開港式が盛大に開催された。開港式典には同国首相が出席し、日本政府・国民に対して謝意が述べられた。ミャンマーでは、円借款で支援したティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）が12月に完工し、竣工式典では、同国運輸・交通大臣より「日本とミャンマーのフレンドシップにより建設されたこの港は、ヤンゴンの輸送状況を改善し、経済発展に寄与する」と日本に対する謝意が述べられた。また、ミャンマーで無償資金協力「マンダレー港整備計画」の贈与契約（G/A）署名が10月に行われた。さらに、カンボジアで円借款「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」の完工式典が6月に行われ、フン・セン首相から多目的ターミナルに5万トン級の船が入港可能となったことについて日本政府に謝意が示された。これらの協力により当該地域の産業開発の進展及び域内経済の活性化が期待されている。

- ・ **ソフト面の連結性強化：**カンボジアでは無償資金協力「港湾近代化のための電子情報システム整備計画」のG/A署名が2月に行われ、ミャンマーでは2016年に無償資金協力を通じてヤンゴン空港、港湾及びティラワ経済特区に導入した電子通関システムについて、ミャンマーとタイの陸の国境ミヤワディで導入し、技術協力を通じた人材育成とも連携して2018年に運用を開始した。これにより、国境貿易の通関手続きが円滑化されることが期待されている。また、円滑な運用・維持管理を行うための人材育成を目的とした技術協力が行われた。
- ・ **海洋インフラ整備及び海上法執行能力強化：**自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のために、インドネシアでは7月に無償資金協力「離島における水産セクター開発計画」のG/A締結を行った。本協力は海洋国家構想を掲げるインドネシアの離島の活性化や地域住民の所得の向上に貢献するものである。フィリピンでは、フィリピン沿岸警備隊への技術協力を通じて海上法執行能力の強化に取り組むとともに、8月に円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業」による巡視船10隻の供与を完了した。さらに、「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21：Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century）」でも海上安全に係る研修を実施し、海上法執行に係る講義を行った。
- ・ **成長の歪みを克服する質の高い成長：**包摂性、持続性、強靱性を備えた質の高い成長の実現に向けた支援を実施し、新規の資金協力総額は約3,190億円に上った。インドネシアでは10月に、日本の技術を活用した交通ネットワーク整備のための円借款「ジャカルタ都市高速鉄道事業（フェーズ2）（第一期）」の借款契約（L/A）を調印。ベトナムではビンズオン省の公共交通インフラ整備及びハノイ市都市鉄道2号線延伸に係る基礎情報収集・確認調査を実施。ミャンマーではヤンゴン都市鉄道整備事業、ヤンゴン市外環状道路（東区間）整備計画及び「東西経済回廊整備計画（フェーズ2）」に係る準備調査を実施。フィリピンでは10月に円借款「新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業（第二期）」、11月に円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」、1月に円借款「南北通勤鉄道延伸事業」のL/A調印を行い、フィリピンのインフラ投資政策である「Build Build Build」への貢献が高く評価され、二国間の信頼関係の深化に繋がった。ラオスでは円借款「ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業」が8月に完工し、同国公共事業運輸大臣より、「本事業はラオスの社会経済発展に寄与するのみならず両国友好関係のシンボル」との評価を得たほか、ラオス空港公団と日本企業の合弁会社であるL-JATS（Lao-Japan Airport Terminal Service）社による同国際線ターミナルの運営（8月に10年間の運営契約更新）にも貢献した。また、強靱な社会構築を目的として、フィリピンでは6月に無償資金協力「カガヤン・デ・オロ川流域洪水予警報システム」のG/A締結、1月に円借款「パッシング・マリキナ川河川改修事業フェーズ4」のL/A調印を行った。

- **気候変動対策**：低炭素社会の実現に向けて、ベトナムでは 1 月に気候変動対策等に衛星情報を活用するべく、本邦研修を実施。タイでは、都市部の気候変動対策マスタープラン策定支援、フィリピンでは廃棄物発電技術に係る人材育成を実施した。カンボジアの地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築」では、カウンターパートのカンボジア工科大学の研究者が世界湖沼会議にて論文を投稿したところ、その成果が認められて論文表彰を受けるとともに、開会式でも代表スピーチを務めた。
- ・ **将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成**：ASEAN 発展の原動力となる人的資源の開発、親日・知日派の育成を行った。具体的には、JICA 開発大学院連携構想の中核をなす公共政策トップリーダー・コースを通じて、ASEAN 8 か国 27 名が修士・博士課程の受講を開始した。また、6 か国（カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、東ティモール）にて無償資金協力「人材育成奨学計画」を実施、ベトナム共産党幹部向けの研修プロジェクトの討議議事録（R/D）署名と高官 20 名の招へい等を実施した。また、ベトナム日越大学では、第一回学位記授与式を開催し、56 名の修了生を輩出した。その他、産業人材育成として、ミャンマーでは日ミャンマー・アウンサン職業訓練学校の技術協力を、フィリピンでは自動車産業の人材育成に係る技術協力を開始した。
- ・ **地域が抱える脆弱性への対応**：普遍的価値の共有、平和・安定・安全な社会の構築に資する協力を実施した。フィリピンでは 6 月に、マラウイ市紛争からの復旧・復興を目的とした財政支援方式の無償資金協力の G/A 締結を行った。また、バンサモロ基本法の成立を受けて、新自治政府の組織体制検討のための支援や、バンサモロ地域の開発計画の策定支援を行うための基礎情報収集・確認調査を実施した。さらに、バンサモロの人々に平和の配当を実感してもらうため、緊急的にインフラ整備を行う無償資金協力「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画」を形成した。加えて、ミャンマーへの技術協力「法・司法制度整備支援プロジェクト」を通じて、法の支配等、ガバナンス強化に係る協力を実施した。また、ラオスでは 20 年にわたり法制度整備を支援し、その成果として、技術協力にて起草を支援してきた 630 条からなる民法典が、12 月にラオスの国会で承認され、成立した。
- ③ **その他の戦略的な取組及び成果**
- **インドネシア支援の振り返りとスラウェシ地震への対応**：2018 年は日本とインドネシアとの国交樹立 60 周年であり、日本の開発協力が同国の発展と経済成長、両国関係の深化に果たした役割と成果を振り返り、今後の方向性を提示する情報収集・確認調査を実施。その成果として、4 月に「インドネシアに対する日本の協力の足跡」のパンフレットを発刊、5 月にインドネシア側と共催で「日インドネシア開発協力シンポジウム」を開催、6 月に両国関係者からの寄稿集及び最終報告書を公開するなどを通じ、さらなる信頼関係の醸成に貢献した。また、インドネシアの中部スラウェシ州で 9 月 28 日に発生した地震及び津波に対し、国際緊急援助として緊急援助物資を 10 月 5 日に引き渡し、10 月 15 日には被害状況及び支援ニーズ確認のための調査団をファスト・トラックで派遣し、日本の知見を活用した復興計画策定に合意した。
- **タイの洞窟で発生した遭難事故への対応**：6 月にタムルアン洞窟で発生した遭難事故における捜索・救出活動を支援した機構関係者 3 名が、国王ラーマ 10 世より国家勲章を受章した。衛星データを活用したレーダー地形図の提供や、過去に日本からタイに供与された日本製ポンプ車の現地派遣等、日本チームが一丸となってタイ政府の捜索・救助活動を支援した。
- ・ **ラオスにおける青年海外協力隊派遣**：1 月に青年海外協力隊の累計派遣人数が 1,000 人を突破した。

1965 年に世界で最初の派遣国としてラオスに青年海外協力隊が派遣されて以降、毎年ラオス首相を表敬しており、2019 年の表敬訪問では、ラオスの開発ニーズに即した JICA 海外協力隊の長年にわたる貢献への謝意が首相から表明された。

- **フィリピンのミンダナオ和平支援**：長年にわたり展開してきたミンダナオ和平支援を通じて構築した信頼関係を基に、バンサモロ基本法の成立後、バンサモロ新自治政府設立に向けた協力を他の二国間ドナーに先駆けて迅速に着手、実施している。12 月に機構フィリピン事務所において、各国政府関係者及び開発パートナー等との間でバンサモロ自治政府設立に向けたプロセスを共有することを目的として開催されたバンサモロ・フォーラム（外務省・UN 主催、機構共催）では、日本政府及び機構に対する謝意が MILF（モロ・イスラム解放戦線）等の関係者から繰り返し表明された。
- ・ **SDGs の推進・達成に向けた協力**：インドネシアの SDGs ナショナルターゲットと指標、行動計画、モニタリング・評価体制の構築等の取組を支援するため、（一財）国際開発センター及び広島大学と連携して情報収集・確認調査を実施した。インドネシアの SDGs に係る取組の現状分析、国家行動計画策定、ジャカルタ特別州の SDGs 地方行動計画策定プロセスへの参画を通じ、インドネシアの SDGs 推進・達成を支援した。
- **迅速化**：フィリピンの円借款「首都圏鉄道 3 号線改修事業」では、2017 年 11 月にフィリピン運輸大臣からの支援要請受領後、情報収集・確認調査の活用等により大幅に調査期間を短縮した結果、調査期間も含めて約 1 年間で L/A を調印し、2018 年 12 月には本体契約締結まで至った。
- **ADB との連携強化**：フィリピン及びミャンマーで協調融資を念頭に ADB と緊密に連絡を取りながら、円借款事業の案件形成を行った。フィリピンでは、円借款「南北通勤鉄道延伸事業」に関する ADB と合同の進捗会議を定期的に開催し、機構と ADB が合同で審査を実施した。結果として、機構及び ADB とともに過去最大規模となる協調融資事業（約 1.4 兆円）に対する L/A を調印した。ミャンマーでは「東西経済回廊整備計画（フェーズ 2）」の協力準備調査を ADB と密に連絡を取りながら実施した。
- ・ **日本の経験・知見の結集**：ベトナムでは、大阪市からの提案を受けて形成した無償資金協力「ホーチミン市非開削下水道管路更生計画」の交換公文（E/N：Exchange of Notes）、G/A 締結に向けた手続きを進めた。本事業は自治体との連携を念頭としており、協力準備調査には大阪市がアドバイザーとして参画した。
- **IOT や AI 等、イノベーティブな技術の活用**：タイでは、市民の生活の質の向上と社会の低炭素化を同時達成するスマート交通戦略による成長を構想するための SATREPS を開始した。本事業は、AI を活用して、交通手段をシームレスに組み合わせることができるシステムを開発し、市民の豊かなライフスタイルを実現するもの。また、ラオスにおける SATREPS「マラリア及び重要寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝医学による革新的技術開発研究プロジェクト」では、蚊を媒介し、通常は野生のサルのみに感染している「サルマラリア原虫」のヒトへの感染例を初めて発見した。この結果は、サルマラリアがヒトへの感染を通じ、ヒトの移動に伴う国際的な感染拡大につながる可能性を示唆するものであり、重要な発見とされた。さらに、同事業で活動中の石上盛敏専門家は三日熱マラリア原虫のアルテミニシン耐性の研究で、パスツール研究所国際ネットワークにおける熱帯医療分野の顕著な研究に贈られる Robert Deschiens Prize を受賞した。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ **シハヌークビル港経済特区の入居企業数**：カンボジアでは、同国で外洋に面した唯一の大水深港で

あるシハヌークビル港を、内戦終結後から円借款、技術協力を通じて総合的に支援している。円借款を通じて整備した経済特区は、事業完了 2 年後に 26 社入居予定とされていた当初目標に対し、国内の他の経済特別区（SEZ：Special Economic Zone）と比較して競争力と認知度が不足する等の理由により、入居企業が現在 3 社に留まっている。これを踏まえ、機構は 2017 年にシハヌークビル港湾公社の一部株式を取得し、さらに 12 月には「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の施行に基づく対象法人が出資した第一号案件として、阪神国際港湾株式会社に株式の一部を譲渡している。また、4 月より専門家を派遣し、SEZ の運営能力強化、港湾隣接の利点をいかした物流機能強化に係る制度整備、企業誘致活動とあわせて、本邦企業のさらなる海外展開の促進を後押ししている。

(2) 大洋州

大洋州地域は、自然災害や気候変動への脆弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題の顕在化、複雑化する海洋問題等の課題を抱えている。こうした状況及び「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、当該地域に対しては、海洋秩序の維持や大洋州地域の自立的かつ持続可能な発展に主眼を置き支援した。具体的には、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援したほか、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組んだ。

① 日本政府の政策及び地域別公約への貢献

- ・ **PALM8 における主な協力・支援策**：第 8 回太平洋・島サミット（PALM8：The Eighth Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3 年間（2018 ～ 2020）で、5,000 人以上の人材育成・交流）に関し、機構は総計 1,991 人の人材育成及び 323 人の人的交流を実施した。

② 重点領域への支援

- ・ **海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等**：大洋州島嶼国における海上安全・保安に係る基礎情報収集・確認調査を実施し、支援ニーズ、課題、他ドナーの協力等について情報を収集・分析し、海事訓練施設の強化、海図作成支援等、具体的な案件の形成に取り組んだ。また、11 ～ 12 月には日米連携による違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported and Unregulated）漁業対策研修を横浜にて実施し、アメリカ海洋大気庁（米国沿岸警備隊経験者）の講師を招へいた。
- ・ **気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応**：再生可能エネルギー大量導入を進める大洋州各国で、ハイブリッドアイランド構想の具現化に向けた取組を継続。具体的には、技術協力を通じ、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に再生可能エネルギー、蓄電池、既設のディーゼル発電機の最適運用に係る能力強化を実施し、2030 年に首都圏での再生可能エネルギー 100%達成を目指すソロモンに対し、技術的、制度的な対応策を取りまとめたロードマップ策定支援に係る協力を開始した。パプアニューギニアでは、海洋環境保全及び住民の生活環境改善を目的とした円借款「ポートモレスビー下水道整備事業」が 10 月に完工し、運用を開始した。サモアでは、太平洋地域環境計画事務局を拠点とした気候変動適応・緩和、及び気候ファイナンスへのアクセス向上に係る技術協力を形成した。防災分野では、トンガ「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」の G/A を 6 月に締結した。

- ・ **自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易投資や観光分野の支援**：6月にソロモン「ホニアラ国際空港拡張計画」のG/Aを締結した。本案件により、同空港が将来的な航空需要への増加に対応できるようになった。また同月、サモア「アピア港安全向上計画」による港湾整備が完工した。アピア港は、サモアにおいて年間約50万トンの貨物を扱う同国唯一の国際港湾であり、本計画を通じて改修された港湾施設によって同港における船舶入出港や港内荷役作業、旅客の移動などの安全性が向上した。10月にはトンガ「国内輸送船用埠頭改善計画」が完工した。本計画により、トンガタプ島ヌクアロファ港に大型国内輸送船用の埠頭が整備され、国内輸送及び荷役作業の効率化並びに安全性の強化が図られた。上記支援は、当該国の貿易観光投資に資するものであるが、さらに、太平洋諸島センター（PIC：Pacific Islands Center）主催のパラオ観光・ビジネスセミナーでは機構の民間連携事業の紹介を行い、パラオ官民合同経済ミッションに同行した際には、本邦企業に対して機構の民間連携事業に係るコンサルテーションを行った。
- ・ **人材育成、人的交流の活性化への支援**：大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」を通じて、20人の留学生を受け入れた。2018年度修了した留学生のなかには、成績優秀で所属大学より表彰された研修員もいた。また、JICA開発大学院構想を踏まえた同プログラムのフェーズ2（2019年度来日）の計画を策定した。
- ・ **健康・スポーツ増進に係る支援**：フィジー及びキリバスでは、技術協力「生活習慣病対策プロジェクト」を、ソロモンでは技術協力「ヘルシービレッジ推進プロジェクト」を実施することで、生活習慣病等の対策に向けた保健システム・サービスの充実化に取り組んだ。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ **信頼関係の醸成・強化**：PALM8の機会に機構理事長と大洋州島しょ13か国（クック諸島以外）の首脳等との面談を初の試みで実施し、信頼関係の醸成・強化に取り組んだ。パプアニューギニアでのAPEC首脳会議開催時、各国首脳晩餐会会場や無償資金協力のE/N署名式で、専門家が指導したパプアニューギニアの軍楽隊が国歌等を演奏。軍楽隊の演奏の様子は各種メディアでも取り上げられ、両国間の信頼関係の強化に貢献した。
- **援助協調**：違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策研修を実施し、日米連携としてアメリカ海洋大気庁（米国沿岸警備隊経験者）による講義を実施した。ADBと案件形成の初期段階から実施中案件を整理し、今後の連携・協調に向けた意見交換を実施したほか、パプアニューギニアのトクア空港整備に関する支援コンポーネントの整理等を行い、連携体制の確認を行った。また、サモアで実施する技術協力「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」ではニュージーランドと連携し、カウンターパート要員の人件費をニュージーランド側が負担すること等に合意した。
- ・ **日本の経験・知見の結集**：大洋州諸国と地理的・気候的に類似点の多い沖縄の経験や技術をいかし、再生可能エネルギーの導入や水産業多様化と資源の持続的利用、観光持続性強化等の研修を実施した。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ パラオでは、技術協力「送配電システム改善維持管理計画策強化」により策定されるマスタープラン（M/P）の結果を受け、無償資金協力「送配電改善計画（仮称）」を形成予定であった。しかし、M/P完成間際で、IPP（Independent Power Producer）での発電所建設事業計画の提案がフランスの企業からパラオ政府にあり、M/Pで提案されている系統構成が適さなくなってしまう可能性があるこ

とが判明。IPP 事業の実施動向を見極めるため、案件形成が遅れている。同政府による IPP 事業実施の判断がさらに遅れるようであれば、IPP 事業の実施有無に左右されない実施可能なコンポーネント（変電所の改修等）を検討する予定である。

No.5-2 南アジア

南アジア地域は、若者の割合が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にも脆弱である。こうした状況及び「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、当該地域に対しては、質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤造り、ダウンサイド・リスクへの対応、日本の国益に資する開発協力等に主眼を置き支援した。具体的には、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」及び「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」：インドとは毎年首脳会議を開催する等、強固な二国間関係が構築されている中、日本政府は 2014 年に今後 5 年間で官民合わせて約 3.5 兆円の対印投融資を表明しており、それに基づく日印共同事業を推進した。具体的には、インドで高速鉄道建設事業（第一期）、高速鉄道建設事業（第二期）、デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3 (III)、チェンナイ地下鉄建設事業フェーズ 2 の L/A に調印した。また、これら事業や貨物専用鉄道建設事業を着実に進めるとともに、デリー・ムンバイ及びチェンナイ・ベンガルール間の大規模回廊開発を進捗させた。さらに、北東部のインフラ整備支援として「北東州道路網連結性改善事業フェーズ 3」、「ウミナム・ウムトゥル第 3 水力発電所改修事業」、社会環境の持続性を高める事業として「トリプラ州持続的水源管理事業」、「酪農開発事業」、「インドにおける持続可能な開発目標に向けた日印協力行動に関するプログラム」の L/A に調印した。
- ・ 「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」：ベンガル湾の重要な位置を占めるバングラデシュに対し、2014 年の日バ首脳会談時の公約である「4 ～ 5 年で 6,000 億円の主に円借款による協力」を推進。公約は 2017 年度に達成済だが、同パートナーシップに基づき、独立以来の良好な二国間関係の強化、南・東南アジア間の連結性強化、貿易・投資等の経済関係の更なる拡大、SDGs 達成に向けた支援を継続した。具体的には、6 月に第 39 次円借款として 2,003 億円の L/A に調印し、「ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B)」構想の推進に向け、同国初の深海港である「マタバリ港開発事業 (E/S)」や世界有数の深刻な状況にあるダッカの交通渋滞や環境問題の向上に寄与する「ダッカ都市鉄道整備事業 (5 号線, E/S)」等を開始し、経済インフラ開発や連結性の向上に貢献した。
- ・ 「日スリランカ包括パートナーシップ」：インド洋の地政学上の重要拠点であるスリランカとは、2015 年両国首脳により表明された共同宣言で、①投資・貿易の一層の促進、②国家開発計画に係る具体的協力の促進、③海洋事項に係る協力、④国民和解・平和構築に係る具体的協力の促進に言及しており、それぞれに基づく各種支援を進めた。特に、②に関連した都市交通 (LRT : Light Rail Transit) システム導入事業に係る審査実施、キャンディ都市圏での歴史遺産都市としての潜在力をいかした開発計画策定の技術協力や上下水分野における円借款・調査の実施により貢献した。また、自由で開かれた海洋の秩序構築に向けて海上保安に関連した巡視艇の供与及び技術協力を実施し

た。

② 重点領域への支援

ア) 経済基盤の構築、連結性の向上

- ・ インドでは、2030 年までに都市人口が新たに 2 億人超増加する見通しであり、大量輸送交通システムや電力等のインフラを整備し、都市部での公共サービスを強化していくことが求められている。そのような状況下、上述の各インフラ整備事業に加え、「コルカタ東西地下鉄建設事業（第三期）」、「チェンナイ周辺環状道路建設事業フェーズ 1」,「トゥルガ揚水発電所建設事業（第一期）」L/A に調印したほか、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、ベンガルール、アーメダバード等の各大都市を中心に、大量輸送交通システム、上下水道、電力等のインフラ整備事業や投資促進プログラムを展開した。
- アフガニスタンでは、機構が 2009 年に策定支援した「カブール都市開発マスタープラン」に基づき、カブールの都市インフラの改善・整備等を支援してきた。その貢献が評価され、10 月にアフガニスタン政府より機構の長年にわたる都市インフラ開発、都市再開発（土地区画整理事業）への支援に対して、同国で文民対象の勲章として二番目に高いものとなる Ghazi Meer Masjidi Khan 勲章が北岡理事長他 4 名の関係者に授与された。叙勲式ではカブール市の都市開発に係る機構の貢献について、ガニ大統領から直接謝意が伝えられた。
- ・ 人口規模が大きく都市化のスピードが速い南アジア地域では、ハード・ソフト双方のインフラ整備需要、投資環境整備需要が膨大であり、ODA だけで対処することは不可能であることから、継続的な成長に不可欠な民間投資促進や産業力強化に取り組んだ。具体的には、バングラデシュで「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」及び「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」等を通じ、経済成長の基盤となる人材育成や投資環境の整備を推進した。ネパールでは、外国投資促進に向けて機構専門家によるインド及び日本での投資セミナーを開催するとともに、ジャパンデスクを設置し相談業務を進めた。

イ) 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

- ・ **民主化プロセスの促進及び公正な選挙の実施支援**：ネパールにおける法曹人材育成、行政能力強化等民主化プロセスの促進のための長年の支援が実り、2009 年より策定支援を進めてきた民法（2017 年 9 月、法案可決）が 2018 年 8 月に施行された。加えて、同国で 8 年にわたり実施された技術協力「コミュニティ能力強化プロジェクト」を通じ村レベルの住民間の紛争解決能力向上に貢献、5 郡でコミュニティ調停センター 38 か所が設立され、調停人技術研修を終了した研修員数が 759 人に上り、同国のコミュニティ調停制度の手引き・研修材料等がまとめられた。
- ・ **テロ対策・治安維持能力向上**：アフガニスタンでは、国連開発計画（UNDP）及びトルコ政府と連携した女性警官育成研修プログラムで、女性の人権・保護分野の支援を行った。また、アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成（PEACE：Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development）のプログラムを通じて新たに 25 名の行政官を受け入れ、ガバナンス全体の向上を支援した。パキスタンでは、空港保安の強化に係る無償資金協力を継続するとともに、陸上通関の保安強化に係る調査を支援した。また、バングラデシュでは警察の警備能力強化に向けた技術協力プロジェクトを開始した。

ウ) 基礎生活分野の改善

- ・ **農業・農村開発**：インドでは農村部の女性や社会的弱者を含む地域住民の生計向上に向けた森林保全支援事業や酪農支援事業の案件を形成、実施した。機構イニシアティブで酪農関係者を帯広市に

招へいし、同市との今後の連携を図った。パキスタンでは貧困地域の生計向上に資する畜産案件を採択するとともに、連邦直轄部族地域における生計回復計画支援無償（FAO 連携）を開始した。バングラデシュでは農村インフラの整備を通じた生産性向上支援を継続した。スリランカでは、農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）推進や酪農開発といった農業分野の技術協力を実施した。

- ・ **保健：**バングラデシュではコミュニティに根差した保健システムの強化等を支援した。スリランカでは非感染症対策を支援する円借款「保健医療サービス改善事業」のL/A に調印した。パキスタン・アフガニスタンではポリオ根絶に向けた対策を推進したほか、アフガニスタンでは母子手帳の全国展開による母子の保健サービスへのアクセス改善を支援した。
- ・ **教育・社会保障：**スリランカでは初等教育の完全普及・終了の達成を支援するためのインクルーシブ教育の推進に向けた技術協力の準備を進めた。ネパールでは「万人のための教育」プログラム（財政支援、教育アドバイザー派遣、小学校運営改善）を進めたほか、ネパール政府の「学校セクター開発計画」に参加し、教材改善等を通じた初等教育の質の向上、地域・民族間の教育格差の解消、教育行財政マネジメントの改善に貢献した。
- ・ **防災：**ネパールで無償資金・円借款・技術協力一体の地震復興支援を進め、特に世銀との協調による住宅復興は高い着工率で進んだほか、学校の復興や女性グループの生計向上支援等も着実に進めた。スリランカでは仙台防災枠組みに基づく土砂災害対策や、コロンボ都市圏の洪水対策に関する協力の準備を進めた。バングラデシュでは事故・災害発生時の救助や事故・災害現場までの到着所要時間の短縮に資する救助艇の供与を行った。パキスタンではムルタンでの気象レーダー建設及び防災マスタープラン策定支援を採択した。

③ 戦略的な取組及び成果

- **自治体・民間企業との連携：**バングラデシュ「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」は、労働人口の減少が進む日本の地方部と、若年層を豊富に擁し就労先が不足するバングラデシュ双方の課題解決を目的とし、宮崎市、宮崎大学、地元の民間 IT 企業等との連携で実施している。2018 年度には受講生 100 名のうち研修を修了した 96 名全員が企業から内定を得た（うち 66 名が日本企業（15 人が宮崎県内の企業）から内定）。
- **円借款事業と民間連携事業の連携：**インドでは機構イニシアティブにより、民間連携事業「農家の収入向上に向けた高付加価値農産物（シイタケ）の商品化に係る案件化調査」（タミル・ナド州）を実施したヤッツ・コーポレーション株式会社と、円借款「ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業」を実施するヒマーチャル・プラデシュ州政府との連携を促進。その結果、円借款の中で、ヤッツ・コーポレーション株式会社から機材調達・専門家派遣を行うことが決定した。
- **ADB との連携：**5 月の ADB 総会及び 11 月のハイレベル対話に加え、9 月、双方担当部局の主体的な働きかけにより、南アジア地域のエネルギー、運輸交通、地域内連携担当者（SASEC：South Asia Subregional Economic Cooperation）と 3 セクターを中心に当該地域の協調融資を含めた協力の可能性を協議した。これらの結果、スリランカではケラニ河新橋建設事業で ADB との協調融資を開始したほか、上下水案件での新たな協調融資の検討が進んだ。
- **日印特別戦略的グローバル・パートナーシップへの貢献：**日印両首脳が重視する女性のエンパワーメントに資する協力として、インド「ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業」に関し、従来実質的に認められていなかった女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正に向けた働きかけを 2016 年度から継続して行った。その結果、協議していた全ての州法改正を 2018

年度に完了した。保守的規範の強いラジャスタン州で、女性農家による意思決定プロセスへの参加が法的に可能となったことでジェンダー主流化の推進に繋がった。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ スリランカでは 10 月下旬に大統領が首相を解任する事態が発生。これにより新規円借款案件（都市交通（LRT））の E/N, L/A 調印の遅れが懸念されたものの、解任された首相が 12 月上旬に再任命され、事態の一応の収束に合わせ、速やかに L/A 調印が行えるよう各種調整を実施し、年度内 L/A 締結を達成するに至った。

No.5-3 東・中央アジア，コーカサス

東・中央アジア，コーカサス地域は、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、地政学的にも重要な位置にあることから、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。こうした状況を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017 年～ 2021 年）」：12 月に東京で発表された同計画の進捗状況（ファクトシート）の実績等に農畜産，高等・高専教育，防災等，多岐にわたる機構事業が掲載された。また日本・モンゴル首脳会談の共同声明にて，機構が実施中の「財政・社会・経済改革開発政策借款」はモンゴルの安定的なマクロ経済運営，社会的弱者支援の促進，経済成長の強化のための重要な貢献となっているとフレルスフ首相より高く評価された。
- ・ 「中央アジア + 日本」対話枠組み：次回の「中央アジア + 日本」対話のテーマである観光分野の技術協力に係る案件形成を進めた。また，第 5 回，6 回外相会合にて採択された農業分野や運輸・物流分野のロードマップに沿って，灌漑施設の整備や道路維持管理に係る人材育成等の協力を着実に実施し，新規案件の形成を進めた。
- ・ 9 月の河野外相コーカサス訪問時に発表された「コーカサス・イニシアティブ」を踏まえ，同地域からの留学生受入拡大等，人材育成に取り組んだ。

② 重点領域への支援

- ・ **産業多角化**：モンゴルやタジキスタンでビジネス環境改善や中小企業振興に向けた情報収集・確認調査を実施し，調査結果を日本センターでの活動や産業人材育成のための案件形成にいかした。また，モンゴルで国家総合開発計画策定，農牧業バリューチェーン形成のための協力に着手した。さらに，ジョージアで観光業の活性化に貢献するために，大使館と共催で観光セミナーを開催した。
- ・ **地域格差の是正**：タジキスタン，キルギスの地域格差の是正に資する医療分野・衛生分野の無償資金協力を形成したほか，一村一品プロジェクトの協力エリアを拡大した。
- ・ **質の高いインフラ**：中央アジア・コーカサスの全 8 か国において，インフラ整備・更新ニーズと本邦技術の活用が一致する分野を包括的に調査した。また，ウズベキスタン及びタジキスタンの電力分野を調査し，地域連結性に資する案件の形成を進めた。さらに，円借款で支援中の「ナボイ火力発電所近代化事業」及び「トゥラクルガン発電所建設事業」等の早期効果発現に向けた実施促進に加え，ナボイ火力発電所向けにガスタービン運転訓練用シミュレーターを供与し，運営維持管理能力の向上を図った。なお，同発電所の 3 号機の協力準備調査を実施中である。加えて，中央ア

ジア地域経済協力（CAREC）の枠組みで、ADB 等と支援対象地域を分担し、交通ネットワークを相互補完する国際幹線道路（タジキスタン）の新規案件の着手に向け道筋を付けた。

- ・ **人材育成**：人材育成奨学計画（JDS：The Project for Human Resource Development Scholarship）、開発大学院連携、課題別研修等を通じ、社会科学分野や、道路・防災等技術分野の若手行政官を育成した。また、中央アジア向け高度産業人材育成のための課題別研修（年間 15 名、3 か年）を本年より開始した。なお、4 月に発足したキルギスの新内閣では、JDS 卒業生が大統領府局長（閣僚級）、首相府局長（次官級）に就任したほか、10 月のタジキスタン大統領訪日時（成果文書で受入人数枠を拡大した新規 JDS に係る書簡の交換、署名が行われた）。

③ 戦略的な取組及び成果

- **防災**：7 月にウランバートルで開催されたアジア防災閣僚級会議にあたり、会議開催支援や過去の防災能力強化等に関し、機構への感謝状がモンゴル・フレルスフ首相から機構モンゴル事務所へ贈られた。また、5 月に中国四川省で中国地震局が開催した「四川大地震 10 年シンポジウム」に参加（参加者約 1,200 名）し、機構国際協力専門員による発表やパネル展示等で防災分野における機構の協力を広報した結果、日本のメディア（NHK BS1「四川大地震 10 年～今も続く日本の支援」、毎日新聞「10 年教訓日中で伝承防災の連携強め」）に加え、中国網、人民網等の中国メディアにも複数取り上げられた（中国網「日本救援隊員が北川を再訪。被災地支援を 10 年継続」等）。
- ・ **財政支援**：9 月の東方経済フォーラム等にて日本政府ハイレベルと歩調を合わせ、「財政支援借款フェーズ 2」の政策アクション達成に向けて、引き続きモンゴル政府に働きかけた。また新空港の運営権に係る日本企業連合の交渉を後押しすべく、日本企業連合との緊密な情報交換に加え、日本企業連合との契約交渉の進展をモンゴル側の政策アクションの 1 つとした結果、交渉進展に貢献した。
- ・ **JCAP の更新**：タジキスタンの機構国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analytical Work）を更新し、アフガニスタンと国境を接する同国の地政学的特性を踏まえた「安定化促進」、市場経済化の一層の促進のための「雇用促進のためのビジネス環境整備」を追加し、日本政府の国別開発協力方針等の援助政策の立案に貢献した。
- ・ ADB との協調融資案件として、モンゴルで 2 件目となる海外投融資案件（カシミヤ製品製造能力向上）の実施に向け調整中。2016 年に発行した日本とモンゴルとの経済連携協定（EPA）によりモンゴルから日本へのカシミヤ製品の輸入関税は 0%になっており、日本・モンゴル間の経済連携の促進への寄与も期待される。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ モンゴル・ウランバートルの新空港運営権に係る日本企業連合とモンゴル側との契約締結は 2019 年度にずれ込み、同契約の締結を L/A 署名の条件とする第 2 次財政支援借款の供与時期も 2019 年度以降となった。引き続き運営権交渉を側面支援しつつ、供与実施の政府方針確定後に速やかに資金が供与できるよう、可能な範囲で準備を進める方針である。

No.5-4 中南米、カリブ

中南米・カリブ地域は、一定の経済発展を遂げた中進国及び卒業移行国が過半数を占める一方、気候変動や自然災害等への脆弱性や、歴史的な貧富の深刻な格差等の課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、当該地域に対しては、資金協力や技術協力のより一層の戦略的な活用の推進、同地域の安定した経済成長に主眼を置き支援した。具体的には、国際開発金融機関等との連携を通じた投資環境整備に資

するインフラ整備，防災，気候変動対策及び格差是正を重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ **チリ**：「日本・チリ・パートナーシップ・プログラム（JCPP）2030」に関する覚書の署名（2018 年 2 月），対チリへの ODA 協力継続に係る日本政府方針の決定を受け，防災・気候変動対策を中心とする三角協力のより一層の推進に向け，新規第三国研修の新規案件形成を進めた結果，2018 年度要望調査において計 3 件の第三国研修が採択された。
- ・ **エクアドル**：9 月の首脳会談での共同声明を受けてエクアドルへの二国間協力を推進した。具体的には，「チャチンビロ地熱発電所建設事業準備調査」を通じて地熱資源の存在を確認し，エクアドルの北部国境地帯の開発や貿易促進に資する新規案件の開始に向けて検討・調整した。
- ・ **アルゼンチン**：G20 でのハイレベル協議（首脳（12 月），外相（5 月）），日亜貿易投資合同委員会（官民対話枠組み）等の機会を通じ，「グローバル・カイゼン・ネットワーク展開プロジェクト（技術協力）」の進捗を共有したほか（計 1,000 名以上の参加を得て現地セミナーを開催），「アルゼンチン一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト」の R/D に署名した（12 月）。
- ・ **ブラジル**：日伯両国政府のイニシアティブである日伯農業政策対話，日伯経済合同委員会 / 賢人会で議論されてきたブラジル農業分野への民間セクター投資を具体的に促進すべく，ブラジルの穀物企業アマッジ社によるブラジル北東部の持続的農業開発に対して海外投融資による 50 百万ドルの融資契約を調印した。世界的な食糧需要へ持続的な農業開発を通じた貢献が期待される。
- ・ **メキシコ**：7 月の日墨首脳会談時に確認された，三角協力の推進を継続すべく，10 月から国際開発協力庁（AMEXCID）への 5 代目の個別専門家となる「国際開発協力政策支援」専門家派遣をした。また，エルサルバドル向け三角協力案件「東部地域小規模農家によるゴマバリューチェーン強化プロジェクト」が採択された。
- ・ **カリコム諸国**：2016 年 7 月の日・カリコム首脳会談時の安倍首相の表明に基づき，特に防災分野でドミニカへの「洪水対策・砂防アドバイザー」専門家の派遣を開始し，環境分野ではカリコム諸国で深刻化している海藻（サルガッソー）の実態を探るための情報収集・確認調査を開始した。また，エネルギー分野ではガイアナ及びカリコム事務局を対象とした「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」の G/A を 6 月に署名し，水産分野では「漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保管理強化プロジェクト」を年次採択するなど，カリコム域内での広域展開を意識した事業を進めた。
- ・ **米州開発銀行（IDB）との連携**：パリ協定に基づく各国の気候変動対策に向けた取組を支援すべく，機構と IDB の「再生可能エネルギー及び省エネルギー分野における協調融資枠組」（2020 年度までの目標額を 30 億ドルとして 2016 年 4 月に合意）の下で，ドミニカ共和国，ホンジュラス，ボリビア，ブラジル，パラグアイにおける案件形成を進めることについて IDB と協議した。

② 重点領域への支援

重点領域において具体的に貢献した事例は以下のとおり。

- ・ **防災分野**：ドミニカで洪水対策・砂防アドバイザーの派遣に加え，ハリケーン被害からの水産施設の復旧に向けた無償資金協力の協力準備調査を実施した。また，中南米地域 6 か国を対象とした防災能力強化の技術協力を継続し，ハリケーン・ミッチから 20 年の節目を捉えて広域防災イベントを実施したほか，12 月に新政権が発足したメキシコの外務大臣（帰国研修員）の要望に応え，

防災分野の課題や有効な取組の抽出を行うための調査団を 2 月に派遣した。防災分野の三角協力の拠点であるチリでは「中南米防災人材育成拠点化支援（KIZUNA）プロジェクト」を実施、本邦での G20 開発作業グループのサイドイベントやアルゼンチンでの三角協力国際会議（BAPA+40）にて、カウンターパート（C/P）が機構の協力成果を発表した。また、災害リスク軽減のための C/P 機関の更なる組織強化に向けて新規技術協力を開始した。ブラジルでは過去の技術協力の成果を活用した民間技術普及促進事業を実施し、同国初の日本基準を応用した土砂災害対策に資する砂防堰堤の建設に向けた準備を進めた。さらに土砂災害対策構造物の建設基準を策定するための技術協力プロジェクトを採択した。これら取組を通じ、中南米地域の課題である無計画な都市圏の拡大により高まる土砂災害リスクへの総合的な対応モデルの形成が期待される。

- ・ **気候変動対策**：エクアドルでは「エネルギー構造転換促進事業」を形成し、9 月に E/N が締結されたほか、「チャチンビロ地熱発電所建設事業準備調査」での試掘実施結果を受けた今後の進め方を同国政府関係者と協議した。ボリビアでは南米の地熱開発に資する円借款を実施するとともに、9 月には第二段階の L/A に調印した。カリブ地域では無償資金協力による展開として、ガイアナ及びカリコム事務局を対象とした「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」の G/A に 6 月に署名し、キューバ向けの「青年の島における電力供給改善計画」を 3 月に閣議請議した。また省エネへの関心の高いトリニダード・トバゴ、セントクリストファー・ネイビス、バルバドス、ジャマイカを対象とし「カリコム省エネルギー推進プロジェクト」を開始した。
- ・ **社会インフラ整備**：ニカラグアにて本邦の質の高いインフラ技術の活用を想定した新規の本邦技術活用条件（STEP）による橋梁案件形成のため情報収集・確認調査を開始した。パナマ首都圏の安全かつ信頼性の高い交通システムとなる事業及びコスタリカのカーボンニュートラルを推進する地熱開発において、円借款事業を促進した。また、日本企業の質の高いインフラ輸出に資する水分野の円借款候補案件の発掘のため、カリブ地域で情報収集・確認調査を開始した。キューバでは、国土交通省が実施した官民インフラ会議とも連携しつつ、「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト」を開始した。さらに、南米域内の連結性向上に資する対パラグアイ無償資金協力「パラグアイ川浚渫機材整備計画」の G/A を 12 月に調印した。
- ・ **格差是正**：戦後日本の農村地域の経験を共有し、住民自身による課題解決を促す「生活改善広域アドバイザー」の派遣により、中米広域での生活改善アプローチ活用事例の収集と分析・共有のためのシステム開発の支援を継続し、コスタリカ及びドミニカ共和国での今後の展開の道筋を明確化し、域内関係機関の間で経験を共有するシステムを立ち上げた。また、貧困格差の縮まらないグアテマラにおける生活改善アプローチの活用の方角性を整理した。さらに、ホンジュラス、ニカラグアにて地方自治行政能力強化の取組として、個別専門家派遣、技術協力プロジェクトをそれぞれ継続した。
- ・ **留学制度等を活用した人材育成**：新留学制度の枠組みで「中南米・カリブ次世代知日派リーダー 育成プログラム」を立ち上げ、留学生の受入を開始した。また、日本の近代化や開発協力の経験共有を通じて開発途上地域の将来の指導者を育成する高度人材育成プログラムとして、ブラジルのサンパウロ大学と日本開発研究プログラムに関する共同事業取決めを 12 月に締結した。
- ・ **中米統合機構（SICA）を通じた地域協力**：機構と SICA が 2016 年 10 月に合意した 5 つの重点分野に基づき、生態系湿地保全分野の技術協力プロジェクトは 6 月に R/D 締結し、3 月より開始した。物流・ロジスティックスの分野では、2019 年度のプロジェクト開始を目指し、10 月より詳細計画策定調査を開始した。また、SICA 加盟国の在外公館及び機構の海外拠点間で域内協力の共

通認識の醸成と日本側実施体制の整備を行うと共に、専門家「地域協力アドバイザー」を派遣し、SICA を通じた地域協力を促進した。

③ 日系社会との連携強化

- **民間企業や自治体等との連携強化**：中南米日系社会との連携強化を目的に 11 社の本邦民間企業をパラグアイ、ペルーに派遣した。これまで参加した企業 5 社から中小企業海外展開支援事業及び民間技術普及促進事業に応募があり、うち 4 件が採択された。日本の民間企業が、移住先国で活躍する日系人をパートナーとして連携することで、移住先国の開発課題解決に貢献するとともに、中南米地域でのビジネス展開を実現していくことが期待されている。また、初めての試みとして福岡県、長崎県の協力により南米 5 か国から 12 名の日系ビジネスリーダーを招へいし、当該県及び企業とのビジネス連携・交流の活性化を図った。このほか、海外移住資料館の企画展示や自治体から提案された日系研修、教師海外研修の実施を通じて自治体との連携を図った。
- ・ 機構理事長が委員として参加した「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」（2017 年設置）の提言を踏まえ、日系研修の対象者の見直し、招へい事業の拡充を行った。
- ・ 2002 年に開設した海外移住資料館では、総合学習として来館する生徒に対する教育プログラムの実施や「日伯 110 年の絆－在日ブラジル人－在日 30 年をむかえた日系人の歴史と日常」、「ハワイ日本人移住 150 周年記念展示－元年者に始まるハワイ移民と邦字誌が果たした役割－」、「ペルー日本人移民 120 周年記念展示－マチピチュ村を拓いた男野内与吉とペルー日本人移民の歴史」といった企画展示等を通じ、日本人の海外移住の歴史と日系人の活躍について広く理解を促進することに貢献した。

④ 戦略的な取組及び成果

- **ブラジル日系医療機関との連携**：2014 年の安倍総理の中南米歴訪を踏まえ、機構は研修・セミナー開催・調査団派遣等を通じて、日本の医療技術・サービスの国際展開に資する本邦民間企業とブラジル日系社会の連携策を検討・推進し、その成果として、ブラジルの保健医療分野を対象とする民間連携事業を 3 件開始した。そのうち、褥瘡（じょくそう）予防器具は短期間で製品の国家衛生監督庁（ANVISA：Agência Nacional de Vigilância Sanitária）認証・登録が完了し、現地法人の設立まで達成した。日系系列病院との連携を強めながら、地域間医療格差問題解決に向けた日本企業発の具体的革新技術の展開が期待できる。
- ・ **その他の戦略的な取組**：チリで実施中の SATREPS「持続可能な沿岸漁業及び養殖に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」の社会実装に係る追加業務を三井物産株式会社との業務委託契約で受託した。また、ペルーで中小零細企業の資金調達に資するクラウドファンディングプラットフォーム構築の可能性を検討する「マイクロ投資クラウドファンディングを活用した地場中小零細企業支援案件化調査」、フードバリューチェーン強化の観点から新規協力を検討する「北米・中南米地域広域・フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査」、中南米地域でも深刻化する高齢化問題への新規案件を検討する「高齢化に係る情報収集・確認調査」を開始した。さらに、サンパウロ大学（USP）法学部国際法・比較法学科との間で「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」に関する共同事業取決めに 12 月に署名した。本取決めに基づき 3 月に日本の近代化や開発経験の理解促進のための講座を開設し、日伯の関係強化に資する人材育成を開始した。

⑤ 事業上の課題及び対応方針

- ・ ベネズエラの政治経済情勢悪化等を受け、同国への支援は、遠隔で行える本邦研修や帰国研修員同

窓会活動支援等に限定して継続した。同国情勢が悪化するなかで本邦研修への応募者を確実に確保できるよう、ベネズエラ支所が主体的に研修員の募集・選考プロセスに関与し、その結果として、厳しい状況の下で次代を担う若者たちの育成に携わっている大学関係者の参加を確保することができた。なお、治安の著しい悪化を受け、ベネズエラ支所長はペルーに在勤し、日常的には支所の現地職員に対して電話やメールを通じて業務指示にあたるとともに、定期的にベネズエラに短期出張し、支所の運營業務にあたっている。

No.5-5 アフリカ

アフリカ地域は、資源価格の下落、感染症や暴力的過激主義の拡大といったリスクが依然として高い一方、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げている。こうした状況や TICAD VI ナイロビ宣言等を踏まえ、当該地域に対しては、自立的発展、経済の持続的で包摂的な成長、貧困削減・格差是正に主眼を置き支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ TICAD VI ナイロビ宣言に基づき、経済構造改革、強靱な保健システム、社会安定化を各々促進するための協力を実施した。TICAD VI 公約の官民総額 300 億ドルの貢献（2016 ～ 2018 暦年）のうち、約 8,405.85 億円の事業を実施した。また、1,000 万人の人材育成（2016 ～ 2018 年度）に対し、2018 年度は約 6.3 万人の人材を育成し、2016 年度から合計約 1,377 万人の人材を育成した。さらに、官民による質の高いインフラ投資 100 億ドルの貢献（2016 ～ 2018 暦年）に対して、約 6,127 億円の事業を実施した（うち、2018 暦年分の進捗は約 1,590.35 億円。経費実績は 2018.3 月末時点の暫定値）。
- ABE イニシアティブによるアフリカからの留学生について、TICAD VI 公約 1,500 名（2018 年まで）のうち、機構の受入予定である 600 名に対し、2018 年度は 119 名を受け入れることにより累計 746 名を受け入れ、民間企業等の評価が高い本事業において予定を上回る実績を残した。
- アフリカにおける産業人材育成：TICAD VI の公約（2016 年～ 2018 年で 3 万人の産業人材育成）に対して、アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、2016 年～ 2018 年で累計 69,767 人を育成し、公約目標値を上回る支援を実現した。

② 重点領域への支援

重点領域において具体的に貢献した事例は以下のとおり。

ア) 総合広域開発

- ・ **3 重点回廊**：TICAD V 及び VI を通じて表明した 3 重点回廊（東アフリカ北部回廊（ケニア、ウガンダ、ルワンダ）、ナカラ回廊（モザンビーク、ザンビア、マラウイ）、西アフリカ「成長の環」（コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソ））の総合広域開発に向けて技術協力、有償資金協力、無償資金協力を連携させた支援を行った。
- **東アフリカ北部回廊**：2017 年度に公表した東アフリカ北部回廊物流整備マスタープランにおける重要案件であるモンバサ開発事業及びモンバサ経済特区開発事業等の先行実施を含め、当該地域の運輸インフラ開発、産業開発に資する案件を実施した。特に、東アフリカ北部回廊の輸送能力増強、及び安全な交通の確保を目的としたウガンダ向け円借款「ナイル架橋建設事業」は、10 月に完工式が開催された。架橋建設により、時速 80Km での通行（従前の 4 倍速）が可能となった。完工式においては、ムセベニ大統領から、4 年半の歳月において死亡者を一人も出さず、また従業員の

9 割がウガンダ人であったことから、地元の雇用への大きな寄与、並びに現地建築・土木関係者への技術移転効果があったことへの感謝があった。

- ・ **ナカラ回廊**：2016 年 11 月にモザンビーク政府が閣議決定した「ナカラ回廊経済開発戦略」に基づいて、運輸・電力インフラ開発、産業開発、人間開発等に資する案件を実施した。2018 年 7 月にはナカラ回廊の起点を整備するモザンビーク・ナカラ港開発事業（有償資金協力）が着工。8 月には同国職業訓練センター改善計画（無償資金協力）の G/A が締結された。同じく 8 月に完工したナカラ市医療従事者養成学校建設計画（無償資金協力）は、北部地域の保健人材育成の促進を通じて、低開発におかれた同地域の保健指標の改善に貢献するものである。
- ・ **西アフリカ「成長の環」**：2017 年度に完成・公表した西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープランの具現化の一部として、主に運輸交通インフラの改善に向けた事業に取り組んだ。具体的には、コートジボワール・アビジャン 3 交差点建設事業（有償資金協力）、ガーナ第二次国道八号線改修計画（無償資金協力）の L/A・G/A を締結した。
- ・ 上記 3 重点回廊を含むアフリカのインフラ事業等への本邦企業の参画促進のため、アフリカ・インフラセミナーと称して 3 か国（タンザニア、マダガスカル、コンゴ民主共和国）の都市開発マスタープランの企業向け説明会を本邦で開催した（各 60 ～ 100 名参加）。またアフリカ事業への関心が高いパリにおいても日仏企業向けの機構のアフリカ事業説明会を開催した（約 50 社参加）。民間提案型事業においてもアフリカ地域への参画を促すべく、全国内機関を繋ぎ、初めてのアフリカ地域課題発信セミナーを 2 回実施した（8 月、2 月）。
- ・ また、4 月に「自由で開かれたインド太平洋」の観点からも戦略的に重要な、マダガスカル向けの円借款「トアマシナ港拡張事業」の起工式を開催した。

イ) アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）との協力

- ・ 7 月に NEPAD 等と第 3 回アフリカカイゼン年次会合を南アフリカで開催し、アフリカ、アジア、中南米の 20 か国の大臣、次官や民間企業等を含む約 150 名の参加者とともに、カイゼン普及によるアフリカの産業振興に向けた一層の取組みを促した。効果的普及のための「カイゼンハンドブック」も発表した。
- ・ 同月にマヤキ NEPAD 長官ほかと本邦で年次協議を行い、TICAD 7 に向けた連携分野（広域インフラ、農業・栄養、カイゼン）における意見交換を行うとともに、マヤキ長官ほかによる講演会を UNDP と共催することで、TICAD 7 に向けたアフリカのカイゼン事業の取組を一般向けに発信した。
- ・ 12 月に NEPAD、ガーナ政府、地域経済共同体（中央アフリカ諸国経済共同体（ECCAS：Economic Community of Central African States）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS：Economic Community of West African States）、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA：Union Économique et Monétaire Ouest Africaine））と中西部アフリカ OSBP（One Stop Border Post）ソースブック普及セミナーを開催し、中西部アフリカ 20 か国等からの約 85 名に対し、域内統合促進や貿易円滑化に向けた OSBP 普及のための議論を促した。

③ 戦略的な取組及び成果

- ・ TICAD 7 に向けて機構内でタスクフォース（教育、保健、産業・資源開発、電力、地域・都市開発、環境・気候変動、平和と安定、農業・食料・栄養、民間連携、知のネットワーク、スポーツ、科学技術イノベーション（STI）、広報）を立ち上げ、日本政府から発表見込みの我が国貢献策に対する「JICA 貢献策（案）」の検討や、外務省及び国際機関等との意見交換、サイドイベント・プレイベントの準備・開催、広報活動の展開を行った。具体的には、外務省との勉強会や貢献策（案）の説

明会の開催、TICAD 閣僚会合（10 月、東京）でのサイドイベント開催、TICAD 7 プレイベント開催（10 月以降 72 回）、地方での TICAD 広報活動（イベント開催 43 回等）のほか、国際助言委員会（7 月、東京）、世銀とのハイレベル対話（10 月、東京）、フランス開発庁（AFD）とのリトリート（5 月、東京）等をタスクフォースの参加を得て開催した。

- ・ 2017 年度に業務協力協定を締結したアフリカ地域持続可能な開発目標センター（The Sustainable Development Goals Center for Africa, SDGC/A）との間で、アフリカにおける高等教育の質の向上のために、機構が支援する汎アフリカ大学（PAU）及びジョモ・ケニヤッタ農工大学の教育の質の向上に関する取組の分析・発信に向けた連携を開始した。

④ 事業上の課題及び対応方針

- ・ TICAD VIの公約に貢献すべく、全般的には事業を順調に進めたが、一部の国で債務持続性の問題が発生し、円借款案件の供与を円滑に進められなかった。今後、マクロ経済分析や債務管理能力の強化に資する技術協力等を行っていく予定である。

No.5-6 中東・欧州

中東・欧州地域は、「アラブの春」以降、多くの国で政情不安定化等により、生活・社会基盤の荒廃や治安の問題を抱える国や地域が多く存在している。また、シリアからの難民問題は、当該地域のみならず欧米諸国への影響も大きく世界的な問題に発展している。こうした状況を踏まえ、当該地域に対しては、今後の同地域の安定化と人間の安全保障の確保に主眼を置き支援した。具体的には、国の発展を支える人材育成、格差是正や雇用創出、インフラ整備を地域の安定化に向けた重点領域として支援した。

① 日本政府の関連政策及び地域別公約への貢献

- ・ 「中東地域安定化のための包括的支援」：2018 年は、日本政府が G7 伊勢志摩サミット（2016 年 5 月）で表明した支援、及び難民及び移民に関する国連サミット（2016 年 9 月）で表明した支援公約（2016 年～ 2018 年の 3 年間）の最終年に当たり、公約達成に向け、難民支援、ガバナンス支援、格差是正、人材育成等を通じた中東地域の安定化支援、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」（J-TRaC）の派遣、シリア平和の架け橋・人材育成プログラム（シリア人留学生の受入れ）等の取組を推進した。その結果、下記のとおり J-TRaC は公約を達成、シリア人留学生の受入れも計画どおり実施している。また、シリア難民ホスト国であるトルコで、ホスト自治体のインフラ整備への資金供与を実施し、「シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査」のパイロット事業を通じて難民やホストコミュニティに対する社会サービス提供に係る能力強化を支援した。同じく、多数の難民受入れによる急激な人口増加や公共サービスの対象者増大に伴う財政負担の拡大が課題となっているヨルダンでは、ビジネス環境の改善や、主に若年層、女性、シリア難民等の雇用促進に向けた制度改善を目的とした開発政策借款の L/A に調印した。
- 「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」（J-TRaC : Japan Team for Refugees and Community）：2016 年 5 月から 3 年間で約 50 名の専門家や隊員等を難民キャンプや受入国・コミュニティに派遣する目標に対し、国際機関や受入国機関との連携も含めた支援を通じて、当初の目標を上回る 67 名を派遣した。支援の一例として、電力分野では国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及びヨルダン電力公社と連携して電力施設や安全性確保等の研修を実施し、シリア難民の安全な生活環境改善や収入機会の提供につなげた。また、ヨルダンにおけるパレスチナ難民女性生計向上の取組で支援した女性の家庭内での生計向上を支援する研修パッケージを活用し、シリ

ア難民女性のキャンプ内での生計向上に資する協力モデル形成にも取り組んだ。こうした支援事業は、難民の女性が将来的にシリアに帰国した時にも、生計向上に資することを目的としている。

- ・ 「平和の架け橋・人材育成プログラム」(シリア人留学生受入)：2017 年から 5 年間で最大 150 名（うち機構実施分 100 名）を受け入れる目標に対し、国際機関を含む関係機関と共働して実施体制を構築し、2017 年度 19 名（及び家族 19 名）の受入に続き、2018 年度 20 名（及び家族 11 名）の計画どおりの受入を実現した。2018 年度の受入れにあたっては、2017 年度の経験を基に、留学生の募集・選考に加えて来日後の研修プログラムでも先輩留学生と直接相談可能な機会を設ける等の改善を図り、留学生及び家族の日本における円滑な学業・生活のスタートアップを支援した。また、更なる同目標の円滑な実施に向けて UNHCR レバノンに出向人員を配置した。
- 「エジプト・日本教育パートナーシップ」：2016 年2 月に両国政府間で締結された同パートナーシップの目標達成（5 年間で 2,500 名の留学生・研修生受入含む）に向け、就学前、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージで技術協力を推進するとともに、無償資金協力「第二次エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画」、円借款「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」及び「エジプト・日本学校支援プログラム（エジプト・日本教育パートナーシップ）」の実施を促進した。エジプト・日本学校（EJS：Egypt-Japan School）では、日本式教育が評価され、パイロット校の全ての校長及び大多数の教員が「特活」導入により児童の協調性や生活態度、規律など良い変化が起きていると回答した。また、EJS は 2018 年度に 35 校も開校しており、技術協力と円借款の連携を通じて、他国には例を見ない規模・速さで日本式教育の普及を推進した。「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナーシップ）」では 2018 年度に 151 名（累計で 169 名）の留学生を受け入れるとともに、4 大学と契約を締結して短期研修を開始した。また、高等教育への支援として、「エジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）プロジェクトフェーズ 3」を開始した。
- ・ 「日・サウジ・ビジョン 2030」：2017 年 3 月に両国政府間で合意された二国間協力の基本的な方向性である「日・サウジ・ビジョン 2030」に基づき、機構が関与する重点分野の「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ・教育」に関連した取組を推進した。中小企業分野では、中小企業振興支援システム強化のためのセミナーを 4 都市で実施し、28 名が参加した。また、社会福祉・公共サービスの分野や下水分野で、同国とも一部コストシェアしつつ、政府機関職員等の研修を実施した。
- ・ 「西バルカン協力イニシアティブ」：西バルカン 6 か国全てに調査団を派遣、外相（6 か国中 4 か国）訪日時に機構副理事長と面談・意見交換を行う等、二国間関係の強化に貢献した。また、実施中の広域事業における域内 4 か国の中小企業メンタリングサービス普及戦略及びメンター向け研修プログラムの作成や、観光振興（広域）専門家派遣による域内 3 か国の観光局の調整メカニズムの構築や連携能力の強化等を通じて、域内協力を推進した。また、西バルカン地域の共通の課題である森林火災へ対策を目指した新規案件を形成した。さらに、新興ドナーであるルーマニア（RoAid：Romanian Agency for International Development）及びブルガリアとの関係を構築・強化した。加えて、これら取組を、JICA 地球ひろばで随時開催しているセミナー、外務省主管の青年招聘、メディア招聘、ビジネスセミナー等で積極的に発信し、同イニシアティブの推進に貢献した。
- ・ ABE イニシアティブ：前述のエジプトにおける留学生借款事業に加え、2018 年度 16 名（北アフリカ地域分）の来日を含む ABE イニシアティブによる人材の受入を推進した。特に 2018 年度は、リビアから初の留学生を 1 名受け入れた。リビアの政情から留学生受入は困難を極めたが、在日

本リビア大使館と緊密に連携し、将来の国づくりを担う留学生受け入れを実現した。また、モロッコにて ABE イニシアティブを活用した研修生によるネットワーキングフェアと共に、同 ABE イニシアティブでインターンシップを受け入れている企業等による現地視察ツアーを実施した。

② 重点領域への支援

重点領域において具体的に貢献した事例は以下のとおり。

ア) 国の発展を支える人材育成

- ・ 研修に加え、上述のとおり、シリア平和の架け橋・人材育成プログラム、エジプトに対する留学生借款事業等、留学生制度も積極的に活用した支援を実施した。

イ) 格差是正、雇用創出

- ・ 地域の安定に重要な格差是正や雇用創出のため、当該国の地域間格差、雇用の課題に留意し、農林水産・農村開発、雇用創出に資する人材育成・ビジネス・投資環境整備・起業支援を実施した。
- ・ モロッコでは、地域間格差是正を目的とした円借款「地方給水事業（III）」及び「地方道路整備事業（II）」を実施した。また、水産業振興のための円借款「海洋・漁業調査船建造事業」を通じて日本の造船技術を活用した調査船建造を通じた水産資源管理能力の向上への支援を開始した。
- ・ ヨルダンでは技術協力「若年層へのキャリアカウンセリング能力向上プロジェクト」を実施し、大学等における若年層の就職支援能力の向上を支援して雇用促進を図った。
- ・ パレスチナでは、日本独自の中東和平への中長期的取組である「平和と繁栄の回廊」構想の中核事業であるジェリコ農産加工団地の開発・運営能力を引き続き支援した結果、新規 6 社を含む、累計 15 社が操業した。「回廊」構想については、5 月の安倍総理との首脳会談にて、パレスチナ自治政府のアッバース大統領からは「このプロジェクトはメイドインジャパンであり、素晴らしいものである。パレスチナに希望を与えるものであり、今後とも協力していきたい」と評価された。
- ・ エジプトの重要産業である観光に対し、円借款、技術協力 3 件を通じて大エジプト博物館の建設・運営を支援し、同国政府の目標である 2020 年の大エジプト博物館開館に向け包括的に協力した。
- ・ バルカンでは、技術協力「西バルカン地域における中小企業振興メンターシステム構築・普及促進プロジェクト」を実施し、過去の支援によるセルビア及びモンテネグロの中小企業支援体制構築の成果を周辺国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア）に普及・展開する支援を実施した。

ウ) 地域安定化に資するインフラ整備

- ・ 日本の技術・知見の活用に留意し、電力、水、環境、運輸・交通分野の資金協力事業の形成・実施を促進した。イラクの「クルド地域電力セクター復興事業」、「バスラ製油所改良計画」、モロッコの「海洋・漁業調査船建造事業」では、日本の技術・知見を深め、事業における活用を促進するため、先方実施機関職員を日本に招き、視察・研修等を実施した。
- ・ **電力分野**：「クルド地域電力セクター復興事業」は 9 月に貸付実行が完了、今後、慢性的に電力が不足する同地域の電力の安定供給に貢献することが期待される。また、イランでは、EU3+3（英仏独米中露）間で合意した「包括的共同作業計画（JCPOA：Joint Comprehensive Plan of Action）」後初の円借款となる電力リハビリ事業の形成に向け準備を進めた。チュニジアでは「ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業」、エジプトでは電力分野への幅広い支援（火力発電、再生可能エネルギー、配電、省エネ）を実施した。
- ・ **環境分野**：ウクライナでボルトニッチ下水処理場改修事業を推進、エジプトで下水事業を形成、チュニジアでスファックス海水淡水化事業の実施に加え、シディサレム多目的ダムの堆砂・治水対策事業の形成準備、セルビア・ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業及びボスニア・ヘル

ツェゴビナ・ウグレヴィツク火力発電所排煙脱硫装置建設事業を推進した。また、セルビア向けの新規協力を検討すべく、エネルギー効率化・再エネ分野の情報収集・確認調査を開始した。

- ・ **運輸・交通分野**：エジプト・カイロ地下鉄 4 号線実施促進，モロッコ港湾建設に係る事業の形成等を実施した。チュニジアでは，首都近郊のラデス港の混雑改善のため，港湾・税関分野での専門家の派遣準備を行った。
- ・ **復興支援（紛争影響地域における電力・水分野）**：イラクでは地域紛争からの復興・破壊されたインフラの整備を重視し，電力・水分野の円借款を形成し，バスラ上水道整備事業（第二期），灌漑セクターローン（フェーズ 2），クルド地域上水道整備事業（第二期）の L/A に調印した。

エ) 難民受入ホストコミュニティに裨益する支援

- ・ 主要な難民受入国であるヨルダン，レバノン，トルコ，西バルカンにおいて，各種の事業形態を活用した支援を実施した。
- ・ ヨルダンでは，世銀との協調融資による開発政策借款「金融セクター，ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」や，国連プロジェクトサービス機関（UNOPS：United Nations Office for Project Services）との連携による国際機関連携無償「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」，国際金融公庫（IFC：International Finance Corporation）と連携した海外投融資「ムワッカル太陽光発電事業」，本邦民間企業と連携した開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査，隊員派遣等，様々なパートナーとの連携，援助手法により支援を実施している。また，上述のとおり，ビジネス環境の改善や，主に若年層，女性，シリア難民を含む外国人の雇用促進等への支援を目的とした開発政策借款（DPL：Development Policy Loan）の L/A に調印した。
- ・ トルコでは難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款「地方自治体インフラ改善事業」を実施するとともに，トルコ国内のシリア難民に対する心理ケア等の社会サービスに係る支援ニーズ調査を実施した。セルビアでは，難民支援に従事するボランティア（UNV：United Nations Volunteers/UNHCR）を派遣した。

③ 事業上の課題及び対応方針

- ・ 治安情勢が不安定な国を多く抱える中東地域では，治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等と連携の上，治安上のリスクに係る情報収集・分析や事業計画の策定・実施，本邦研修や周辺国における第三国研修，帰国研修員支援等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し，日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組むことを期待する。また，目標達成だけで満足することなく，より大きな開発インパクトを生み出す仕組みづくりについても努力が図られるとよいと考える。（2017 年度主務大臣評価報告書，No.5「地域の重点取組」）

<対応>

自由で開かれたインド太平洋，日・ASEAN 首脳会議の公約，PALM8 の公約，日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ，戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017 年～2021 年），中南米・カリブ地域における 3 つの理念（juntos），TICAD VI ナイロビ宣言，ABE イニシアティブ，中東地域安定化のための包括的支援，西バルカン協力イニシアティブ等を踏まえた事

業の形成・実施に、上述のとおり着実に取り組んだ。

また、より大きな開発インパクトを生み出す仕組みづくりとして、①広域事業の実施、②援助手法の効果的組み合わせによる開発効果の拡大、③民間連携事業の推進、④国際機関との連携、⑤国内リソースの発掘・活用等に取り組んだ。

①に関し、大洋州における島嶼国向けの気候変動対策やハイブリッド発電事業の実施、SICA を通じた地域協力、西バルカン協力イニシアティブに基づく域内協力の推進等を実施した。②に関し、ネパール震災復興に向けた技術協力、無償資金協力、円借款の一体的実施、インドにおける民間連携事業と円借款の連携による農業開発、エジプトにおける技術協力と円借款による日本式教育の効果的な普及等を推進した。③に関し、全国内機関を繋いだ初めてのアフリカ地域課題発信セミナーの開催、アフリカ地域の 4 課題（保健、農業、教育、インフラ）に係る初のスタディツアー開催、カシミヤ製品製造能力向上やブラジル北東部の持続的農業開発に向けた海外投融資の検討・実施等を推進した。

④に関し、フィリピンにおける過去最大規模の ADB との協調融資に係る L/A 調印、IUU 漁業対策研修等における米・豪との連携、アフガニスタンにおける UNDP 及びトルコ政府と連携した女性警官育成研修プログラム、NEPAD 等とのアフリカカイゼン年次会合の開催、世銀や UNOPS 等との連携による難民受入ホストコミュニティに裨益しうる支援等を実施した。⑤に関し、JICA 開発大学院連携を通じた将来のリーダー層との人的ネットワークの構築、企業・大学・NGO 等とともに議論するオープン・イノベーションの実施、バングラデシュの ICT 人材育成における宮崎市・宮崎大学・地元の民間 IT 企業等との連携、SATREPS 案件の社会実装に係る追加業務の三井物産株式会社からの受託等、積極的に活動を展開した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断されることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、「自由で開かれたインド太平洋」等を踏まえ、日本政府の政策、国際公約や各国・地域の特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、開発を効果的かつ戦略的に支援した。特に、①日・ASEAN 首脳会議や TICAD V 公約（ABE イニシアティブ等）への貢献、②日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ（女性農家の水利組合加入に向けた法改正）、③治安上の困難を抱える地域での難易度の高い支援（シリア難民・ホストコミュニティ支援）、④インフラ整備、経済社会活性化等の分野での支援に対する高い評価（モンゴル、東アフリカ北部回廊）、⑤国家勲章受章（タイ洞窟遭難事故への捜索・救出支援）等、特筆すべき成果をあげた。

1. 東南アジア・大洋州地域

1-1. 東南アジア地域

○ ASEAN 経済統合の推進に向けて陸及び海洋の経済回廊に係る連結性強化を推進し、海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、質の高い成長、気候変動対策、人材育成、脆弱性への対応等に係る取組を促進。

◎ **健康イニシアティブへの貢献【①】**：首脳会談における公約（2014 年～ 2018 年の 5 年間で 8,000 人規模の保健人材育成）に関し、計 35,987 人の人材を育成し、公約目標値を上回る支援を実現。

◎ **テロ対策強化への貢献【①】**：首脳会談における公約（2016 年～ 2018 年の 3 年間で 450 億円の支援及び 2,000 人規模の人材育成に関し、我が国は約 800 億円の支援及び 2,653 人の人材育成を実施。そのうち、機構は約 756 億円の支援及び 1,299 人の人材育成を行い、公約目標値を大きく上回る支援の実現に貢献。

- ◎ **海上保安分野に係る人材育成【①】**：日・ASEAN 首脳会議の公約（2016 年～ 2018 年の 3 年間で 1,000人規模の海上保安分野における人材育成）に関し、機構は 2018 年度末までに総計 1,070 人の人材育成を行い、公約目標値を上回る支援を実現。
- ◎ **タイ国家勲章受章【④】**：タイの洞窟遭難事故に対し、過去に日本から供与した日本製ポンプ車の現地派遣や衛星データを活用した地形図提供等で捜索・救出活動を支援し、国王ラーマ 10 世より国家勲章を受章。

1-2. 大洋州地域

- 海洋インフラ支援、再生可能エネルギー導入等ハイブリッドアイランド構想具現化を促進、Pacific-LEADS で幹部候補人材育成を援。

2. 南アジア地域

- 質の高い経済成長、自由で民主的な社会の基盤づくり、ダウンサイド・リスクへの対応、日本の国益に資する開発協力等を実施。インド、バングラデシュ、スリランカ各国とのパートナーシップに基づく事業を実施し、公約の達成に貢献。
- ◎ **日印特別戦略的グローバル・パートナーシップへの貢献【①】**：日印両首脳が重視する女性のエンパワーメントに資する協力として、協力事業の実施と機構の働きかけを通じて、保守的規範の強いラジャスタン州で女性農家の水利組合員資格取得を後押しする州法改正を実現。

3. 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ガバナンスの強化、産業の多角化・雇用確保、インフラ整備・連結性強化、人材育成に係る取組を実施。日・モンゴル中期行動計画、中央アジア+ 日本対話枠組み等に基づく案件形成、実施を推進。
- ◎ **戦略的パートナーシップのための日モンゴル中期行動計画への貢献【①、④】**：モンゴルの安定的なマクロ経済運営、社会的弱者支援、経済成長強化への重要な貢献として、日本・モンゴル首脳会談の共同声明にて、開発政策借款をモンゴル首相が高く評価。

4. 中南米・カリブ地域

- 国際開発金融機関等との連携を通じたインフラ整備、防災、気候変動対策、格差是正、留学制度を活用した人材育成に係る取組を実施。
- ◎ **日系社会との連携強化【②、⑤】**：2014 年の安倍総理の中南米歴訪を踏まえ、機構は研修・セミナー開催・調査団派遣等を通じて、日本の医療技術・サービスの国際展開に資する本邦民間企業とブラジル日系社会の連携策を検討・推進。その成果として開始した民間連携事業で、日系医療機関との連携により導入した本邦企業開発の医療器具が、ブラジル国政府の認証登録を完了し、本格的な現地進出に向けて現地法人の設立を達成。

5. アフリカ地域

- TICAD VI ナイロビ宣言等に基づき、経済構造改革、強靱な保健システムの構築、社会安定化の促進等を実施。3 重点回廊開発の促進、NEPAD, SDGC/A 等パートナー機関との連携、TICAD 7 に向けた各種取組を推進。
- ◎ **ABE イニシアティブへの貢献【①】**：TICAD VI公約の留学生受入目標値（2016 ～ 2018 年度で 600 名）を大幅に上回る累計 746 名を受入。
- ◎ **アフリカにおける産業人材育成【①】**：TICAD VI の公約（2016 年～ 2018 年で 3 万人の産業人材育成）に対して、アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、2016 年～ 2018 年で累計 69,767 人を育成し、公約目標値を上回る支援を実現。

- ◎ **東アフリカ北部回廊の強化【①，④】**：TICAD V及びVIにて表明した総合広域開発に関し，東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋完工（10 月）。時速 80Km 通行（従前の 4 倍速）となり輸送能力増強に貢献。架橋工事に加え，質の高い現場管理（4 年半の歳月において死亡者ゼロ，地元雇用への寄与（現地雇用率 90%）等）に対しウガンダ大統領から謝意表明。

6. 中東・欧州地域

- G7 伊勢志摩サミット，国連サミット公約達成に向けて，難民支援，ガバナンス支援，格差是正，中東地域の安定に資するインフラ整備等の取組を実施。
- ◎ **シリア難民支援公約の達成【①】**：世界人道サミットでの公約（2016-2018 で約 50 名の専門家等を難民キャンプ，受入コミュニティへ派遣）に対し，当初目標を上回る 67 名を派遣し達成。

＜課題と対応＞

引き続き，各国・地域の状況や優先的な課題を分析し，日本政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえた事業の形成・実施に取り組む。

3－5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

地域の重点取組について，機構の活動として，以下の実績が認められる。

1－1. 東南アジア地域

東南アジア地域においては，ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進，陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化，自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化，成長の歪みを克服する質の高い成長，脱炭素化に向けた気候変動対策，将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成，ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点として取組を実施した。

特筆すべき成果としては，6 月にタイの洞窟で発生した遭難事故における搜索・救出活動を支援した機構関係者 3 名が，衛星データを活用したレーダー地形図の提供や，過去に日本からタイに供与された日本製ポンプ車の現地派遣等，日本チームで丸となってタイ政府の搜索・救助活動を支援した結果，国王ラーマ 10 世より国家勲章を受章したことは，支援相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果として評価される。

また，2014 年日・ASEAN 首脳会議の公約（健康イニシアティブ）や，2016 年の日・ASEAN 首脳会議における公約（テロ対策能力強化等，海上保安分野に係る人材育成）に関して，目標の達成に大きく貢献した事を評価する。

1－2. 大洋州地域

大洋州地域においては，海洋インフラ，海上安全，海上法執行能力，漁業資源管理等を重点領域として支援したほか，気候変動対策，環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応，自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備及び貿易・投資や観光分野の支援，「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組んだ。

2. 南アジア地域

南アジア地域においては，域内及び他地域との連結性強化，投資環境整備を含む産業競争力強化，平和と安定及び安全の確保，基礎生活分野の改善，地球規模課題への対応等を重点領域として取組を実施した。

特筆すべき成果としては，アフガニスタンにおいて機構が 2009 年に策定支援した「カブール都市開発マスタープラン」に基づき，カブールの都市インフラの改善・整備等を支援してきたところ，機構の長年にわたる都市インフラ開発，都市再開発への支援に対して，同国で文民対象の勲章として二